No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
1	拠点・市街 地整備	被災住宅復興支援利子補給補助金交付事業	東日本大震災による被災者生活再建支援制度の補完を目的とし、被災者が金融機関等からの借入金を利用して自己用住宅の復旧(補修等)を行う場合の利子を補助することにより被災者の負担軽減を図る。 ●期間:5年間(令和6年度事業完了) ≪利子補給率≫ ○平成28年3月31日までに融資を受け、平成28年12月28日までに申請した場合:年2%(県1%・市1%) ○平成28年4月1日から平成31年3月31日までに融資を受け、令和元年12月28日までに申請した場合:年1%(県1%)	申請受付(新規)	件		補助件数	F	17			
2	拠点・市街 地整備	駅前トイレ管理事業	現水戸線の福原・稲田・宍戸の各駅前公衆トルの維持管理業務 ・稲田駅前トル 木造瓦葺 15.00㎡ 男子トル大1小1 女子トル大2 ・福原駅前トル 木造瓦葺 15.00㎡ 男子トル大1小1 女子トル大2	施設の清掃 業務	回	365						
3	拠点・市街 地整備	理事業	・宍戸駅前トイレ 木造瓦葺 21.84㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2 本市の歴史及び観光情報の発信と市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進 を図るため、「かさま歴史交流館井筒屋」の運営管理業務を実施する。	開館日数	日	313	来館者数	Д	93, 229	関係団体等 の利用回数		471
4	拠点・市街 地整備	友部駅南北自由通路・駅前広場	友部駅南北自由通路、北・南口駅前広場維持管理費用 【施設概要】 ・友部駅南北自由通路 延長:80m 幅員:5m 延床面積:1,270㎡ 付帯施設:エレベーター2基、Iスカレーター4基 電気室、公衆トイレ(南北2ヵ所) ・北口駅前広場 面積:約5,000㎡ 付帯設備:駐車場管理システム ・南口駅前広場 面積:約6,000㎡ 付帯設備:駐車場管理システム	施設(日常・定期) 清掃	B	365	駐車場(機 械警備・精 算器システ ム)管理	B	365	自由通路昇 降機保守点 検		12
5	拠点・市街 地整備	道の駅管理事業	「道の駅かさま」の指定管理業務を支援(拠点機能の強化) ・休憩機能:24時間、無料で利用できる駐車場およびトイレ ・情報発信機能:道路情報、地域の観光情報などを提供 ・地域連携機能:農産物直売所などの地域振興施設	道の駅利用 者数(レジ 通過者)	万人	74						
6	拠点・市街 地整備	駅前駐車場管理事業	・市内の駅前にある駐輪場及び駐車場の管理業務(使用許可、使用料の徴収、施設の見回り) ・有料駐車場:3箇所(笠間駅北、稲田駅前、福原駅前)・有料駐輪場:3箇所(笠間駅北、稲田駅前、友部駅北) ・無料駐輪場:4箇所(福原駅前、宍戸駅前、岩間駅西・東口)平成22年度より指定管理者制度導入 ・笠間駅北駐車場・駐輪場を笠間観光協会に委託 ・福原駅前駐車場、稲田駅前駐車場・駐輪場をJROB会に委託・無料駐輪場については、業務の一部をシルバー人材センターへ委託。少子化と不況により年々利用者が減少している。	放置自転車の処分	回	1						
7	拠点・市街 地整備	都市計画情報管理事業	都市計画法に基づき決定された都市計画情報(地域地区や都市施設に関する決定内容)をGISデータ化した「都市計画支援システム」を平成20年から導入し、法定の都市計画図書や都市計画基礎調査の基本図データとして活用するとともに、都市計画情報の照会業務への対応や都市計画図として印刷・販売を行うなど、住民サービスの向上と業務の効率化を図っている。	問合対応	件	1, 215	都市計画図 の頒布(H 29新規指 標)	件	165	基本図の貸 し出し(H 29新規指 標)	件	14
8	拠点・市街 地整備	土地情報管理事業	土地情報システムの管理 (本庁及び支所) 地籍集成図の加除業務	集成図等の 交付	件	4, 975	地籍集積図 加除	筆	1, 143			
9	拠点・市街 地整備		国土は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、生活及び生産など 諸活動の基盤である。健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るた	国土利用計 画法関連研 修会	0	1	土地取引届 出処理件数	件	62			
10	拠点・市街 地整備	住宅管理事業	市営住宅13団地351戸の維持管理 入退去、家賃管理、修繕及び維持管理経費	維持管理委 託	件	1	住宅使用料	円	46, 986, 170	入居戸数	戸	220
11	拠点・市街 地整備	開発指導事務	笠間市開発事業指導要綱に基づき1,000㎡以上の宅地開発行為等について指導を行う。 また、県から権限移譲を受けた都市計画法に基づく3,000㎡以上の宅地開発許可につい て、都市計画法の技術基準等に基づく審査、許可及び完了検査を行う。 〇開発登録簿の写し交付(手数料500円/1枚) 〇租税特別措置法に基づく優良宅地認 定 〇都市計画法施行規則第60条証明(手数料400円/1通)	開発行為許 可等申請	件	9	開発行為の 完了検査	件	7			
	拠点・市街 地整備	建築確認取扱事務	本市において、建築確認申請に関する審査は県(特定行政庁)が所管するが、県との委託契約に基づき、県へ建築確認申請する場合は、市が用途地域等の確認を行った上で経由する。(均等割4,000円+件数割400円×件数)住居表示区域内(友部地区の一部)に新築された建築物について、建築主からの申請に基づき住居表示番号を設定する。 〇道路の位置の指定申請(建築基準法第42条1項5号)の経由 〇特定公共的施設新築等工事届出(県ひとにやさしいまちづくり条例)の経由	建築確認申請の県への経由	件	12	住居表示番 号の設定	件	49			
13	拠点・市街 地整備	古術学は外では今年業	「笠間市市街地活性化基金」の繰入及び運用による利子の積立等、基金を適正に管理 する。									

No.	. 施	策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
14	拠点・地整備	・市街	畜産試験場跡地利活用促進事業	・事業内容:畜産試験場跡地の利活用策について茨城県との協力と連携を図りながら、各方面との協議調整および誘致活動を実施する。 ・事業内容:「重点」畜産試験場跡地は効果的な活用による生活と経済活動両面を支える拠点となることが期待できることから、所有者である茨城県との協議等を通して、進出意向調査やヒアリングなどを行いながら利活用策の検討を進める。 ・特定財源:無									
15	拠点• 地整備	· 市街 ^莆	笠間PA周辺事業	北関東自動車道笠間パーキングエリアと隣接した多目的広場の維持管理費	物販イベン トの開催	日	79	物販イベン ト売上高	円	4, 206, 460			
16	拠点· 地整備	·市街 #	住宅整備事業	市営住宅に設置されている、未使用となった高架水槽の解体撤去を行う。	効果水槽撤 去	基							
17	拠点・ 地整備	· 市街 備	都市計画総務事務	都市の健全な発展と秩序ある整備に向けて、現況や課題等を把握するための各種調査 を実施するとともに、地域の実態に即した都市施策を検討・立案する。 また、都市計画決定に係る審議を行う笠間市都市計画審議会(法定付属機関)の運営 のほか、開発行為や建築確認等に必要な都市計画情報等の照会業務や都市計画法等に 基づく申請・届出業務への対応を行っている。	都市計画に 関する各種 調査件数	件	91	都市計画法 (53条・65 条)に基づ く許可	件				
18	拠点・ 地整備	·市街 #	公営住宅子育て世帯支援事業	県営及び市営の福原住宅の入居促進を図る事業	パソコン リース	台	10	学習支援教 室	人	4			
19	拠点・	· 市街 ·	駅自由通路・駅前広場整備事業	友部駅施設の修繕工事	修繕工事	件	2						
20		・市街	木造住宅耐震化推進事業	震災(防災)対策の一環として、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の建築確認申請)の木造住宅について耐震化の促進を図る。(令和7年度末の目標耐震化率:95%)〇耐震化への意識啓発 〇耐震診断士派遣事業:負担割合(国1/2、県1/4(限度額14千円/1棟)、個人2千円/1棟)〇耐震改修総合支援補助(補助限度額:1,000千円、国1/2、県1/4、市1/4)	耐震診断士派遣	戸	1	耐震改修工 事	戸		住宅の耐震 化率(推 計)	%	
21	拠点・ 地整備	· 市街 備	岩間駅東西自由通路・駅前広場 管理事業	岩間駅東西自由通路維持管理経費 【施設概要】 ・東西自由通路、東西駅前広場、駐車場(東西)、エレヘ・・ター2基、公衆トイレ(東西2ヵ所)	施設(日 常・定期) 清掃	日	365	駐車場(機械 警備・精算 機システム) 管 理	日	365	自由通路昇 降機保守点 検	0	12
22	地從頒	開		友部駅橋上化、自由通路及び友部駅周辺整備の充実を図るための資金に充てるため設置した基金である。 友部駅橋上化及び自由通路については、平成20年に完成した。 現在は、友部駅周辺整備のため基金を活用している。	基金の積み 立て額	円	2, 408	基金の取り 崩し額	円	39, 685, 690	年度末基金 残高	円	87, 692, 472
23	拠点・ 地整備	・市街 開		笠間駅前広場の整備及び管理	修繕工事	件	1						
24	拠点· 地整備	· 市街 ^莆	道路管理総務事務	道路法による各種承認・許可業務 法定外道路に係る各種承認、許可業務 公共用財産 の払い下げ業務 占用料の賦課徴収業務 境界復元測量委託業務 国土調査の修正業務 土地賃借料支払業務 道路用地買収業務	道路及び法 定外占用許 可	件	473	道路境界確 認	件	191			
25	拠点・地整備	・市街	公営住宅長寿命化事業	「新規」 笠間市公営住宅長寿命化計画については、平成24年度から令和3年度を計画期間とした計画を平成23年度に策定した。 前計画の期間が完了していること、また、今後の公営住宅の大規模修繕等を見据えた上で、令和6年度から10年間の計画を策定する。 策定にあたっては、人口減少や公共施設等適正配置計画などを踏まえた公営住宅全体の在り方を含めて策定を行う。	計画の策定	計画							
26	拠点・地整備	・市街 備	宅地創出促進補助事業	人口減少の社会背景の下、居住適地への魅力ある宅地開発を誘導することにより、市内の定住人口を下支えするとともに、コンパクトで持続可能なまちづくりを図る。 「重点」笠間市立地適正化計画に定める誘導区域内において、一定水準の宅地を整備した場合、事業者に対し最大1,000万円を補助	人口	Д		建築確認件 数 (新築・ 専住)	件	311	宅地面積	km²	23. 8
27	公共交	を通	デマンドタクシーかさま運行事 業	・平成22年度:運行当初の7エリアを3エリアに統合 ・平成24年度:運行支援システムの更新 ・平成27年度:土曜日試験運行の実施(翌年度本格運行開始) ・平成30年度:エリア見直しによる試験運行の実施 ・令和元年度:試験運行の本格運行開始、料金改定	デマンドタ クシーかさ ま年間利用 者数	Д	45, 674	年間乗車券 販売額	千円	16, 880			
28	公共交	を通	公共交通維持確保事業	公共交通維持確保のため生活交通路線運行維持に対する負担や路線バス運行対策補助等を実施。 ・既存公共交通(路線バス)の維持確保を図るため、5路線の運行に伴う損益に対し路線バス運行対策費補助を交付する。また、損益額を抑制するため広報周知活動により利用を促進する。 (水戸駅〜友部駅線、岩間駅〜下安居酒屋前線、友部駅〜中央病院間外2路線)・平成24年6月に運行が再開された(平成19年10月に一度廃止された)高速バス「益子・笠間〜秋葉原線」(平成25年4月に益子町まで延伸)の利用促進のためPR活動を実施。	補助路線数	路線	4						

No		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
29	公;	共交通	公共交通対策事業	公共交通全体の現状と課題の整理や交通事業者との協議調整をし、各公共交通の確保・改善や利用促進のための広報周知活動を行う。 ・茨城県公共交通活性化会議による地域公共交通の調査研究及び維持・確保・改善に向けた事業の実施 ・各期成同盟会を通じた要望活動により、鉄道輸送力の増強、在来線の維持確保及び 鉄道施設の利便性の向上 ・乗車券類簡易販売業務委託による無人化防止や周辺住民の利便性の確保。(福原 駅、稲田駅、宍戸駅) ・自転車活用の推進(シェアサイクル運営等)	駅乗車人員 の前年度比	%	108	交通の利便 性が高いと 感じる市民 の割合	%	35			
30	空調対抗	家・空地 策	空家政策推進事業	管理不全空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、特措法及び条例に基づき空家等所有者に行政指導する。 居住誘導のため、立地適正化計画に定める、居住誘導区域および準居住誘導区域における空家の既存ストックとして有効活用し、居住誘導区域および準居住誘導区域への居住地集積を積極的に図るため、 空家バンク登録物件利用促進事業の拡充、空家バンク登録物件家財処分支援事業の拡充、管理不全空家の解体撤去支援事業の拡充をし、本市への移住・定住人口、二地域居住人口増加を目指す。	空家関連補 助金交付件 数(解体)	件	4	管理不全状 態空家等改 善件数	件	13	空家バンク 制度成約件 数	件	23
31	道記	路・河川	市道(笠)3592号線整備事 業(笠間)	防災・安全社会資本整備交付金(計画16) 「子供の安心・安全な登下校を守る」通学路交通安全対策。 「新規」 通学路安全プログラムに位置付けられた箇所の改築及び交通安全施設等の整備により、通学児童・生徒の安全を確保する。 全体計画 L=620m 幅員 W=9.0~11.0/6.0m 事業期間 R05年度~R09年度	改良工事	m		進捗率	%				
32	道道	路・河川	市道新設改良事業(岩間地区)	各地区からの整備要望について、「道路整備の優先順位評価基準」に基づいて生活道 路の整備を図る。	用地買収	筆		改良工事	m	125			
33	道道	路・河川	旭町地内地下排水路調査事業	旭町地内の地下に構築されている排水施設の腐食・劣化による被害等が懸念されることから状態調査を実施する。(平成24年度に調査業務を実施し、10年経過することから再調査を行う) 「新規」旭町地下排水路の状態を調査するため(平成24年度の調査業務延長L=2,361m)	調査業務	件							
34	道道	路・河川	市道(友)3207号線整備事 業(旭町)	狭あい道路整備等促進事業(社会資本整備総合交付金)による,道路整備事業。 拡幅改良を行い,車両や歩行者の安全を確保する。 全体計画 L=350m W=4.7m 事業期間 R1年度~R6年度	用地買収	件	7	道路改良工事	m	110	進捗率	%	51
35	道道	路・河川	道路台帳更新事業	道路法第28条に基づき,道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するためにも道路 の区域,道路の構造等,兼用工作物,占用物件その他に関し,道路管理上の基礎的な 事項を総括して把握しておく必要がある。 道路台帳の制度は,この制度に基づき設けられたものである。	修正路線の 委託	件	3						
36	道道	路・河川	河川管理事業(岩間地区)	河川法第100条(準用河川)、笠間市法定外公共物管理条例(普通河川、水路)に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。 〇準用河川 瀬戸の川 軍勢川 巴川	維持工事	件	5	不良箇所解消率	%	100			
37	道道	路・河川	渋滞対策整備事業	主要道路の慢性的な交通渋滞を緩和するため、迂回路となる道路の環境整備を行い交通量の分散を図る。 「新規」主に市道(友)1級9号線周辺道路の環境整備を図る。	道路舗装工事	件							
38	道	路・河川	来栖本戸線整備事業	防災・安全社会資本整備交付金(計画12) 国土強靭化に向けた防災・減災のための道路整備 国道50号の渋滞緩和及び、北関東自動車道へのアクセス強化を図る幹線道路の整備事業。 全体計画 L=3,200m 整備済 L=2,137m 幅員W=6.0/10.0m 事業期間 H19年度~R7年度	改良工事	m	380	用地買収	筆		進捗率	%	86
39	道記	路・河川	街路事業促進事務	街路事業推進のため、県街路事業促進協議会が行う国等への要望活動、先進地視察等 を含む現地研修会への参加、街路事業及び設計積算に関する資料等の収集を行う。									
40	道	路・河川	河川管理事業(笠間地区)	河川法第100条(準用河川)、笠間市法定外公共物管理条例(普通河川、水路)に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。 〇河川愛護活動 毎年7月上旬実施(笠間地区内の河川清掃) 〇準用河川 片庭川 内川 飯田川(その他河川 逆川 日沢川)	河川愛護活動	0	1	不良箇所解消率	%	100			
41	道記	路・河川	市道新設改良事業(友部地区)	各地区からの整備要望について,「道路整備の優先順位評価基準」に基づいて生活道 路の整備を図る。	用地買収	筆	1	改良工事	m	100			

Ne	D.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
4	2 道	直路・河川	道路橋りょう災害復旧事業	災害発生に伴う、道路等の復旧事業を行う。									
4	3 道	直路・河川	国県補助事業調整事務	笠間市内を通る国道や県道・河川の整備・充実を早期に図るため国や県と連携を密に し、国県事業の事業調整・整備促進を図る。	国県へ要望 活動	件数	18						
4	4 道	直路・河川	(未定)県道稲田停車場線歩行 者空間整備事業	県道稲田停車場線の快適な通行を確保するため、平成26・27年度 (2か年) で事業完了した「社会資本総合整備計画 (H23~27)」の延長先にあたる「稲田駅前交差点から神田橋区間(延長80m)の道路と歩道空間の整備を行う。これまで、整備計画を進めるにあたり平成30年度に測量設計業務が完了し、令和2年度に道路整備にかかる電柱移転完了済となっている。 ○県道稲田停車場線歩行者空間整備 (延伸部L=80m)・道路改良舗装工事 (L=80m、W=5.0/9.0m)・歩道石張工事 (A=260㎡)	/ 	m	145	石の百年間 来館者数 (商工課)	Д	4, 283			
4	5 道	道路・河川	道路維持事業(友部地区)	道排水路等の維持修繕等の管理は、同建設以上の重要な道路管理者の責務といえる。 ・「拡充」包括管理業務委託の道路管理において、新設改良道路の南友部平町線の除 草業務を追加し、人件費等を増する。 ・道水路維持補修整備工事費 継続2箇所(舗装修繕2箇所) 新規1箇所(排水整備)	植栽管理及 び除草委託	件	1	要望達成 率、不良箇 所解消率	%	80			
4	6 道	道路・河川	道路維持事業(笠間地区)	道排水路等の維持修繕等の管理は、同建設以上の重要な道路管理者の責務といえる。 ・「拡充」包括管理業務委託 (①道排水路等維持②植栽管理等③調整池管理)とする。 ・道水路維持補修整備工事費 継続6箇所(排水整備3箇所 舗装修繕3箇所) 新規1 箇所(水路浚渫)	包括管理 (除草等)	路線	26	包括管理(道水路)	件	188	維持工事(道水路)	件	27
4	7 <mark>道</mark>	直路・河川	道路維持事業(岩間地区)	道排水路等の維持修繕等の管理は、同建設以上の重要な道路管理者の責務といえる。 ・「拡充」包括管理業務委託の道路管理において、令和4年度に移管となる主要地方道 茨城岩間線の除草業務を追加し、人件費等を増する。 ・道水路維持補修整備工事費 継続5箇所(排水整備3箇所 舗装修繕2箇所)	植栽管理及 び除草委託	件	1	要望達成 率、不良箇 所解消率	%	80			
4	8 道	直路・河川	(誤) 道路メンテナンス事業 (修繕)	道路法42条により、5年毎の橋梁点検が義務付けられたことから、定期点検サイクルを確立し、点検結果を基に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。それにより、橋梁の適切な維持管理に努められ、従来の「事後的な架け替え」から「予防的な修繕及び計画的な架け替え」へ転換するとともに、橋梁の長寿命化並びに修繕及び架け替えに係る修繕費等の縮減を図る。									
				【道路メンテナンス事業】 ○橋梁修繕工事 全対象数 N=17橋、工事済数 N= 11橋									
4	9 道	直路・河川	市道認定事業	道路法第8条により市町村道は市町村の営造物であり、その管理、費用負担の主体は 市町村であるので、市町村長が市町村道の路線を認定する場合には前もって市町村の 議決機関である市町村の議会の議決を経なければならないこととして、充分に市町村 の意思が反映されるよう措置している。	市道認定審査会	回	1	定例議会	回	1	認定路線数	路線	12
5	0 道	道路・河川	市道(岩)東345号線整備事 業(押辺)	狭あい道路整備等促進事業(社会資本整備総合交付金)による,道路整備事業。 拡幅改良を行い,車両や歩行者の安全を確保する。 全体計画 L=250m W=5.5m 事業期間 H30年度~R6年度	用地買収	件	15	道路改良工 事	m	90	進捗率	%	55
5	1 道	1路・河川	市道(笠)0109号線整備事業(片庭)	狭あい道路整備等促進事業(社会資本整備総合交付金)による道路整備事業。 「新規」 拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。 全体計画 L=300m 幅員 W=7.0m 事業期間 R3年度~R8年度 R8年度完了予定	改良工事	m							
5.	2 道	直路・河川	道路水路維持補修受付事務(笠 間支所)	道路・水路・河川等は、常時良好な状態で維持してこそ機能を発揮できるので、道路の維持・修繕・改良は重要である。市民の利便性を図るため、関係各課への申請書、要望書等を経由し、簡易なものは応急対応を行い、担当課へ安全管理や対応を依頼する。また、集成図、一筆図等の交付を行う。 道水路・河川等の修繕等や集成図等の交付は、管理課所管道水路・河川等の新設、改良は、建設課所管交通規制に関する標識(速度規制、横断歩道、信号機等)は、市民活動課所管	要望等の受 付数	件	118						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
53	道路・河川	道路水路維持補修受付事務(岩 間支所)	道路・水路・河川等は、常時良好な状態に保持されて、その機能を発揮することができるように維持補修は、その建設と並び重要な事業である。市民の利便性を図るため、安全管理や修繕対応に関して関係各課への申請書、要望書等を経由する。	要望等の受 付数	件	97						
54	道路・河川	急傾斜地崩壊対策事業(仁古田 地区)	主要地方道大洗友部線北側の急傾斜地(土砂災害特別警戒区域)で、降雨による浸食を防ぐため法面保護の対策事業に伴う事業調整・整備促進を図る。全体計画:約210m(平均傾斜度46° 平均高さ約8m)全体事業費:500百万円(負担金:事業費の10%)	負担金	万円	1, 500						
55	道路・河川	積算システム管理事業	茨城県土木設計積算システム共同利用運営協議会に加入し、システム使用の提供を受けることにより、県内自治体における積算基準・単価データ利用の標準化及び設計積 算事務の効率化が図れる。	利用課数	課	3	利用台数	台	5			
56	道路・河川	笠間PAスマートIC整備事業	観光地へのアクセス向上と周辺道路の渋滞緩和、高度医療施設へのアクセス向上を目的とした整備促進を図る。 ・全体延長(L=620m、W=7.5/6.0m) ・事業期間(R4年度~R8年度予定)	用地買収	筆		改良工事	m				
57	道路・河川	士労 /体/ 0000日始数准事	狭あい道路整備等促進事業(社会資本整備総合交付金)による道路整備事業。 「新規」 拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。 全体計画 L=310m 幅員 W=5.0m 事業期間 R4年度~R8年度 R8年度完了予定	改良工事	m							
58	道路・河川	(仮称)鯉淵南友部線整備事業	友部地区の渋滞緩和及び、利便性向上を図る幹線道路の整備事業。 【重点・新規】 全体計画 L=2,700m	用地買収	件		改良工事	m				
59	道路・河川	(未定)冠水対策事業	大雨時の道路冠水により、床下浸水の住宅被害が発生したため、防災・減災対策を適正かつ効率的に実施することにより地域住民の安全・安心を確保する。 【全体計画】 〇市道(笠) 2031号線(笠間支所北側) L=60.0m 〇市道(笠) 0113号線(笠間ホットモット前) L=145.0m 〇市道(友) 3084号線(鯉淵公園北) L= 50.0m外排水整備	市道(笠) 2031号線	m	59	市道(笠) 0113号線	m	54	市道(友) 3084号線	m	288
60	道路・河川	市道(友)2124号線整備事 業(平町)	防災・安全社会資本整備交付金(計画16) 「子供の安心・安全な登下校を守る」通学路交通安全対策。 【新規】 通学路安全プログラムに位置付けられた箇所の改築及び交通安全施設等の整備により、通学自動・生徒の安全を確保する。 全体計画 L=210m W=10m 事業期間 R5年度~R8年度	用地買収	件		道路改良工事	m		進捗率	%	
61	道路・河川	市道(岩)中230号線整備事業(市野谷)	社会資本整備総合交付金(狭あい道路整備等促進事業)による現道拡幅整備 全体計画 L=330m 幅員 W=4.5m 事業期間 H30年度~R5年度									
62	道路・河川	市道新設改良事業(笠間地区)	各地区からの整備要望について、「道路整備の優先順位評価基準」に基づいて生活道 路の整備を図る。	用地買収	筆	4	改良工事	m	200			
63	道路・河川	道路メンテナンス事業(橋梁)	道路法42条により、5年毎の橋梁点検が義務付けられたことから、定期点検サイクルを確立し、点検結果を基に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。それにより、橋梁の適切な維持管理に努められ、従来の「事後的な架け替え」から「予防的な修繕及び計画的な架け替え」へ転換するとともに、橋梁の長寿命化並びに修繕及び架け替えに係る修繕費等の縮減を図る。 【道路メンテナンス事業】 ○定期点検/道路橋梁 全対象数 N=348橋 (R元より2周目点検開始) (3回目の定期点検より県移管橋1橋(笠間大橋)新設(北山橋)2橋追加 計350橋 (他県道移管に伴う場合あり) ○定期点検/歩道橋梁 全対象数 N=1橋	道路橋梁定 期点検数 (全348橋)	橋	129	步道橋梁定 期点検数 (全1橋)	橋	1	修繕工事	橋	2

No.		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
64	道	路・河川	舗装修繕事業	第三者被害の防止や道路利用者が安全に道路施設を利用できるよう、市内の道路施設の適切な点検による現状把握を行い、その結果に基づき策定された修繕計画により道路施設の健全性を確保することを目的に舗装修繕を実施する。「新規」老朽化した舗装を修繕するため、点検結果に基づき事業を進める ②事業名 防災・安全社会資本整備交付金(計画14) ③事業年度 R5~R9 5ヵ年事業 ②整備路線延長L=55.715km ③路線数 40路線(市道(友)1級9号線外12路線 市道(岩)I-1号線外12路線 市道(笠)0222号線外13路線)	路面調査	m	55, 715	修繕設計	m		修繕工事	m	
65	公	園・緑地	観光施設整備事業	老朽化した各観光施設等の修繕、整備を行う。	修繕整備費	円	77, 741, 180						
66	公	園・緑地	危険木伐採事業	佐白山・北山・愛宕山の観光施設周辺の枯損木等の伐採を行い、地域住民や観光客の安全確保及び良好な景観を維持する。	伐採数	本	65						
67	公	園・緑地	北山公園管理事業	う。また、指定管理者のもつ専門知識や技術を生かし、管理運営に努めていく。	入園者数	Д	133, 066	オートキャ ンプ場利用 者数	Д	1, 145	バーベ キュー場利 用者数	Д	2, 969
68	公	園・緑地	つつじ公園管理事業	笠間の春を代表するつつじまつりの開催地である、つつじ公園内のつつじの剪定・伐 採、消毒、除草等の植栽管理を年間を通して行う。	維持管理面 積	m³	69, 901	イベント開 催数	回	10	イベント入 場者数	人	32, 563
69	公	園・緑地	立间云闸の淋公園官理事業	「県営笠間芸術の森公園」(計画面積54.6ha)において、開園区域39.0haの内陶芸美術館管理区域(1.79ha)、スケートパーク(2.5ha)を除いた34.71haを笠間市が指定管理者となり、公園使用許可等の業務を含めた公園管理業務・樹木植栽管理業務・電気施設管理業務・水道施設管理業務を行なう	公園管理	m²	341, 100	入園者数	٨	316, 992			
70	公	園・緑地	都市緑化推進事業	〇いばらき都市緑化フェスティバル 笠間芸術の森公園内イベント広場に於いて行う緑化推進を目的としたイベント(県・ 市などの共催)。インテリアグリーン教室やガーデニング教室、球根のつかみ取り、 風船の無料配布などを行い、緑に親しんでもらう。	緑化祭開催回数	回		イベント参加者数	٨				
71	公	園・緑地	公园争未促进争伤	都市公園等の整備推進のため、県公園緑地推進協議会が行う先進地視察等を含む現地 研修会への参加、都市公園等の法令及び設計積算に関する資料等の収集を行う。									
72	公	園・緑地	公園施設管理事業	下記施設の維持管理に係る事務費 ・都市公園23公園の内管理課所管18公園 ・管理緑地13箇所 ・ポケットパーク6箇所 ・フレンドリーパーク ・岩間工業団地(緑地・調整池) ・岩間駅西口多目的広場	公園施設数	箇所	43	維持管理面積	m [*]	144, 430			
73	公	園・緑地	公園施設長寿命化事業	・自治会管理(緑地・調整池) 平成25年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づく事業で、都市公園施設の維持管理費の軽減と、平準化を図るための施設整備事業である。 H27~H31 都市公園 N=23公園 C=165、000千円 健全度C(機能に問題がある)の遊具数17個所 健全度D(使用禁止)の施設数31箇所 27年度 38、000千円(岩間工業団地第一公園/石井街区公園 複合遊具更新) 28年度 30、000千円(笠間市総合公園 複合遊具更新) 29年度 42、000千円(笠間市総合公園/笠間駅北街区公園 複合遊具更新) 30年度 32、000千円(笠間市総合公園/笠間駅北街区公園 複合遊具更新) 30年度 32、000千円(笠間市総合公園 金網フェンス改修 友部第2児童公園 複合遊具更新) ※H31までの計画だがC・Dの判定遊具がないため事業終了									
74	· 公	園・緑地	逻石山官理争未	地域との連携を深めた「通年型観光拠点施設」として、指定管理者制度を活用し、フォールストハウス及び愛宕山周辺一帯を維持管理し、利便性の向上を図る。	フォレスト ハウス利用	人	21, 274						
75	公	園・緑地	笠間駅北区画整理整備基金事業	貝C9る基立が創設された。	基金の積み 立て額	円	225	基金の取り 崩し額	円		年度末基金 残高	円	15, 124, 486
76	公	園・緑地	都市公園等施設整備事業	「新規」 都市公園等の機能の充実を図り、利用者への利便性及び利用環境の向上を図るため、 施設等を整備する。									

No.	L	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
77	7 公	園・緑地	価らやんの森公園官理事果	堂ノ池整備後の公園施設等維持管理業務 「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興事業で、地区内にある「堂ノ入池」 を地域振興の拠点となる公園として整備した。 また、地域外の方も利用できる市の公園として位置付けることから、多くの方が公園 の自然環境に親しみながら、健康増進等に満足して活用できるように園内の維持管理 を行う。	維持管理料	千円	11, 536	入園者数	Д	2, 970			
78	3 公	・園・緑地		「新規」 笠間駅北区画整理整備基金条例に基づき、地域の交流の場としての活用や、災害時の 避難や備蓄場所としての機能を果たすため、防災施設の整備を行う。									
79	公	・園・緑地	笠間中央公園管理事業	笠間中央公園の維持管理(清掃、除草等)に係る事務費	公園管理	m²	24, 400	入園者数	人	37, 000			
80) 公	園・緑地	笠間芸術の森公園機能充実事業	当公園は笠間市の芸術・文化・産業の発信基地として、陶炎祭を始め様々なイベント会場として活用されているほか、災害時の避難場所・拠点としての機能も有している。 年間を通して県内外から多くの来訪者の目的地として、また市民の憩いの場として活用されており、「人が集い憩える公園・緑地があるまち」だけでなく「活発な交流を生むまち」としての役割も果たしている。今後、新たな年齢層や国内外から幅広い誘客、国内外の企業等からも注目される機能・施設が求められることから、茨城県と共同し既存施設の機能充実(リニューアル)に加え、新たな質の高い施設の設置を進める。 R3年4月には笠間芸術の森公園スケートパーク(ムラサキパークかさま)がオープン。今後、施設運営管理について指定管理者や関係機関と連携しながら円滑に進めるとともに、未開園区域の利活用についても検討を進めていく。	公園開園面積	ha	38	イベント等来場者	万人	33			
81	l 公	園・緑地	スケートパーク維持管理事業	「新規」 本事業は、令和3年4月に笠間芸術の森公園内にオープンしたムラサキパークかさま の運営を行うための事業となる。 本施設については、運営を株式会社ムラサキスポーツが担っており、施設の管理に必 要な経費を計上する。	ムラサキ パーク入場 者数	Д	17, 953	公民連携に よる管理導 入数	件	1			
82	2 景	観	景観計画推進事業	景観法に基づく景観行政団体として、笠間市景観計画に基づき、景観まちづくりの ルールや街並みの景観コントロール等の景観形成に関する施策を進める。 景観形成施策として、景観法及び笠間市景観条例に基づき、一定規模以上の建築行為 等の届出対象行為に対する景観形成基準への適合審査や、茨城県屋外広告物条例に基 づく屋外広告物の表示に関する許可審査、違反広告物の是正指導を行っている。	届出対象行為届出件数	件	29	屋外広告物 許可件数	件	1, 295	違反広告物 是正指導件 数	件	325
83	3 上	水道	宍戸浄水場更新事業	「重点」 現宍戸浄水場は建設から40年以上が経過し、老朽化が深刻となっており、浄水場内配水池の耐震診断不良や、茨城中央工業団地等への水道水の安定供給のため、更新が必要である。 現敷地内での計画・施工は狭隘かつ住宅隣接のため拡幅困難であり、導配水経路の観点からも隣地に用地を確保し、新浄水場(浄水処理能力9,500m3/日)を建設する。 笠間市水道事業第2次基本計画における宍戸浄水場更新事業計画に基づき、令和3年度より浄水場建設工事及び導水施設整備事業に着手し、令和6年度に第1期工事を完成する計画である。	建設工事	件	1	設計・調査 等委託	件	1	建設用地取得	m²	
84	1 <u>+</u>	水道	漏水修繕・漏水調査事業	令和4年度末 水道管総延長867km(内訳:導水管18.7km、送水管1.7km、配水管846.6km) 給水人口61,617人 給水戸数27,144件 漏水箇所を早期発見し、安全安心な水道水を届ける。	配水及び給 水漏水工事	件	124	有収率	%	82			
85	上	水道	石綿管更新事業(老朽管更新事 業)	空間市全域における配水管の老朽化に伴い、老朽管更新計画に基づき、計画的な老朽管の更新を行い、安全安心な水道水を安定的に供給し、健全で信頼性の高い水道事業経営を推進する。 ○事業期間 令和3年度~令和12年度 ○更新予定延長 L=23,160m ○概算工事費 C=1,478,200千円	工事発注	件	4	老朽管更新延長	m	1, 150	老朽管更新 進捗率	%	15
86	6 <u></u>	水道	水道建設改良事業	道路改良工事等に伴う、配水管の布設及び布設替を実施する。 また、未普及地域からの要望等による配水管布設を実施することにより、安全安心な 水道水の安定供給を推進する。	工事発注	件	7	布設延長	m	1, 650			
87	7 上	水道	水道事業等包括業務委託事業	平成26年度から水道料金等における窓口・電話受付業務,開閉栓業務,検針業務,水道料金等請求業務,収納業務等を民間事業者に包括的に委託し,民間事業者の知識や技術の活用により,事務の効率化及びお客さまサービスの一層の向上を図ってきた。 平成29年度からは,検満量水器の交換業務,給水装置工事の受付・検査,浄水場施設等の管理業務,水質検査業務を追加した。令和4年度からは,更なる事務の効率化を目指し,自家用発電及び工業用水道施設の保守点検業務,水道法の改正による指定給水装置工事事業者の指定・更新業務を追加した。 今後は,地域連携によるスケールメリットを活かし近隣水道事業体間で共同発注をすることで経費削減を図り,安定した水道事業経営を目指す。	現年度水道 料金徴収率	%	99	過年度水道料金徴収率	%	36	給水装置工 事の受付	件	777

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
88	上水道	施設維持管理事業	水道事業者は、安全な水道施設の管理運営を行うことによって事故、異常事態等の早期発見に努め、安全な水を供給していくことが必要である。また、災害時の給水の確保が必要である。 配水池容量 箱田配水池2,500m3×2池 飯田配水池800m3 宍戸浄水場1,500m3×2池 南友部高区配水池3,000m3 南友部低区配水池2,000m3 吉岡浄水場1,300m3 愛宕配水池2,000m3 安居配水池600m3	委託の発注	件	3	修繕発注	件	23	工事発注	件	1
89	上水道	上下水道諸届出受付事務(岩間 支所)	市民の利便性向上のため、上下水道及び小型合併浄化槽の各種申請、届出、納付書等の発行・受付等を支所で行う。 事務事業は、平成26年4月1日から上下水道課が上下水道お客様センターに業務委託したことから、業務に関しての問い合わせは、一本化され、緊密に連絡を取りながら行う。 お客様センターへ委託した以外の業務や浄化槽に関することは、上下水道各課が所管。									
90	上水道	上下水道諸届出受付事務(笠間 支所)	ら行う。 お客様センターへ委託した以外の業務や浄化槽に関することは、上下水道各課が所 管。	届出の受付	件	357						
91	上水道		笠間市水道事業第2次基本計画に基づく宍戸浄水場更新事業に伴い、導水施設整備が必要である。 したがって、導水中継場及び、導水管の新たな整備が必要である。 〇導水中継場建設 (敷地面積A=830㎡) ・中継ポンプ井 SUS製 V=400m3 ・導水ポンプ φ100mm×30kw N=4台 〇導水管布設 ・導水管 φ250mm L=1,350m	建設工事	件		導水管布設 工事	m	936	設計・調査 等委託	件	1
92	上水道		市内全域の給配水管情報を網羅した水道情報管理システムの保守業務と、新設及び更 新された給配水管情報をデータ化し、管路の維持管理及び市民サービスの向上、更に 災害時のライフラインの早期復旧等を支援する。	業務委託の 発注	件	1	給配水管台 帳の発行	枚	947			
93	生活排水	施設維持管理事業	常時稼働を続ける下水道施設は、停止させることなく健全に運転していくことが必須 条件となる。また、供用区域内の道路に埋設された管及びマンホールについては、地 震による管路の不具合や道路維持管理上の不具合や道路維持管理上の形状の変化等に 対し柔軟な対応が必要となっている。	処理水量	m3		汚泥処分量	t				
94	生活排水	下水道建設改良事業	生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道を整備する。 〇管渠布設工事 〇公共桝設置工事	管路布設工 事	m		整備面積	ha				
95	生活排水	農業集落排水施設更新事業	農業集落排水処理施設の更新計画に基づき、計画的な更新を行い、健全な維持管理を 行う。 ・機能強化による管路施設・処理施設の更新工事 ・処理施設維持管理に伴う機器交換工事	事業費	千円	86, 500						
96	生活排水	不明水対策事業		TVカメラ 調査(当該 年度実施	m		管路修繕工 事(当該年 度実施分)	m				
97	生活排水	都市下水路管理事業	笠間市の都市下水路の役割は、主に雨水を排出する幹線として使用されており、ゲリラ豪雨時などにおいて、浸水を防止する重要な役割を担っている事から、常に流水の障害を取り除くための維持管理を必要としている。	管理委託	千円							
98	生活排水	按结支 摆事業	森林湖沼環境税を原資とする、茨城県湖沼水質浄化下水道接続事業の開始に伴い実施。公共下水道へ接続するための工事費の一部を補助し、接続率の向上を図る。供用開始から3年以内に接続する場合に限り、支援策として4万円の補助を交付している。	補助金交付	件		接続率	%				
99	生活排水	下	公共下水道工事が完了した地域に対し、賦課対象区域の告示を行う。 対象地積に応じて、公共下水道事業受益者負担金を賦課して、徴収する。	現年度徴収 率	%							
100	生活排水	ストックマネージメント計画事業	国では、下水道に関する事故の未然防止並びにライフサイクルコストの最小化を図るため、平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設した。 笠間市は、制度に基づき供用開始から20年を経過する公共下水道事業に対し下水道長寿命化計画を策定し、下水道の延命を図るとともに、トータルコストの削減を実施することとした。	事業費	千円							
101	生活排水		 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金 を交付します。 	補助金交付	件	62						
102	防災・危機 管理	国民保護事業	武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本方針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。									
103	防災・危機 管理	防災設備機能強化事業	防災機能を更に強化するため、防災設備を整備する。 【コロナ】備蓄毛布及びエアテントは、避難所における感染症対策 【政策的】ポータブル蓄電池セット(避難所の停電対策:市長ヒアリング指示事項)									

No.		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
104	防災管理	₹•危機 閏	防災無線管理事業(本所)	災害に強い都市機能の整備強化などだれもが安心・安全に暮らせるよう、防災情報の 伝達手段である防災行政無線の管理を行う。	保守点検	年度		保守点検	業務				
105	防災管理	₹•危機 【	災害対策事業	蓄や拠点避難所における資機材の確保など、災害時の活動体制の強化を進める。	購入数	食	288	備蓄食料	食	7, 288			
106	防災管理	₹・危機 里	自主防災組織育成事業	大規模な災害発生時には、建物の崩壊、道路の寸断や交通渋滞、通信手段の混乱などから、公的な防災関係機関だけの力では十分な防災活動が出来ないことが考えられ、「共助」による活動が望まれることから、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と行動力を身につけるため、防災教育や訓練の推進を図るとともに、地域における防災組織の育成強化を図る。	説明会開催 数	回	10	結成組織率	%	64	組織数	団体	155
107	防災管理	₹•危機	防災訓練事業	防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア団体、事業所、地域住民等の協力を 得て総合的な訓練を実施する。	防災訓練	0		防災訓練参 加人数	Д				
108	管理		自主防災組織結成事務(岩間支 所)	大規模な災害に備え、行政区や町内会等が自発的防災活動を行う。自主防災組織の防 災活動が、災害による被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県・笠間市と も自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実 施	回	3	組織率の向 上	%	62			
109	管理	₹•危機 <u></u>	防災・災害対策事務(笠間支 所)	①防災訓練を、年1回実施する。②洪水・土砂ハザードマップを作成し、危険地区に 指定された区に配布した。	防災訓練	回		参加者	人	6			
110	防災管理	€•危機 <u></u>	防災・災害対策事務(岩間支 所)	災害時に備え、防災訓練を年1回開催する。	防災訓練	回	1						
111	防災 管理	₹•危機 里	自主防災組織結成事務(笠間支 所)	大規模な災害に備えて、行政区や町内会が自発的な防災活動を行う。自主防災組織の 防災活動によって、生命や財産の安全を確保し、被害の軽減に大きく寄与しているこ とから、茨城県、笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実 施	0	8	組織率	%	64			
112	消防	5・救急	応急手当普及啓発事業	住民の救命率の向上を目指し、バイスタンダー(その場に居合わせた者)としての 応急手当の重要性についてPRし、普通救命講習会等を通じて市民に理解と手当ての 習熟を目指す。				普通(上級) 救命講習会 参加人数	٨	151	市広報誌等 を利用した PR活動	0	12
113	消防	・救急	消火栓整備事業	続して行っていく必要があるため、水道課と協議しながら事業を推進していく。	新設、更新	基	2	撤去	基		点検	基	1, 313
114	消防	・救急	火災・救急・救助関連事務	正確な消防業務の実態を把握することにより、消防体制の改善・対策に繋がる。市 民の生命・身体・財産を災害から守るため各地区の危険区域に対する警防戦術の確立、 各種訓練により消防職員の更なる技術の習熟、練磨を図る。	各種訓練	回	2, 190	TA/PA連携出 動	件	932	各種広報出 動	件	328
115	消防	・救急	岩間消防署整備事業	岩間消防署庁舎建設に関する事業	庁舎建設	件	1						
116	消防	・救急	常備消防事務	就労環境の向上、研修等による人材育成など消防事務全般を行う。	予算執行事 務	D	564	消防職員委 員会の意見	件	4	教養等企画	0	2
117	消防	・救急	防火水槽整備事業	消防水利不足地域への防火水槽(耐震性貯水槽)の設置を進める。また、老朽化した防火水槽の更新及び消防水利の基準に満たない防火水槽(40立方メートル未満)の撤去を行い、有効的な整備を実施する。 ※国庫補助金有り	新設、更新	基	2	撤去	基	3	点検	基	1, 169
118	消防	・救急	常備消防車両・資機材管理事業	常備消防車両・資機材を整備し、維持管理を図る。	車検	回	10	保守点検	回	39	修繕	0	82
119	消防	・救急	非常備消防車両・資機材管理事 業	消防団車両・資機材の維持管理事業	車検、修繕		23						
120	消防	・救急	救急高度化推進事業	救急隊員の資質、技術の向上を図り救急体制の強化を構築する。	質俗取侍の ための研修 考数	Д	5	事後検証会 参開催数	回	9	特定行為件 数	件	168
121	消防	・救急	消防庁舎管理事業	消防庁舎(本部及び各消防署)を維持管理し、長寿命化を図る。 	修繕	回	14						
122	消防	・救急	非常備消防施設管理事業	消防団機械器具置場兼詰所等の維持管理事業	消防団詰所 建設	棟	1	修繕費	万円	82			
123	消防	・救急	非常備消防車両等更新事業	更新計画に基づく消防団車両の整備事業	ポンプ車等 の更新	台	1						
124	消防	・救急	退職消防団員報償金事業	消防団活動に一定期間従事した消防団員の功績に対し、報償金を支給する事業	団員数	Д	581	条例定数に 対する団員 の実員数	%	81	5年以上在籍 する団員数	Д	500
125	消防	・救急	緊急消防援助隊派遣事業	・消防応援協定・受援計画に基づき大規模災害に対応する。	関東ブロッ ク訓練参加	件		後方支援訓 練参加	件				
126	消防	・救急	常備消防車両更新事業	 更新計画に基づく常備消防車両の整備事業 	消防車両更 新	台		その他の車 両更新	台				
127	消防	・救急	茨城消防救急無線・指令セン ター運営事業	茨城消防救急無線、指令センター運営に関する事業	機器保守点検	回	2	地図データ 等の更新	回	2, 000	対象機器更新	回	

No.		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
128	消防	方・救急	消防庁舎整備事業	消防庁舎(本部及び各消防署)を整備する。	消防体制見 直し提言書 作成			庁舎建設設 計	件		庁舎建設	件	
129	消防	方・救急	公共施設AED更新事業	更新計画に基づく公共施設AEDの整備事業	AED更新施設 数	台	2						
130	消防	ち・救急	非常備消防運営事業	消防団員の報酬、費用弁償など消防団事務全般を行う。	入団促進説 明	回		消防団応援 の店加盟店	店	68	女性消防団 活動	回	18
131	消防	ち・救急	防火管理協会、危険物安全協会 事務	防火管理協会、危険物安全協会会則を基に、年度ごとに事業計画、予算等を決め各会員との連絡調整を図り、危険物、防火管理に関する知識の向上と各事業所において防火思想の普及、高揚を図る。	研修会	Д		救命講習会	Д		防災講演会	Д	
				* 概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数 字にかなりの差があります。									
132	消防	方・救急	民間救急ボランティア育成・啓 発事業	笠間市の救命率・社会復帰率の向上を目的として、応急手当普及員の養成を行う。 民間救急ボランティア (KHS) は、救急講習会やイベント等において応急手当の普及 啓発活動を行う。	応急手当普 及員養成講 習会及び再 講習会開催	回	5	民間救急ボ ランティア 登録数	٨	97	民間救急ボ ランティア がイベント に参加した	Д	45
133	消防	方・救急	消防団員支援事業	消防団活動の安定的な運営を図ることを目的として、活動上必要な免許取得に対し補助を行う事業	免許取得補 助	人							
134	消防	方・救急		防火対象物、危険物施設等において法的根拠に基づき、消防用設備等を含め、関係者との事前打ち合わせ及び書類審査(消防同意・許可申請等)を実施。適正に建設工事等及び設置維持管理状況を検査し、無届出、無検査及び無許可施設における指導も行い違反是正を図る。 *概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数字にかなりの差があります。	完成検査 (防火対象 物)	件	125	許可件数 (危険物施 設)	件	119			
135	消防	方・救急	防火管理者、危険物保安監督者 の育成指導事務	防火管理者の講習会を実施し重要性、役割についての育成に努め、防火管理者、危険物保安監督者不在事業者等については立入検査等で指摘選任を促し、防火管理業務の適正な遂行を指導。また自衛消防訓練において各事業所で実施することにより、訓練の必要性の再認識及び責務の重要性を指導している。	防火管理者 育成	٨	106	検査時の育 成指導	施設	167			
136	消防	方・救急	啓発広報事業	市民等に対し広報誌やホームページの利用及び各種イベント、訓練等において、防火 思想の啓発また住宅用火災警報器の設置を促し、火災等による被害の軽減を図る。	防火リーフ レット作成 掲載	世帯		住宅用火災 警報器設置 率	%	78	ひとり暮ら し防火診断	件	
137	消防	方・救急	非常備消防施設整備事業	消防団施設の付帯設備の更新、移設等整備を行う。	消防団詰所 及び付帯設 備の整備	件	4	消防団詰所 建設(設計 含む)	件	1			
138	防狐	2	民間交番運営管理事業	・地域の防犯力を高めることで、犯罪を減らし、子どもから高齢者までが安心して暮らせるよう防犯連絡員や防犯ボランティアが積極的に防犯パトロール等の活動を展開している。地域の防犯力の推進する施策として、民間交番を設置する動きが全国的に広がった。民間交番は警察官や地域住民の立ち寄り所として、地域における犯罪、事故等に関する情報の交換の場として、警察署から犯罪情報等により、地域住民へ注意喚起を行うなど地域安全活動の発信拠点となるものです。	セイフティ サポーター	٨	53						
139	防狐	2	防犯意識啓発事務(岩間支所)	茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。 空き巣や車上狙い等の被害防止を訴える横断幕・のぼり旗を掲示するとともに、通行人等に防犯の広報チラシ・啓発物を配布しながら被害防止を呼びかけ、防犯意識の高揚を図る。 近年、官民一体となった防犯対策の普及により、犯罪発生は減少傾向にあるが、振り込め詐欺、空き巣やひったくりなど、老人を狙った狡猾な犯罪が増えており、従来にも増して自己防衛の必要性が高まっている。	青色パト ロール車の 貸出し	0	33						
140	防狐	2	防犯灯管理事業	・安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より市管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1,100基をLEDに交換した。	防犯灯修繕 数	基	11	市所有防犯 灯数	基	1, 640			
141	防犯	0	防犯意識啓発事務(笠間支所)	防犯キャンペーン等地域安全運動の実施、青色パトロール車の貸し出しなどにより防犯活動を推進し安心、安全な街づくりをめざす。 市民活動課が所管	青色パト ロール車の 貸し出し	回	39						
142	防狐	2	防犯灯整備事業	東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、 電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化	防犯灯設置 数	基	9	防犯灯交換 数(LED化)	基	23	防犯灯設置 数(行政区 への補助)	基	242
143	防狐	2	行政区防犯灯管理事業	・平成20年度より行政区管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を推進するため設置助成を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し行政区の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、行政区が管理している防犯灯約5、500基をLEDに交換した。	防犯灯設置 数(行政区 への補助)	基	5, 538						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
144	防犯	まちなか犯罪抑止事業	・犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として設置するカメラ等の運用及び維持 管理を行う。	防犯カメラ 設置数	基	103						
145	防犯	行政区防犯カメラ整備事業	・地域の自主防犯活動の補完として、新たに防犯カメラを設置する地域団体を対象に 設置費用の一部を補助し、街頭防犯カメラの設置数を増やし、公共の安全安心の確 保、犯罪に強い社会づくりを推進する。	行政区防犯 カメラ設置 数	台							
146	防犯	防犯活動推進事務(岩間支所)	防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・ 推進を図る。 住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯 協会が設置され、そこから防犯連絡員(防犯連絡所)が任命(設置)されている。 こ の行政主導の組織とは別に、近年、少子高齢化とインターネットによる情報の国際化 により、犯罪の多様化、巧妙化の進行により、住民自ら防犯活動に取り組む姿勢が広 がりを見せるようになった。	月ピハト	0	35						
147	防犯	防犯灯補助受付事務	行政区が設置する防犯灯については、設置費用の一部を助成している。 防犯上不安がある場所に区が防犯灯を設置する際、工事費を助成する。 前年度10月に行った設置要望により、本年度の設置数を決定し、設置申請を受付け る。									
148	防犯	防犯活動推進事業	・茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の 実施。防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の 普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに 防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員(防犯連絡所)が任命(設置)された。・ 平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等へ施策が講じられる。被 害者の心のケアなどの被害者支援事業がますます重要視される。	防犯連絡員 数	Д	452	防犯ボラン ティア	Д	973	防犯キャン ペーン活動 数	0	4
149	交通安全	交通ポランティア等活動支援事 業	・交通安全協会や交通安全母の会(交通ボランティア等)に対する補助金等の交付事務。協働による交通安全対策の中心的役割を成す。近年、新しい公共の理念の普及により、市民とともに交通マナーの普及、向上を図る必要性が高まり、住みよいまちづくりの一翼を担っている。	笠間地区交 通安全協会 負担金	千円	2, 000	笠間市交通 安全母の会 補助金	千円	300			
150	交通安全	交通安全対策事業	・道路法第29、42条に基づき安全で利用しやすい道路を目指し、交通安全施設の整備を行う。 ・未就学児のお散歩コースの危険箇所に交通安全施設を設置する【R4事業完了見込】	交通安全施 設工事	件	39	解消率	%	100	就学児の交 通安全対策	件	1
151	交通安全	自動車臨時運行許可事務	・道路運送車両法第34条の規定に基づく臨時運行の許可(仮ナンバー)の貸出事務。 少子高齢化により、自動二輪車、自動車の利用者は減少傾向にある。	許可件数	件	839						
152	交通安全	自転車ネットワーク路線整備事 業	令和2年3月に定められた笠間市自転車活用推進計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年間で、路面標示等により安全で快適に利用できる自転車通行空間を整備して、市県国道の自転車ネットワーク路線の実現を目指す。 ◎事業名 防災・安全社会資本整備交付金(計画10 誰もが安心・安全・快適に利用できるサイクリング環境の整備・向上) ◎事業年度 R3~R5 3ヵ年事業 ◎路線数 23路線 ◎整備路線延長L=30.78km ◎全体事業費 27,000千円	整備延長	km	11						
153	交通安全	交通安全活動推進事業	・第11次笠間市交通安全計画の「講じようとする施策」の実現にむけた各種事業を交	協働(イベント参加)	П	4	交通事故死 亡者数	Д	1	交通事故発 生件数	件	170
154	交通安全	交通安全啓発事務(岩間支所)	笠間市交通安全計画の交通安全思想の普及徹底の実現に向けた各種事業(交通安全運動やキャンペーン等)を交通ボランティア等との協働で推進する。	交通安全教室	0	11	県民交通災 害共済加入 件数	件	137	県民交通災 害共済加入 者数	Д	284
155	交通安全	自動車臨時運行許可業務	車検登録を受けていない自動車でも、新規登録や車検期間が満了した自動車が検査審査をうける場合に、自動車臨時運行許可番号票を貸与して運行できるようにする。 市民活動課が所管	仮ナンバー 受付件数	件	338						
156	交通安全	交通安全活動推進事業(岩間支 所)	交通事故防止活動として、安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通安全への啓発キャンペーンや街頭立哨活動、小中学校等の交通安全教室、交通指導車による広報パトロール活動等を行う。 自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)の申請受付、交付を行う。	仮ナンバー 受付件数	件	256						
157	交通安全	交通安全対策事務(笠間支所)	交通事故防止活動として、安協笠間支部笠間分会、交通安全母の会笠間支部によるドライバー向け啓発キャンペーンや街頭啓発活動、児童生徒の新入学に於ける立哨活動、小中学校の交通安全教室や交通指導車による広報パトロールや催事等の立哨等の活動を行う。 交通規制標識等の新設・更新・変更要望相談、受付を行う。	交通災害共 済加入件数	世帯	242	交通災害共 済加入人数	<u></u>	495			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
158	交通安全	交通安全啓発事務 (笠間支所)	警察、交通安全協会、交通安全母の会など、関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室、立硝、高齢者運転免許自主返納支援を行なっている。 県民交通災害共済の加入を促進し、不慮の事故の備えとするため、県民交通災害共済の加入事務を行う。 市民活動課が所管	立哨,街頭活動	0	14						
159	交通安全	交通安全啓発事業	・第11次笠間市交通安全計画の第3節2「これからの取り組み」の(2)「交通安全思想の普及徹底」の実現にむけた各種事業(交通安全運動やキャンパーン含む)を交通ボランティア等との協働で推進する。・高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	交通安全教 室の開催	0	44						
160	消費者行) 消費生活相談事業	・消費生活に係る相談は、時代を反映して複雑、多岐、高度化しており、さまざまな 消費者問題の解決や被害救済に向けて、職員や相談員のレベルアップを図り、関係機 関と連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の整備を図っていく。 ・平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託して いる。(特定非営利活法人消費者サポートいばらき)	相談窓口開 設日数	日	269	被害防止金 額	千円	3, 905			
161	消費者行	消費生活啓発活動事業	・団体活動を通じて知り得た知識や情報を地域に還元し、消費者問題に適切に対応で きるよう、消費者団体を育成することに努め、合わせて活動の支援を図る。	団体活動参 加延人数	Α	694	補助金交付 額	千円	316			
162	消費者行	文 消費者行政推進事業	・近年、消費者トラブルが多様・複雑化しており、大人も子供も消費者トラブルの被害者になっている。消費者の自己防衛力(自己責任による消費者力)の向上を図るため、消費生活講座などの機会を通して被害防止に関する情報提供などの啓発活動を推進していく。 平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託している。(特定非営利活法人消費者サポートいばらき)	講座開催		13	受講者数	٨	425			
163	消費者行	販売事業者への立入検査事業	・平成24年度から第2次一括法により家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に係る事務が市に移譲された。笠間市家庭用品品質表示法事務処理要綱、笠間市消費生活用製品安全法事務処理要綱、及び、笠間市特定保守製品取引事業者立入検査実施マニュアル(内規)に基づき地域の小売店等の立ち入り検査を実施し、一般消費者の安全確保を図る。	検査店舗数	店	11	検査品目数	種類	9	適正表示品 目数	種類	9
164	脱炭素社 の実現	脱炭素社会実現事業	【脱炭素】 2050年脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギー設備の導入と省エネルギー対策、市民・事業者に対する意識醸成等の促進を図る取り組みを行っていきます。	住宅用太陽 光発電補助 数	件	39	蓄電池補助 数	件	92			
165	環境保全 公害防止	愛玩動物適正飼養推進事業	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫など愛玩動物の飼い主に対するマナー の向上や県動物指導センターに収容される犬猫の削減を目指した取り組みに関する事 業	不妊去勢手 術実施数	頭	284	動物指導センター収容数	頭	109	犬の不妊去 勢率	%	28
166	環境保全 公害防止	環境基本計画推進事業	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向って良好な環境形成に関する取組を 総合的かつ計画的に推進する。	取組方針事 業数	事業	229	取組方針実 施数	事業	183	アクション プランの決	事業	18
167	環境保全 公害防止	・ 犬の登録・狂犬病予防・動物愛 護事務(笠間支所)	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射の義務(生後91日以上が該当)があり、飼い犬の登録・集合注射・マナー向上の啓発を行う。 環境保全課が所管	狂犬病予防 接種頭数	頭	832	飼い主への マナー向上 看板配布数	枚	27	犬の登録数	題	1, 652
168	環境保全 公害防止	· 公害防止に関する事務(岩間支 所)	公害防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。 近年は、公害とまではいかないが、野焼きや空き地の雑草等に関する苦情が増えている。	公害等苦 情・相談対 応件数	件	98						
169	環境保全 公害防止	環境アクションプラン促進事業	環境に関する基本理念の実現に向け、将来に向かって有効な環境形成に関する第2次笠間市環境基本計画の重点事業をアクションプランにより計画的かつ積極的に実施し、 快適で住みよい環境づくりの促進に努める。	アクション プラン	事業	18	アクション プラン実施 数	事業	18			
170	環境保全 公害防止	環境対策事業	公害の防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市 民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。	一般立入検 査件数	件	33	指導件数	件		水質環境基 準達成率	%	96
171	環境保全 公害防止	動物愛護事業	防注射の促進等に関する事業	集合注射	B	13	予防接種実 施率	%	66			
172	環境保全公害防止	公害防止に関する事務	公害防止に向けた普及啓発、未然防止の促進、苦情処理 最近は管理不全状態空き家や空き地が増えている。 公害とまではいかない、焚火(野焼き)や悪臭等の苦情処理。 環境保全課が所管	苦情 • 相談 件数	件	90						
173	環境保全 公害防止	・ 犬の登録・狂犬病予防・動物愛 護事務(岩間支所)	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射の義務。 生後91日以上が該当。	狂犬病予防 接種頭数	頭	684						

No		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
17	4 環	環境保全・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	環境学習推進·市民環境活動促 進事務(岩間支所)	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって良好な環境形成に関する取り 組みを総合的かつ計画的に推進する。	環境学習イ ベント開催		1	環境学習イ ベント参加	Д	12			
17			一般廃棄物処理基本計画策定事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき策定した,笠間市一般廃棄物処理計画の改定を行うもの。			1	市民への周知	0	1			
17	6 廃	歪棄物対策	ゆかいふれあいセンター運営事 業	焼却施設からの余熱を温水プールや浴場施設に利用し、またトレーニングマシンやフィットネススタジオ、水泳教室など、地域住民のスポーツ及び健康維持・増進のため、全ての世代が利用できる健康増進施設の管理事業水戸市負担金(R6まで)有り。余熱利用施設運営負担金(指定管理料の23.56%)	入館者数	Д	78, 561						
17	7 廃	· 棄物対策		循環型社会の構築に向けて、市民や事業者が一体となってごみの減量化・再資源化・廃棄物の適正処理に取り組む。併せて更なる資源循環を促進する。 ・市指定ごみ袋、不燃物・資源物回収コンテナの作成 ・不燃ごみ回収用コンテナ、資源物回収用コンテナの交付 ・一般家庭からごみ集積所に出された可燃・不燃ごみ及び資源物の収集・運搬 ・粗大ごみの戸別収集(事前申込制) 複数年事業(R1~R5年度)	市指定ごみ 袋(大)売 払数	箱	6, 834	市指定ごみ 袋(小)売 払数	箱	816			
17	8 廃	棄物対策	資源物集団回収等補助事業	ごみの減量化を図るための事業 ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対し、奨励金を交付する。 廃棄物の減量、再資源化を図ることにより、資源の有効活用を促進し、循環型社会の 形成に寄与する。 補助額 1kgあたり5円	資源物分別 回収実施団 体	団体	86				資源物回収 団体の回収 量	t	338
17	9 廃	棄物対策		ごみ処理施設に対する更新及び修繕費に充てることを目的として, 笠間市廃棄物処理 推進基金に積み立てをする。	積立金	千円	59, 597						
18	<mark>۾</mark>	·棄物対策	環境不法行為監視事業	廃棄物の不法投棄事案や不適正残土事案は、悪質かつピンポイントで廃棄物等を投棄していくなど、一般行政職による対応には限界がある。そのため専門的な知識を有する者の配置が必要となる。また、地元警察署との告発も見据えた連携を円滑に図るうえでも、警察のB又は現職警察官の配置が有用となる。また、道路敷きなど、市が管理する土地に不法投棄された廃棄物で、環境センター等で処理できない廃棄物について、許可業者による処理を委託するもの。 【業務内容】 ①廃棄物不法投棄事案や不適正残土事案の監視パトロール及び現場指導②廃棄物を中心とした環境全般の、市民からの相談やその現場の対応③地元警察署との連携対応(令和3年度より警察のBを2名任用)④不法投棄された廃棄物の許可業者による処理委託⑤市内一斉クリーン作戦⑥非常勤職員等による不法投棄の回収	不法投棄処理収集量	kg	41, 170	警察官0B任 用	,	2	不法投棄通報件数	件	78
18	1 廃	棄物対策	環境センター塵芥処理事業	環境センターはごみ焼却処理施設(焼却能力105 t /16 h), 粗大ごみ処理施設(処理能力35 t /5 h), リサイクルセンター(処理能力2 t /日)において笠間市から排出されるごみの処理を行う。 ごみの直接持込みに対し、処理手数料を徴収している。	搬入量(友部地区)	t	11, 501	搬入量(岩間地区)	t	3, 946	搬入量(笠間地区)	t	1, 990

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
182	廃棄物対策	最終処分場運営事業(第2期)	環境センター(中間処理施設)で燃えるごみは焼却して減量化、無害化し、燃えない ごみは資源物(鉄・アルミ・カレット類)を回収し、その残りの灰やせともの類など の埋立て及び管理を行う。	埋立量(焼却灰)	t		埋立量(不 燃残渣)	t				
183	廃棄物対策	最終処分場運営事業	環境センター(中間処理施設)で燃えるごみは焼却して減容化、無害化し、燃えない ごみは資源物(鉄、アルミ、カレット類)を回収し、その残りの灰やせともの類など の埋立て及び管理を行う。	埋立量(焼却灰)	t	2, 084	埋立量(不 燃残渣)	t	270			
184	子ども・子 育て支援		仕事に就くための資格取得に関する市独自の支援として、茨城県が実施している自立 支援教育訓練給付金事業を利用されているひとり親家庭の父母に受講のために支払っ た費用の20%に相当する額(上限10万円)を支給する事業。	申請者数	A							
185	子ども・子 育て支援	保育士就労支援事業	保育士不足解消のため笠間市内の私立認可保育所等に保育または看護師として正規雇用された者に対し、就職準備金として一時金20万円を支給する。 【令和5年度までの期限付き事業】	補助金交付 者数	Д	6						
186	子ども・子 育て支援	在宅子育て支援事業	家庭で子育てをしている保護者のリフレッシュを図るため、保護者が気軽に参加できる託児付の講座を民間委託により実施する。 児童館、笠間公民館、岩間公民館を会場に3地区において骨盤矯正、シェイプアップヨガ、ママカフェ、ネイルアート、ハーバリウムペン作りなど専門の講師を招き定期開催する。	参加者数	٨	309						
187	子ども・子育て支援	児童館運営事業	児童に健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し情操を豊かにするため、 また、子育て世帯の相談・情報交換及び子育て親子の交流拠点とすることを目的とし て児童館を設置し、児童の健全育成及び子育て支援に関する事業を行う。(指定管理 施設)	児童館開所 日数	B	357						
188	子ども・子育て支援	子育て世代包括支援センター事 業	※指定管理業務として実施する子育て支援センター事業のみ国・県補助を充当子育て世代包括支援センターは、平成27年3月に設置され、妊娠中から子育で期にわたるニーズに対し総合相談支援を提供している。具体的には、妊産婦への積極的関与により、支援が必要な場合には個別の支援プランを作成のうえ、継続した支援を行うとともに、関係機関に切れ間なくつないでいくものである。また協議会を設け、事業の推進を図るとともに対象者への対応方針を検討するなどネットワークの構築を図って	電話等によ り支援を 行った妊婦 の数	Α	381	電話等によ り支援を 行った産婦 の数	人	340	協議会の開催回数	年間回数	4
189	子ども・子育て支援		いく。 公立認定こども園(かさまこども園・いなだこども園)が、31年度より公私連携認定 こども園となった。 協定書で交わした修繕補助金、建物の損害保険を計上。歳入は、土地の貸付使用料 建物については無償貸付、土地については、使用料として収入する。収入分は子ども 福祉課では充当しない。	施設整備補助の金額	Pi							
190	子ども・子育て支援	要保護児童対策事業	児童福祉法の一部改正に伴い、市町村が、子ども等に対する必要な支援業務を行わなければならないことが明確化され、それらの機能を担う拠点整備を2022年度末までに市町村子ども家庭支援拠点の設置を目指すこととされた。 子ども及び妊産婦の福祉に関する実情の把握・情報提供・相談・調査・指導・関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うため、令和3年4月より子ども家庭総合支援拠点を開設する。 子ども家庭支援拠点では、集中的・専門的な相談業務や支援を実施していくことにより、児童虐待等の未然防止に努め、さらに要保護児童対策地域協議会の調整機関を担い、DVの相談を合わせて行う。									
191	子ども・子 育て支援	児童手当事業	児童手当法に基づき児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、O歳〜中学校終了前の児童を対象に手当を支給する事業 ・O歳〜3歳未満 月額15,000円 ・3歳以上小学校終了前 月額10,000円(第1子・2子)、15,000円(第3子以降)・中学生 月額10,000円 ・所得制限限度額以上所得上限限度額未満 月額5,000円 ・所得上限限度額以上 支給なし 支給申請受付、支給決定通知書・支払通知書の送付、手当支払事務、現況届に関する事務 【特定財源】 ・O歳〜3歳未満(被用者) 国37/45・県4/45	新規認定件数	件	326	受給者数 (2月末現在)	件	4, 353			

No		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
19.	2 子育	- ども・子 「て支援	ともべ保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童(0~5歳)を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。・ママ・ホリデー事業 どこにも入所していない満1歳児から5歳児までの保育。 ・延長保育 保育所を19:15まで開所し、延長保育を実施する。・障害児保育障害児に専任の保育士を配置する。	保育業務	В	294	保健衛生管 理と安全管 理	0	12	地域社会活動	0	6
19	3 子育	- ども・子 「て支援	児童クラブ運営事業	・ 公 放	利用者数 (公設) (5月1日 現在)	٨	948	利用者数 (民設) (5月1日 現在)	Α	360			
19	子 育		子どもを守る地域ネットワーク 機能強化事業	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的に、研修会、スーパーヴィジョン等を実施し、子どもを守る地域ネットワークの要保護児童対策調整機関(子ども家庭総合支援拠点)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(笠間市要保護児童対策地域協議会関係機関)の専門性強化及び関係機関の連携強化を図る事業。									
19	子育	- ども・子 「て支援	児童扶養手当事業	児童扶養手当法に基づき、18歳未満(障害児は20歳未満)の児童を養育している母子・父子家庭等に対し、所得額に応じて手当を支給する。 【1月当たり支給額】 1人の場合:全部支給43,070円 一部支給43,060円~10,160円 2 人の場合:全部支給10,170円 一部支給10,160円~5,090円 3人の場合:全部支給	現況届受付 件数	件	630	不正受給者調査	件	199			
19	6 子育	- ども・子 「て支援	岩間地区福祉振興基金事業	【特定財源】児童扶養手当給付費国庫負担金(国1/3) 合併前に岩間地区で所有していた基金の管理業務。 当該基金は、岩間地区における子育て支援及びボランティア活動施設の建設資金へ充てることを目的とし積立てている。 残高:34,679,151円(令和4年度末見込高)	財務業務	回	1						
19	7 子育	ども・子で支援	ファミリーサポートセンタ ー事 業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事務局(ファミリーサポートセンター)を設置することにより、子育で世帯が仕事と育児を両立し、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを推進する。 【特定財源】子ども・子育て支援交付金(補助率:国1/3、県1/3)	利用会員数	Д	105	提供会員数	Д	24	年間利用件数	件	433
19	8 斉	- ども・子 うて支援	民間保育所等乳児等保育事業	民間保育所等における保育内容の充実強化を図るため、「民間保育所等乳児等保育事業」として、1人以上の1歳児を保育士、かつ事業に従事する職員として 非常勤保育士を配置した市内民間保育所・市外保育所に対し、月額5,000円×1歳児数	対象施設の 数	東	22						
19	9 子育	- ども・子 「て支援	母子保健事業	・安心して子どもを出産し、子どもがより健やかに育つために、妊娠期から子育で期に渡るまで継続的に関わり、切れ目ない支援を推進していく。 ・サポートの必要な妊産婦を把握し、適切な支援につなげ、フォローする。 ・子どもの疾病や発育・発達の問題等の早期発見に努め、子育ての負担や不安・孤立感が和らげるように、相談支援の充実を図る。 ・【DX】相談者の希望に応じた相談手法(オンライン相談)を取り入れることで、相談支援の強化を図る。 【重点】	1歳6か月 児健診	回数	14	3歳児健診	回数	17	妊婦健診	Д	4, 103
20	0 子育	ども・子で支援	認定こども園一時預かり事業	子ども・子育て支援法に基づき 認定こども園で、保護者の希望により平日もしくは 休日の教育標準時間以外(時間外)に在園児(1号認定)、もしくは在園児以外を一 時的に預かる事業。 実施した実績に応じ補助金を交付する。	利用児童数	٨		施設数	施設				
20	子育	- ども・子 i て支援	延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い, やむを得ない理由により保育時間を延長して児童を預か	事業実施施設数	園	13	サービス利用者延人数	Д	16, 130			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
202	子ども・子 育て支援	子育て短期支援事業	・保護者が一時的に児童の養育が困難になった時、原則7日間の期間において、児童を児童養護施設等で養育・保護する。 理由事由:社会的事由(冠婚葬祭・出張等)・身体的事由(育児疲れ・疾病等) ・補助率:基準額 国1/3 県1/3 ・基準額 2歳未満:8,630円 2歳以上:4,720円 ・児童福祉法に基づく保育所(園)・認定こども園に関する事務を行う。	申請件数	件	4	保護を実施 した延べ人 数	Д	6	利用延べ日 数	B	33
203	子ども・子 育て支援	保育所入所事務	・児童福祉法に基づく保育所(園)・認定ことも園に関する事務を行う。 国、県への補助金申請事務、関係例規の改正 保育所(園)・認定こども園、幼稚園への指導監査 保育所等の設置認可等事務 社会福祉法人に関する事務及び指導監査 保育所(園)等入所選考並びに各施設との調整、及び保育料の算定・徴収会計年度任用職員1名の雇用 ・入所受付、利用調整、入所結果の連絡、発送 ・保育料算定事務(年2回) ・保育施設に在園している児童の認定内容の確認(随時) ・業務拡大のため、会計年度任用職員を4月から雇用。また、10月から教育・保育施設一斉入所事務のため追加で1名雇用。	申請件数	件	1, 508						
204	子ども・子 育て支援	児童クラブ管理事業	公設児童クラブ(11施設)の施設管理事業 ・建物・設備の修繕、備品の購入、電話・水道光熱費等の支払業務、消防設備・浄化 槽・遊具等の保守点検業務 【特定財源】子ども・子育て支援交付金(国1/3 県1/3)	利用者数 (公設) (5月1日 現在)	Д	948	利用者数 (民設) (5月1日 現在)	Д	360			
205	子ども・子 育て支援	一時預かり事業	・市内の民間保育所に対し、一時預かり保育の充実強化を図るため、事業内容に応じた補助金を交付する。 ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業。	実施施設数	東	2						
206	子ども・子 育て支援	子ども・子育て支援事業計画推 進事業	補助率: 国1/3、県1/3、市1/3 子ども・子育て会議を定期的に開催し、事業計画の進捗や提供体制の確保等について 評価を行い、子ども・子育て支援事業の着実な推進を図る。また、第3期事業計画の策 定を進める。	会議回数	回数	1	評価・点検 の項目	項目	13			
207	子ども・子 育て支援	民間認定こども園運営事業	定を進める。 子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新制度に移行した施設(民間認定こども園)は「施設型給付費」として、毎月運営費相当分の請求を市に申請。市は、内容の点検・確認を行い、各施設に毎月給付。また、市は各施設の年間給付実績を基本に国・県に交付金申請。 ・負担割合 国:1号公定価格×74%×50%	市内民間認 定こども園	園	8	市外民間認 定こども園	園	18			
208	子ども・子 育て支援	(予算無)赤ちゃん・ほっと! ルーム事業	乳幼児を持つ保護者の子育てを応援する新たな取組みとして、授乳室やおむつ替え コーナーを設置している施設を赤ちゃん・ほっと!ルーム(子育て応援施設)として 認定し、広くPRを行う。 認定施設入口にステッカーを貼るほか、屋外イベント用として移動式テント、授乳い す、おむつ交換台の市民貸出しを実施する。									
209	子ども・子 育て支援	母子生活支援施設入所措置事務	よう指導する。	措置件数	件	1						
210		地域医療センターかさま病児保 育事業	・「地域医療センターかさま」に病児保育室を30年4月開設。予算は子ども福祉課で確保するが、事業は市立病院で実施となる。	病児保育事 業のPR活動		20	市立病院との連絡会議	回	2	利用児童	۸.	145
211	子ども・子育て支援	多子世帯保育料軽減事業	子ども子育て支援交付金・県子ども・子育て支援交付金 子育て家庭への経済的負担の軽減策として、2人以上子どもがいて、三歳未満児が保育所等に入所している世帯に対し、三歳未満児の保育料を第2子(保育料階層4~5階層の一部)が半額、第3子(保育料階層4~8階層)が無償化とする。(県事業 県補助1/2)	対象者数	٨	116						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
212	子ども・子 育て支援	実費徴収給付事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より生活保護世帯で幼稚園・認定こども園・保育所等に入所している児童の保護者に対し、施設で必要な日用品・給食費・文房具等の購入に要する費用の一部を補助する事業。 ・給食費(副食材料費相当額)4、500円/月限度(新制度未移行幼稚園に入所している収入360万円未満の世帯) ・教材費と行事費等 2、500円/月限度(1号~3号認定児) ・補助率 国1/3・県1/3	申請延べ件数	件	15						
213	子ども・子 育て支援	地域子育て支援拠点事業	核家族化、地域の繋がりの希薄化等による子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供や講座等を行う子育て支援センターを各地区に設置する。 ・笠間地区:子育て支援センターみつばち(かさまこども園内)※委託・岩間地区:子育て支援センターくりのこ(市民センターいわま内)※直営・友部地区:子育て支援センターかんがるー(児童館内)※委託	センター開 所日数 (延)	B	675	利用者数(延)	Д	18, 644			
214	子ども・子育て支援	障害児保育対策事業	【特定財源】子ども・子育て支援交付金(補助率:国1/3、県1/3) 障害児を受け入れることにより保育士の加配が必要となった民間保育所に対し、加配 保育士の人件費に対する補助をする。 月額80,000円×加配保育士数×加配月数	実施施設数	園	3						
215	子ども・子 育て支援	児童福祉にかかる申請受付相談 事務(岩間支所)	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・保育所入所事務 ・子育てサポート事業 ・家庭児童相談事業 ・要保護児童対策事業 ・児童クラブ推進事業 ・児童手当事業 ・児童扶養手当事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・母子生活支援施設入所措置事務 (各事業の詳細については子ども福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	1, 705						
216	子ども・子 育て支援	特定教育·保育施設等指導監査 事業	子ども・子育で支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第14条第1項の規定により市が行う質問,立入り,検査等及び同法の規定により市が行う行政指導(以下「指導等」と総称する。)並びに法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定により市が行う監査について,必要な事項を定めることにより,特定教育・保育,特別利用保育,特別利用教育,特定地域型保育,特別利用地域型保育,特定利用地域型保育及び特例保育(以下「特定教育・保育等」という。)の質の確保並びに施設型給付費,特例施設型給付費,地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等(以下「施設型給付費等」という。)の支給の適正化を図る。	市内対象施設数	施設	16						
217	子ども・子 育て支援	認可外保育施設立入調査事務	市内の認可外保育施設3園に対し、児童福祉法第59条第1項の規定に基づき、保育施設の設備、運営状況について、定期的に立入調査を行う。 笠間市内認可外保育施設 〇事業所内保育施設3園 事業所内保育所:茨城県病院局内保育所ひまわり保育園・水戸ヤクルト販売㈱友部センター保育所・宍戸ヒルズカントリークラブ保育所	市内認可外保育施設数	施設	3						
218	子ども・子 育て支援	事務(笠間支所)	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・保育所入所受付事務 ・子育てサポート 事業 ・家庭児童相談事業 ・要保護児童対策事業 ・児童クラブ入所受付事務 ・児童 手当事業 ・児童扶養手当事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・母子生活支援施設入所措 置事務 (各事業の詳細については子ども福祉課参照)	受付件数	件	2, 531						
219	子ども・子育て支援	幼児教育・保育無償化円滑化事 業	茨城県安心こども支援事業費交付要項の規定に基づき、令和3年度から認可外保育施設の幼児教育・保育無償化に伴う事務経費の補助(国補助:10/10 上限有) ※令和元年度は、幼児教育・保育無償化業務支援事業として実施。 ※令和2年度は、認可施設を含む無償化全般の事務及びシステム改修費が補助対象。	認可外施設 無償化対象 延人数	<u></u>	21						
220	子ども・子 育て支援	病児保育事業	事業実施期間:令和2年度~令和5年度 病児保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整えるための事業。 【病後児対応型】 病気の回復期であり、集団保育が困難な児童を病院・診療所・保育所等に付設され た専用スペースで一時的に保育する事業。 【体調不良児対応型】 児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに 来るまでの間、保育所において安全な体制を確保し、緊急的な対応を図る事業。 補助率:県1/3 国1/3 市1/3	事業実施施設数	園	10	サービス利用者数	Α	2, 675			

No).	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
22		^イ ども・子 育て支援	くるす保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童(〇~5歳児)を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。・ママ・ホリデー事業 どこにも入所していない 1歳児から5歳児までの保育。 ・延長保育 保育所を19:15まで開所し、延長保育を実施する。・障害児保育障害児に専任の保育士を配置する。	保育業務	B	294	保健衛生管 理と安全管 理	П	12	地域社会活動		6
22	子育	~ども・子 うて支援	(未定)在宅児童一時預かり事 業	令和元年10月より3歳以上時の幼児教育・保育の無償化となった。教育・保育施設等に入所せずに、在宅で子育てをしている保護者のために 年に2回、2か所の公立保育所で、子どもを預かり、ママたちのリフレッシュを図ることを目的とした、ママ・ホリデー事業を実施。 初めての集団生活となることから、子どもの負担軽減を考慮し、1日4時間を限度とする。保育所で、昼食を提供後の迎えとなる。 対象児:在宅で子育てされている1歳から5歳児									
22	3 子育		母子・父子家庭等高等職業訓練	ひとり親家庭の父・母が、就職の際に有利であり生活の安定に資する資格の取得を促進するために、養成訓練の受講期間に給付金を支給する。 対象者は、児童扶養手当を受けている又は同等の所得水準にある者。養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれる者。 支給額は、月100,000円(課税世帯は月75,000円)また、課程の修了最後の12か月は月40,000円を加算する。その他修了一時金として50,000円(課税世帯は25,000円)を支給する。	新規申請者数	۸	3	支給者総数	Α	6			
22	子育	さぎも・子 育て支援	予防接種事業	予防接種法に基づき、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症まん延予防を目的に実施。国の風しんの追加的対策として,抗体価の低い年代の男性に抗体検査を実施する。任意予防接種のおたふくかぜ・小児インフルエンザ、先天性風しん症候群の発症予防対策としての風しんについては経済的負担の軽減並びに重症化及びまん延予防のため、接種費用の一部助成を実施する。また、骨髄移植等特別な理由により任意での再接種が必要な方への接種費用の助成を行う。	定期接種 (A 類疾 病)勧奨回 数	0	30	任意接種実施数	種類	3			
22	5 子育	~ども・子 『て支援	保育対策総合支援事業	保育所、認定こども園に対し、保育人材の確保や子どもを安心して育てることができる環境整備を総合的に行うため必要な費用を補助する。	実施施設の 数(体制強化 事業)	園		実施施設の 数(補助者雇 上事業)	園	3	医療的ケア 児保育対象 児童数	٨	
22	子育	子ども・子 育て支援	未熟児養育医療事業	賃負担した後、世帯の中氏依領寺に応して 入院治療費の一部を自己負担額として徴収する。	申請・審査 件数	件	11	養育医療券 発行件数	件	11	給付件数	件	28
22	7 字	∼ども・子 育て支援	民間保育所運営事業	 内閣府から示される公定価格に基づき、民間保育所等へ施設型給付費を支払う。 ・負担割合 国:2号公定価格×50% 3号公定価格ー利用者負担額(国基準)×58.16% 県:2号公定価格×25% 3号公定価格ー利用者負担額(国基準)×20.92% 	入所児童数	<u></u>	1, 492						
22	8 子育	とども・子 育て支援	子育てのための施設等利用給付 事業	京・25公と間代へ2370 35公と間代で10月から子ども子育て支援法改正による幼児教育・保育無償化に伴い、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり。 病児保育、ファミリーサポートセンターに係る利用料(施設等利用費)について補助する。(施設に支払った利用料を利用者の請求に基づき償還払いする。) ・補助率 国1/2、県1/4	対象者数	٨	88						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
229	子ども・子 育て支援	養育支援訪問事業	乳幼児全戸訪問事業や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭にかかる保健医療の連携体制に基づく情報提供及び子どもを守る地域ネットワーク(笠間市要保護対策地域協議会)の関係機関からの連絡・通告、子ども家庭総合支援拠点による相談、家庭訪問等により把握され、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより家庭の適切な養育の実施を確保することを目的に実施する事業。ヤングケアラー等がいる家庭に対しても支援する。笠間市子ども家庭総合支援拠点をこの事業の中核機関とし、中核機関において立案された支援目標、支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。訪問支援者については、専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が、育児・家事援助については、子育てOB(経験者)、ヘルパー等が実施する。									
230	子ども・子 育て支援	子どもの居場所拠点運営事業	様々な事情から養育環境に課題やリスクを抱え不適切な養育状態にある家庭の子どもや、不登校など学校に居場所のない子どもに対し、安心して過ごせる居場所を提供するとともに、基本的な生活習慣の形成や学習支援、食事の提供、課外活動といった支援を民間委託により実施する。	利用児童数	٨							
231	子ども・子育て支援	保育環境改善等事業(新型コロ ナウイルス対策)	【特定財源】子育て支援対策臨時特例交付金(国1/2、県1/4) 安全な保育を継続するため、感染症予防対策に必要な衛生用品および備品等を購入した保育施設等に対し、その費用を補助する。 補助額:施設の規模により150,000円~500,000円 補助率:国1/2	対象施設数	園	13						
	子ども・子 育て支援		児童福祉法の一部改正に伴い、市町村が、子ども等に対する必要な支援業務を行わなければならないことが明確化され、それらの機能を担う拠点整備を令和4年度末までに市町村子ども家庭支援拠点の設置を目指すこととされ、令和3年4月に子ども家庭総合支援拠点を開設した。 子ども家庭支援拠点では、子ども及び妊産婦の福祉に関する実情の把握・情報提供・相談・調査・指導・関係機関との連絡調整、その他必要な支援を実施している。集中的・専門的な相談業務や支援を実施していくことにより、児童虐待等の未然防止に努め、さらに要保護児童対策地域協議会の調整機関を担い、DVの相談を合わせて行う。									
233	保健・医療	保健センター管理事業	地域医療センターかさま(行政棟)施設、付帯設備の管理・運営・修繕を実施し、保健施設として適切に維持管理する。 平成30年度より、保健センターが地域医療センターかさまに移転したことに伴い、地域医療センターかさまの施設維持管理は、市立病院と共同実施することとなった。 【コロナ】消耗品費:施設来所者用アルコール消毒液									
234	保健・医療		がんの治療による外見の悩みを抱えている方の補正具や、若年がん患者が在宅生活を 送るうえで必要な福祉用具について費用の一部を助成。	申請者数	人	16						
235	保健・医療	安定ヨウ素剤購入事業	安定ヨウ素剤について、県は原子力発電所から半径30Km圏内の対象市町村に配備している。当市は、30km圏内と30km圏外の地域があるため、独自に30Km圏外の住民分の安定ヨウ素剤を配備することにより、緊急事態に迅速に対応できるようにする。	管理責任者 による定期 点検	0	2						
236	保健・医療	平日夜間・日曜初期救急診療事 業	市立病院、医師会、薬剤師会、県立中央病院が連携し、市立病院において初期救急 診療を実施することにより、笠間地区における医療サービスの向上を図るとともに県 立中央病院との機能分担を明確にし、市民が安心して暮らせる地域社会を推進する。	初期救急診療日数	B	296	1日平均夜 間診療患者 数	Д	1	1日平均日 曜診療患者 数	٨.	6
237	保健・医療		生活習慣病予防対策として、健康の維持増進、疾病の早期発見及び早期治療を目的に 各種がん検診及び循環器健診を実施する。 【DX】市が実施する集団健(検)診にweb予約システムを活用する。	がん検診受 診率(平 均)	%	19	生活習慣病 予防健診受 診者	٨	482	web予約シス テム利用率	%	25
238	保健・医療	保健衛生総務事務	健康医療政策課所管の各事業に属さない経費及び総括的に管理すべき人件費、需用費、役務費、各種負担金の管理・執行。 【脱炭素】									
239	保健・医療	退職被保険者等保険税還付事務	退職被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納 金が発生した場合還付する事務	退職国保資 格喪失異動 処理数	件数		所得異動処 理数	件数		退職国保還 付金額	千円	
240	保健・医療	かん快砂推進争未	国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、平成29年度より、年度内40歳の方に対し、5大がん(子宮頸がん・乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん)について個別の受診勧奨および再勧奨を行う。継続しての検診受診を目的に41歳で前年度がん検診受診者へ個別勧奨を実施。 また、要精密検査となった方で、未受診者の方への受診勧奨を行う。婦人科未受診者に対し個別の受診勧奨を実施。	個別勧奨通 知数	٨.	1, 348	検診受診率	%	20			
241	保健・医療	一般被保険者保険税還付加算金 事務		一般国保還 付加算金件	件	12	一般国保還 付加算金	千円	17			
242	保健・医療		退職国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	退職国保還 付加算金件	件		退職国保還 付加算金	千円				
243	呆健・医療	健康づくり推進事業	【健康づくり推進事業】 健康な食のあり方や食生活の改善などについて、実践的で分かりやすく推進するため、地域に健康づくりのリーダーとなる「ヘルスリーダー」を育成・養成をし、食育の推進や生活習慣病予防事業を実施する。 【食育推進事業】 「食」や「食育」の重要性を市民に広め、食の営みを支援する多様なネットワークと連携・共同し、乳幼児から成人、高齢者に至るまでライフステージに応じた食育活動を推進する。 特に若い世代に対して食育推進活動を実施し、正しい食習慣の確立や生活習慣の予防	研修会受講 率	%	95	活動参加者数	Д	5, 476	ネットワー ク会議開催 回数	0	2

No.	1	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
244	保健	・医療	睡眠医療ネットワーク事業	笠間市内の医科・歯科・薬科の連携によるネットワーク構築により、ありふれた、隠れた病である睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療に寄与するとともに医療費の 削減を図る。	実務者研修 会参加者数	٨		出前講座参 加者数	Д				
245	保健	▸医療	感染症対策事業	感染症発生の防止対策や感染症発生における拡大防止を図るため、市民への、広報活動や健康管理等の予防対策を実施する。 感染症法に基づく65歳以上の結核健診については、健診方法が胸部レントゲンであり、肺がん検診と同時に行うため、各種検診事業で実施する。	結核健診受 診者数	Д	6, 848						
246	保健	・医療	笠間市立病院改革プラン推進事 業	総務省の「公立病院改革ガイドライン」及び茨城県が策定する地域医療ビジョンに基づき「第3次市立病院改革プラン」を策定・推進することにより、公立病院としての役割を果たすとともに経営基盤を強化し経営の安定化を図る。	外来診療日 数	目	243	1日平均入院 患者数	人	26	1日平均外来 患者数	人	104
247	保健	・医療	筑波大学病院連携事業(指導医 派遣・研修生受入)	筑波大学との連携により、市立病院に「地域医療研修ステーション」を開設し、指導医及び後期研修医と研修生を受入れ理想的な地域医療教育を実践することで、地域 医療に従事する医師の養成と地域医療の充実を図る。	指導医の外 来診療日数	日/週	4	指導医の診 療枠(午 前・午後)	コマ/週	6			
248	保健	・医療		【永久歯対策事業】 歯科保健計画に基づく、ライフステージ別の歯科保健事業。 むし歯予防対策として、幼児〔保育所(園)・幼稚園・認定こども園〕及び児童・ 生徒(小・中・義務教育学校)を対象に講話及び実技指導(歯みがき教室等)を行 う。 【重点】	歯みがき教 室の開催回 数	回	33	歯みがき教室参加者数	J.	1, 608			
249	保健	・医療	献血推進事業	【事業目的】 ①十分な血液を確保することを目的に計画的な献血運動の推進と献血意欲の高揚を図る事業を行っている笠間献血連合会に対し、活動費の補助を行う。 ②骨髄ドナーへの経済的負担の軽減を図り、骨髄移植を推進する。 【事業概要】 ①街頭・事業所における献血実施及び献血広報・啓発活動の実施 ②笠間献血連合会役員会の実施 ③笠間献血連合会総会の実施 ④骨髄移植の推進	献血協力事業所	箇所	25	献血者	Д.	987			
250	保健	・医療	健康増進事業	生活習慣病の発症予防や重症化予防、また、健康増進を図るため、健康相談や健康教育、健康講座、運動教室を実施する。	健康教育	人	359	健康相談	人	162			
251	保健	・医療	地域医療対策事業	【平日夜間・休日初期救急】平日夜間・日曜日は笠間市立病院で、祝日・年末年始(12/30~1/3) は市内医療機関(在宅当番医制)で、初期救急診療を実施している。 【救急医療二次病院運営事業】二次救急医療圏水戸地域内の重症救急患者の医療を確保することを目的に、水戸地域内の11市町村と共同して、二次救急告示医療機関に負担金を交付している。 【訪問歯科保健事業】地域住民の健康を支えていく体制の一環として、通院困難な在宅の寝たきり高齢者等に対して、訪問による歯科保健サービスを行う。	平日夜間・ 日曜診療日 数	B	296	休日当番医 日数	日	21	口腔衛生指 導を受けた 人数	٨.	39
252	社会	保障	後期高齢者健診事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。 基本的な健康診査の項目を無料で受けることができる。(年1回)	健診案内一 斉処理・送 付	件	11, 211	受診者数	Д	2, 192	受診率	%	20
253	社会	保障	一般会計繰出金事務(後期高	後期高齢者医療特別会計より一般会計に対する繰出金を支出する事務を行う。									
254	社会	保障	後期高齡者医療制度広域事務	支払う。支所2台分。	後期高齢者 被保険者数	Д	12, 458	広域連合共 通経費負担 金額	円	29, 683, 337			
255	社会		国保健康づくり推進事業(人間 ドック・脳ドック)	40歳から74歳の国保加入者を対象に人間ドック、脳ドック受診費用の一部を補助し、健康保持増進を図る。結果、疾病の早期発見・早期治療による医療費の削減へつなげる。 人間ドック補助 20,000円	受診者数 (人間ドック)	Д	755	受診者数(脳ドック)	Д	107			
256	社会		国保健康つくり推進争乗(医療	国保加入者に医療費通知、ジェネリック医薬品使用差額通知を発送し、自身の健康管理を見直すことで医療費の抑制に繋げる。 医療費通知は、令和5年度から年5回から2回通知と変更。(県共同事業)	医療費通知 件数	通	44, 023	ジェネリッ ク医薬品使 用差額通知	通	996			
257	社会		後期高齡者医療特別会計繰出金 事務	一般会計より後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を支出する事務。 事務費繰出金・後期高齢者医療保険基盤安定繰出金・後期高齢者健診事業繰出金があ る。									
258	社会	保障	後期高齢者人間ドック事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。 平成29年度から、広域連合からの補助額上限等実施要件の変更に伴い、人間ドック補助1人あたり25、000円から20、000円に、脳ドック補助1人あたり35、000円から25、000円に変更となり、令和元年度事業廃止した。									
259	社会	保障	港湾 全事数 (国民唐唐伊隆)	国庫負担金、特定健康診査等負担金等の前年度精算に伴い、補助金の返還が生じた場合に支出金する。	償還金額	千円	5, 268						
260	社会	保障	机油/2 险字级 扣 古 坠 字 士 授 众	国保税を財源とし、後期高齢者支援金の財源として県へ納付する。	支払額	千円	523, 992						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
261	社会保障	医療福祉費支給事業(市単独 分)	県制度においては、平成22年10月より、小児の対象年齢が未就学児までから小学校3年生までに拡大された。 それに伴い、市単独事業として小学校4年生~6年生まで対象年齢を拡大した。 平成25年度からは対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施した。 平成26年10月から県制度の対象が中学校3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなった。 さらに平成30年10月から県制度の対象が18歳に達する日以後最初の3月31日まで(入院分のみ)に拡大され、令和2年4月から市単独事業として高校生の外来分を拡大した。 令和5年7月から小児・生徒・妊産婦に対する所得制限を撤廃する。	受給者	Α	3, 466	支払件数	件	24, 539	医療費助成金額	円	47, 040, 837
262	社会保障	一般被保険者療養給付事業	一般国保加入者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	一般被保険 者療養給付 費支払件数	件	287, 864	1人当たり支 払額	千円	250	支払総額	千円	4, 356, 000
263	社会保障	一般被保険者療養事業	一般国保加入者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	一般被保険 者療養費保 険者分支払	件	3, 911	1人当たり支 払額	千円	2			
264	社会保障	出産育児一時金支給事業	被保険者の出産に要した費用を支給する。 一般会計から3分の2繰入れ 1件当り420,000円上限・・・令和5年度 50,000円の増額見込み	出産育児一 時金支払件 数	件	32	支給額	千円	13, 392			
265	社会保障	葬祭費支給事業	国保加入者の死亡に対し葬祭費を支給する。 1件当り 50,000円	葬祭費支払 件数	件	100	支給額	千円	5, 000			
266	社会保障	その他共同事業拠出事業	「年金受給権者一覧表」掲載人員数に基づく拠出金を国保連合会に支払う。 平成31年3月退職制度終了、遡及分該当者減少のため縮小となる。	支払金額	千円							
267	社会保障	国民健康保険財政調整基金事業	急激な医療費の増加に対応するための基金を確保する。	基金額	千円	1, 359, 248						
268	社会保障	一般被保険者保険税還付事務	一般被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納 金が発生した場合還付する事務	一般国民資 格喪失異動 処理数	件数	78	所得異動処 理数	件数	33	一般国保還 付金額	千円	4, 490
269	社会保障	予備費管理事務(国民健康保 険)	不測の支出が発生した場合に対応するための予算を確保する。									
270	社会保障	国保健康づくり推進事業 (保健 カレンダー)	市民の健康管理に繋がるよう保険事業の年間スケジュール、医療機関情報等を広報するため、保健事業予定表を作成し笠間市全世帯へ配布する。 経費は国保特別会計から支出。	作成部数	部	28, 500	国保加入世 帯	世帯	11, 202			
271	社会保障	直営診療施設勘定補助事業	市立病院の運営費及び施設整備費に係る特別調整交付金(国庫補助金特別調整交付 金)を国保特別会計に収入し、同額を市立病院会計へ支出する。	特別調整交付金(市立病院分)	千円	7, 510						
272	社会保障	国民健康保険特別会計繰出金事 務	 一般会計より国保特別会計に対する繰出金を支出する事務 ・保険基盤安定繰出金 ・保険税軽減分(県3/4、市1/4)法定軽減分→低所得軽減 ・保険者支援分(国1/2、県1/4、市1/4)◎軽減対象数に応じて平均保険税の一定割合を繰出すことで中間所得層の負担軽減を図る。 ・職員給与費等繰出金 ・出産育児一時金繰出金(出産育児一時金の支給基準額の2/3) ・財政安定化支援事業繰出金(国保財政安定化のため当該年度に交付税措置分) 	繰出金総額	千円	483, 575						
273	社会保障	一般被保険者等高額介護合算療 養事業	医療費と介護保険の年間(前年8月~7月)自己負担限度額を越えた部分を支給する。	支払件数	件	23	一件当たり 支給額	千円	13			
274	社会保障	審查支払手数料事務(国民健康 保険)	レセプトの審査に係る手数料を国保連合会へ支払う。	支払金額	千円	19, 945						
275	社会保障	一般被保険者移送事業	一般被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給する。	支払金額	千円		一般国保加 入者一人当 たり支払金	円				
276	社会保障	一般被保険者医療給付費分支払 事務	国保税等を財源として、県へ医療給付費の財源として納付する。	支払額	千円	1, 173, 912						
277	社会保障	高額療養費貸付事業	療養に要した費用が著しく高額であるために支払が困難な者に対し、医療費の一部(高額療養費支給見込額の10分の9に相当する額の範囲内で市長が定めた額)を貸し付け、必要とする療養の機会を確保することにより福祉の向上に寄与する。	貸付者数	٨	4						
278	社会保障	(実績無)出産育児費資金貸付 事業	出産が見込まれる世帯で出産育児一時金の支給までの間、出産に要する費用を支払うための資金(支給見込額の10分の8を限度)を貸し付ける。									
279	社会保障	一般管理事務	国保事業の健全な運営を図ることを目的とし、適切な事務の執行に係る事業を行う。	支払額	千円	23, 241						
280	社会保障	国保連合会負担金事務	国保の円滑な事業運営を図るとともに保険者の共同目的を達成するために必要な会員 負担金を国保連合会へ納付する。	支払金額	千円	2, 226						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
281	社会保障	国保運営協議会事務	国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議し答申す る。	会議開催		2	事務費繰入	円	117, 000			
282	社会保障	広域連合納付金事務	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営 が適正かつ円滑に行われる事を目的とし、徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広 域連合に納付する。	特別徴収通 知送付数	件	9, 786	普通徴収通 知送付数	件	4, 029	保険料納付 額	Ħ	783, 000, 700
283	社会保障	国民年金事務(岩間支所)	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入届、20歳届出	件	207	免除申請書 (学生・一 般)	件	151	老齢、障害 年金請求 書、その他	件	64
284	社会保障	後期高齢者医療制度費医療費公 費負担事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められ、後期高齢者医療制度が規定された。 療養給付費の実績と伸び率によって算出された金額を広域連合に支払う。	療養給付費 負担金納付 額	円	740, 189, 885						
285	社会保障	後期高齢者医療制度事業(笠間 支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	高額療養費 支給申請書	件	242	葬祭費支給 申請書	件	218	その他届出書	件	1, 064
286	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務 (笠間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。									
287	社会保障	賦課徴収事務	国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の賦課、徴収を行い国民健康保険の健全な財政運営を行う。 加入者の減少により、調定額も減少している状況であるが、収納率の向上が例年課題となっている。	国保税現年 度徴収率	%	94	徴収額(現 年度分)	千円	1, 351, 044	電話催告	件数	610
288	社会保障	特定健康診査事業(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 40歳から74歳の国民健康保 険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。									
289	社会保障	医療福祉費(マル福)事務(笠 間支所)	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。平成22年10月より、小児の対象年齢が未就学児までから小学校3年生までに拡大された。 それに伴い、市単独事業として小学校4年生~6年生まで対象年齢を拡大した。平成25年度からは対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施した。 平成26年10月から県制度の対象が中学校3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなった。 さらに平成30年10月から県制度の対象が18歳に達する日以後最初の3月31日まで(入院分のみ)に拡大され、令和2年4月から市単独事業として高校生の外来分を拡大する。 認定要件、自己負担金等は県基準に準ずる。	医療費申請書	件	562	受給者証再 交付等	件	1, 157	その他届出 書(自己負担 支給申請書)	件	51
290	社会保障	医療福祉費(マル福)事務(岩 間支所)	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。なお、笠間市単独助成事業では平成22年10月に小学校4年生から小学校6年生まで、平成25年度から中学校3年生まで対象年齢を拡大して実施している。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	医療費申請書	件	356	受給者証再 交付等	件	784	自己負担支給申請書	件	26
291	社会保障	傷病手当金支給事業	新型コロナウイルスに感染または感染の疑いで発熱等の症状があり、被用者が労務に 服することができず、事業主からの給与等の支払いが無い場合、申請により審査し傷 病手当金を支給する。	支払い件数	件	29	1件当たり平 均支払額	千円	35			
292	社会保障	特定保健指導事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康診査・保健指導を行う。結果、疾病の早期発見・治療に繋げることで医療費の抑制を図る。	特定保健指 導者実施者	Д	265	特定保健指 導終了率	%	49			
293	社会保障	特定健康診査事業(笠間支所)	40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、 健康指導を行う。									
294	社会保障	国民健康保険事務事業(岩間支 所)	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。 支所で受け付け ることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	資格の取得 (転入、社 保離、出生 等)	件	307	資格の喪失 (転出、社 保加、死亡 等)	件	295	資格の変更 (世帯主変 更、転居 等)	件	72
295	社会保障		で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入 届、20歳届 出	件	289	免除申請書 (学生・一 般)	件	259	老齢、障害 年金請求 書、その他	件	111
296	社会保障	退職被保険者等後期高齢者支援 金等分支払事務	国保税を財源とし、県へ後期高齢者支援金等分納付金として納付する。									

No	D.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
29	7 社	会保障	趣旨普及事業(国民健康保険)	国民健康保険制度の普及、啓蒙を図るため啓発リーフレット等を作成する。	国保だより	部	14, 000	国保ガイドブック	部	13, 000	国保加入世 帯(年度平	世帯	10, 909
29)8 社	会保障	一般被保険者高額療養事業	被保険者の自己負担分が政令で定める額を超えた分に対して高額療養費として支給する。 県へ交付申請を行う。	一般被保険 者高額療養 費支払件数 (償還分)	件	5, 235	1人当たり支 払額	千円	35			
29	9 社	会保障	介護納付金分支払事務	国保税を財源として、40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する費用について、県へ納付する。	支払額	千円	185, 411						
30	00 社	会保障	特定健康診査等事業	4 O 歳から74歳の国保加入者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康診査、健 康指導を行う。結果、疾病の早期発見・治療に繋げることで医療費の抑制を図る。	受診者数	人	4, 785		0	52			
30)1 社	会保障	後期高齢者医療制度運営事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法 律」に改められ後期高齢者医療制度が規定された。	被保険者証 の一斉更新	人	12, 083	資格得喪処 理数	人	2, 242	後期高齢者 被保険者数	人	12, 458
30)2 社	会保障	生活習慣病予防対策事業	リスクの高い対象者に、糖尿病に関する健康教室を実施する事で自らの生活の見直し を行い、糖尿病発症・重症化を予防する。糖尿病性腎症重症化予防対象者には、かか りつけ医との連携による保健指導を実施する。	実施回数	回	13	保健指導対 象者	٨	8			
30	03 社	∶会保障	高齢者の保健事業と介護予防等 の一体的な実施事業	高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的繋がりの低下によるフレイル状態になるなど、疾病予防と生活機能維持の課題がある。また、市が行う74歳までの国保保健事業や介護予防事業の取組が一体的に実施されていないことや、後期高齢者医療広域連合が行う75歳以降の高齢者保健事業の継続性等がない等の課題もある。高齢者高齢者の疾病予防や重症化予防、介護予防などの生活機能維持の課題に対応するため、令和元年5月22日に健康保険法が改正が行われ、令和2年4月1日から「高齢者の保健事業と介護予防に一体的な実施」を推進する。後期高齢者の特性に応じ、医療専門職による既存の拠点等を活用した相談や訪問相談、指導等、被保険者の生活習慣病等の重症化予防や心身機能の維持を図ることを目的とし保健事業と介護予防の一体的な実施を行う。	個別支援人 数	Д	57	通いの場の 講話等回数		22			
30)4 社	∶会保障	国民健康保険事務事業(笠間支 所)	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。 支所で受け付ける ことにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	資格の取得 (転入、社 保離、出生 等)	件	487	資格の喪失 (転出、社 保加、死亡 等)	件	412	資格の変更 (世帯主変 更、転居 等)	件	103
30)5 社	会保障	保険料還付金事務	後期高齢者医療保険の健全な財政運営を図るために適正な処理を行う。	還付件数	件	200	還付金	円	1, 415, 500			
30)6 社	会保障	国民健康保険税徴収事務(笠間 支所)	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保 険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。 支所で受け付ける ことにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。									
30)7 社	会保障	国民健康保険税徴収事業(岩間 支所)	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保 険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。 支所で受け付ける ことにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。									
30)8 社	会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務	か適正がつ円滑に行われる事を目的とする。 後期高齢者の場合、保険料未納となる方は無年金者もしくは低年金者の方がほとんど で、個別訪問をしても納付は難しい方が多い。	納付書・特 別徴収通知 書の処理・ 送付	件	13, 815	後期高齢者 保険料徴収 額	Ħ	780, 050, 300	収納率	%	99
30)9 社	会保障	保険料還付加算金事務	日本年金機構等年金支払者からの返納通知が届かないことや振込指定口座の返送が無いなどの理由で、過誤納還付金の還付処理ができない状態が続くと加算金が発生する場合があり、その事務処理が必要になる。	還付加算発 生件数	件		還付加算金	円				
31	0 社	会保障	退職被保険者等医療給付費分支 <u>払事務</u>	国保税を財源とし、県へ医療給付費分納付金として納付する。									
31	1 社	会保障	予備費管理事務(後期高齢)	不測の支出に対応するため。									
31	2 社	会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務 (岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 加入者に対し、保険料の 徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。 支所で受け付ける ことにより本所までも行かなくて済み、住民サービスに寄与している。									
31	3 社	∶会保障	後期高齢者健診事業(岩間支 所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害のある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。									
31	4 社	:会保障	国民年金事業	国民年金法第3条、国民年金事業の事務の一部は、政令で定めるところにより市町村長が行うことが出来ることから、市民サービスの向上のため市で一部事務を行っている。 平成22年1月に社会保険庁が廃止され日本年金機構が発足した。 平成24年8月に社会保障と税の一体改革の一環として年金機能強化法が成立し、それに伴い諸手続きの変更が予定され、現在も継続中である。	関係届出書 (本庁の み)	件	1, 020	免除申請書 (本庁の み)	件	944	裁定請求書(本庁のみ)	件	182

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
31!	社会保障	医療福祉費支給事業	医療福祉費支給制度は、受給資格を満たす人が健康保険を使って医療機関を受診した場合、窓口一部負担金を公費で負担する茨城県の制度であり、昭和48年から開始された。(所得要件あり) 外来自己負担金:妊産婦・小児・母子家庭・父子家庭は1回あたり600円(1医療機関ごとに月2回まで)、重度心身障害者は自己負担金なし。	受給者	J.	12, 734	支払件数	件	139, 970	医療費助成金額	Н	382, 100, 499
			入院自己負担金:妊産婦・小児・生徒(中学校1年生から18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の入院分・母子家庭・父子家庭は1日あたり300円(1医療機関ごとに月10日まで)、重度心身障害者は自己負担金なし。									
310	i 社会保障	後期高齢者健診事業(笠間支 所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。									
31	社会保障	後期高齢者医療制度事業(岩間 支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	高額療養費 支給申請書	件	154	葬祭費支給 申請書	件	142	限度額適用 申請書	件	123
318	地域福祉	災害対策福祉備蓄品整備事業	要支援者の災害対策として、市内5か所の福祉避難所へ備蓄品を整備する。									
319	地域福祉	災害見舞金・弔慰金支給事業	住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録されている者で、被災時において 被災住家を現に住居とする者に災害見舞金(当面の生活費支援)として50、000円を支 給する。									
			根拠法令 笠間市災害見舞金支給規則。 ・社会福祉総務諸経費(社会保険料、賃金、旅費、消耗品、負担金)									
320	地域福祉	社会福祉事務	社会福祉総務事務に対応するパート会計年度任用職員1名の雇用に要する経費。要 支援者台帳の作成・管理。	都市福祉事 務所長会 議・研修	回	2	協議事項	件	41			
			・都市福祉行政の情報交換及び各市が抱えている福祉行政の課題や調整事項等についての意見調整									
32	地域福祉	遺族会事業	遺族会は、戦没者等の遺族が会員となっており、恒久の平和を祈念する事業を行なうことで英霊の顕彰と戦没者遺族の相互扶助及び平和な郷土建設に貢献する。	市戦没者追悼式 年開催数	回	1	市戦没者追 悼式参列者 数	٨	203			
322	地域福祉	生活保護給付事業(扶助費)	生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費の部分である。 [特定財源] ・国庫支出金 生活保護費負担金:負担率3/4 犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年育成に寄与する。	ケースワー カーによる 訪問調査活 動	件	2, 468						
322	地域福祉	保護司会事業	犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年育成に寄与する。 ・笠間地区保護司会は保護司31名が、犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年の育成にあたることを目的に、関係機関及び団体等との連携を強化し、研修会、社明運動の推進、 冊子「やまなみ」の発行等の事業を行っている。 ・笠間市更生保護女性会は、犯罪者の更生保護及び青少年の不良化防止の活動を促進し、健全明朗な青少年の育成にあたることを目的に、矯正施設への慰問及び助成、社明運動の推進、子育て支援(子育でサロン)、 募金活動等の事業を行なっている。 ・R3年事業計画 保護司会を中心として関係団体との連携し、7月の強調月間に「社会を明るくする運動」の実施する。	社会を明る くする運動 参加者数	Д	31	駅・街頭啓 発活動					

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
324	地域福祉	民生委員事業(笠間地区)	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその 他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。	地区民児協 定例会・研 修会	件	12	委員1人当 たりの活動 日数	B	10			
325	地域福祉	社会福祉にかかる申請受付相談 事務(岩間支所)	民生委員児童委員60名 社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・遺族会関係事務 ・戦傷病者援護事務 ・ 特別弔慰金請求事務 ・日本赤十字社事務 ・人権擁護委員協議会事務 ・生活保護相談 及び給付事務 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・住宅確保給付事務 ・災害見舞金・弔 慰金支給事業 (各事業の詳細については社会福祉課参照)	相談・申請	件	1, 304	13					
326	地域福祉	戦傷病者等援護事業	戦没者等の遺族に対し、国家補償の精神に基づき、特別給付金・特別弔慰金を支給する。また、戦傷病者特別援護法に関する更生医療・補装具に関する事務が、平成23年度より県から権限委譲された。	特別弔慰金 受付件数	件	21						
327	地域福祉	日本赤十字社事業	日本赤十字社からの依頼により、5月を赤十字社員増強運動月間として、各区長・班長の協力により、一般家庭一戸500円以上をお願いしている。又、市内法人を対象に日赤茨城県支部と共同で特別社資募集を行っている。 火災等の被災者に対し、日常生活用品の支給を行う。笠間市赤十字奉仕団による啓発	社資募集 (一般・特別)の協力	件	17, 428	奉仕団活動 のPR・充実	回	5			
328	地域福祉	生活保護適正化事業	活動、災害ボランティア派遣活動への支援。 本事業は、生活保護の適正な実施を図るため、新規申請に対しての各種調査、医療扶助の適正化、保護費支給事務等の業務効率化、関係職員の研修、就労可能な被保護者に対する就労自立支援等を行うものである。 [特定財源] ・生活困窮者関連国庫負担金(被保護者就労支援事業):負担率3/4	扶養義務 者・関係機 関等に対す る調査	件	2, 856	レセプト点 検による医療扶助過誤 調整額	Н	-3, 911, 667	就労支援事 業による保 護廃止や増 収等	٨.	5
329	地域福祉	社会福祉にかかる申請受付相談 事務(笠間支所)	<u>・生活困窮者関連国庫補助金(生活保護適正化事業等):補助率1/2、3/4</u> 社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・生活保護相談及び給付事務 ・遺族会関 係事務 ・戦傷病者援護事務 ・弔慰金支給事業 ・日本赤十字社事務 ・災害見舞金 ・ 人権擁護委員協議会事務(各事業の詳細については社会福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	7, 347						
330	地域福祉	生活保護給付事業(扶助費以外)	生活保護とは、日本国憲法第25条に規程する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費を除く部分である(会計年度任用職員報酬・共済費・需用費・委託料・負担金補助及び交付金等)。	ケースワー カーによる 訪問調査活 動	件	2, 468						
331	地域福祉	地域ケアシステム推進事業	在宅の高齢者や障がい者等の全ての要援護者に対して、最適、効率的かつ確実な保	相談等件数 (延べ)	件	2, 584	在宅ケアチーム数	件	533			
332	地域福祉	行旅死亡人等取扱事務	葬等を執り行う。	行旅病人。 死亡人取扱 件数	件	5						
333	地域福祉	地域自殺対策強化事業	 行旅人にかかる医療費、死亡等取扱処理費用 全国の自殺者数は近年減少傾向にあるものの、毎年2万人を超える水準で推移するなど今だ深刻な状況にある。 このことから、平成28年に自殺対策基本法が改正され、翌年7月に国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されており、当面の目標として2026年までに自殺死亡率を30%減少させることとした。 笠間市においても、これまで啓発活動やゲートキーパー(養成)研修などの自殺対策に取り組んできたが、このような国の動きを受け、令和元年度に「笠間市自殺対策計画」を策定した。 この計画において、2024年までの5年間で自殺者数を25%減少させることを目標とし、関係機関との連携のもと更なる取組を進めることとしている。 	笠間市(発見 地)の自殺者	Α	8	ゲートキー パー養成研 修会 開催		1	重点啓発活 動実施		2

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
334	地域福祉	民生委員事業	・民生委員児童委員数:笠間地区60名、友部地区59名、岩間地区32名。計151名 民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその 他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。 地域住民の「生活課題」に第一線で向き合い、福祉ニーズを包括的にとらえ、問題の 所在を的確に把握するため、研修及び意見交換を重ねて委員個人の資質を向上を図っ ている。 民生委員協議会組織を個々の委員の活動をバックアップ、支援する場として機能強化 を図る必要がある。 ・民生委員推薦事業【民生委員欠員発生時および一斉改選時に推薦会を開催し、民生	地区民児協 定例会・研 修会	0	17	連合民児協 研修全 任児 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 う 会 う 会 う	0	18	定例会出席率	%	94
			委員児童委員を県知事に推薦する。】推薦会委員 14名									
335	地域福祉	ひきこもりサポート事業	令和元年度に市内のひきこもりの実態調査を実施したところ約100人の該当者がいることが判明した。 この実態調査の結果を踏まえ、ひきこもり状態にある方の社会復帰を目指し、地域の精神医療機関等と連携した多職種チームにより、ひきこもり者の自宅へ訪問し、本人及びその家族に対する支援のためのアウトリーチ活動を実施するもの。	調査の対象 者数	٨.		調査票の回 収率	%		アウトリー チの対象者 数	٨	5
336	地域福祉	民生委員事業(岩間地区)	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその 他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。	地区民児協 定例会・研 修会	0		委員一人あ たりの活動 日数	B	7			
337	地域福祉	社会福祉協議会事業	社会福祉事業法に基づき設置された、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成等を講じることにより地域福祉の拠点として運営を委託及び補助する。	地域福祉センター開所日数	日	359	ボランティ	組織	91	福祉セン ター利用者 数	٨	51, 783
338	地域福祉	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活困窮者自立相談支援事業等の実施。 多岐にわたる課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金 支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、また子どもに対しては、どもの学習支 援事業【直営:生涯学習課】など包括的な支援を提供し、就労自立と安定した生活が 送れるよう支援する。	新規相談件 数	件	37	被支援者数	J.	66	就労者数	Д	7
339	障害者福祉	徘徊障害者見守り事業	徘徊のおそれがある障害者等を介護している家族に対し、位置情報端末機を貸与することにより、障害者等の保護を支援し、当該障害者等の安全を確保するとともに家族の負担軽減を図る。	制度利用者数	٨.							
340	障害者福祉	子ども総合育成支援事業	未就学児に対する育成支援として、専門職による質の高い児童発達支援事業を展開するとともに、保護者や支援者に対する適切な助言・指導等を行う。また、親子フォローアップ事業において、小集団や個別の教室を通じ、対人関係や基本的生活習慣の確立を支援する。 【コロナ】新型コロナウィルス感染症防止のため、児童発達支援事業所及び親子フォローアップ事業の消耗品を購入する。	言語聴覚士 等の専門的 指導回数	0	97	親子フォローアップ事業延べ利用者数	Д	1, 551	幼児施設巡 回相談件数	件	299
341	障害者福祉	障害者福祉事務	身体障害認定及び身体障害者手帳の交付、更生指導台帳管理の適正な執行に努めるとともに、茨城県をはじめとする関係機関との連携のもと療育手帳や精神保健福祉手帳の更新や窓口交付等の事務を行う。また、窓口や電話等での相談支援を通じて対象者のニーズを把握するとともに、関係機関との連携のものと対象者の状態に応じた適切な支援につなげていく。				3障害手帳所 持者数(交 付件数)	Α	3, 938			
342	障害者福祉	障害者地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条及び第78条に基づく、障害者地域生活支援に関する取組み。 障害者地域自立支援協議会を設置運営しながら、課題等の共有・解決に向けて協議 し、よりよい地域の包括的な支援体制を整備していく。 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、地域の実情に応じた総合的、かつ、専門的な相談業務を行う。	日常生活用具給付件数	件	2, 170	相談支援件 数(延件 数)直営の み	件	2, 300	自立支援協 議会活動 (開催回 数)	0	6
343	障害者福祉	心身障害者扶養共済事業	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する。	掛金払込者数	٨	23	年金支給者 数	件	18	支給件数	件	224

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
344	障害者福祉	子ども総合相談支援事業	福祉・保健・教育分野の連携のもと、O歳から18歳までの成長や発達への疑問や不安を抱える方、その保護者等を対象に、相談・育成の観点から総合的な支援を実施する。子どもに関する総合的な相談支援として、窓口のワンストップ化を図るとともに、適切な支援につなぐため、ケース会議等を実施する。また、地域の中核機関として、子どもの支援に関わる方への適切な助言や指導を行う。 【コロナ】新型コロナウィルス感染症防止のため、相談や検査実施の際に使用する消耗品を購入する。 【Dx】心理検査や発達指導のデジタル化を図り、情報の共有、支援への活用及びペーパーレス化を進める。	相談受付件数	件	1, 420	ケース会議 スーパーバ イズ開催数	П	33	ペアレント トレーニン グ延べ参加 者数	人	83
345	障害者福祉	特別障害者手当給付事業	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく手当として、精神又は身体に著しく 重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対し て、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手 当を支給する。 ・特別障害者手当/在宅の20歳以上の重度障がい者に手当を給付する。 ・障害児福祉手当/在宅の20歳未満の重度障がい児に手当を給付する。 ・経過的福祉手当/旧法の手当の受給資格を有した者で、特別障害者手当の支給要件 に該当せずかつ障害基礎年金を支給されないものに経過措置として手当を給付す る。	特別障害者 手当受給者 数	J	49	障害児福祉 手当受給者 数	Д	27	経過的福祉 手当受給者 数	人	3
346	障害者福祉	精神保健事業	在宅の精神障害者を対象にグループ活動を実施し、社会適応の相談や充実した生活を送るための支援をする。 こころの相談の窓口となり、助言・指導をする。 精神保健に関する正しい知識の普及を図り、理解を深めるための講座を開催する。	デイサービ ス	0	24	面接相談	Α	51	家庭訪問 · 電話相談	٨	260
347	障害者福祉	障害者福祉にかかる申請受付相 談事務(笠間支所)	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・障害者自立支援事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・特別障害者手当給付事業 ・難病患者見舞金給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者更正医療給付事業 ・在宅心身障害児福祉手当事業 ・重度障害者住宅リフォーム助成事業 (各事業の詳細については社会福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	1, 446						
348	障害者福祉	障害者福祉にかかる申請受付相 熱事務(岩間支所)	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・障害者自立支援事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・特別障害者手当給付事業 ・難病患者見舞金給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者厚生医療給付事業 ・障害児親子通園事業 ・在宅心身障害児福祉手当事業 ・障害児通園施設運営事業 ・重度障害者住宅リフォーム助成事業 (各事業の詳細については社会福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	946						
349	障害者福祉	障害者自立支援支給決定事務	障害者総合支援法に基づく,障害者介護給付費等の支給決定を行うと同時に,サービスの提供に関連して,初期の相談から適切なサービス提供までの包括的な相談業務を 行う。	審査件数	件	201	意見書作成 依頼件数	件	218			

No).	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
35	0 障	寶書者福祉	第4期障害者計画等策定事業	本業務は、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法にそれぞれ基づく障害者計画等の策定業務で、現計画の計画期間が令和5年度末に満了することから、次期計画を一体的に策定するものである。 策定にあたっては、国・県動向を踏まえるとともに、当事者、支援者等のニーズを把握し、向こう6ヶ年の障害福祉施策の方向性と具体の取組みを決定する。また、障害福祉サービスの提供実績や取組の成果について、各種基礎データを活用し適切な分析を行うとともに、向こう3ヶ年のサービス量の見込み、その確保に向けた方策を検討、決定するものである。なお、策定に際しては本市の上位計画となる笠間市第2次総合計画並びに、笠間総合戦略に即し、関係する市個別計画と整合性を図りながら策定する。 〈策定する計画〉 ・第4期障害者計画(6年) ・第7期障害福祉計画(3年)	障がい手帳 交付件数	Д	3, 938	支援者等 (市内事業 所数)	事業所	74	自立支援協 議会開催回 数(部会含 む)		6
35	1 障	實害者福祉	障害者見守りあんしんシステム 事業	在宅の重度障害者等からの急病、災害その他緊急事態による通報に随時対応する体制整備事業で、24時間365日電話を受け付け適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターを配置する。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、利用者からの通報に対する、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対する相談業務(看護師を含む相談体制)を委託する。 利用者は、契約により設定された月額利用料に介護保険料の所得段階に応じた割合を乗じた額を負担する。	利用者数	Α	2						
35	2 障	雪害者福祉	難病患者等支援金支給事業	難病等患者本人又はその保護者に対し、長期にわたる闘病及びその労苦に報いる激励を目的に笠間市難病患者等支援金を支給する。 対象疾病等:指定難病,小児慢性特定疾病,一般特定疾患,先天性血液凝固因子障害	支援金給付 者数	Α	510						
35	3 障	雪者福祉	軽度·中等度難聴児補聴器購入 支援事業	身体障害者手帳の交付を受けられない軽中度難聴児の補聴器の購入費用を助成し難聴 児のコミュニケーション支援と子育て世代の負担の軽減を図る。 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得、教 育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入等に要する経費を助成する。	給付件数	件	3	給付者数	٨	3			
35	4 障	宣害者福祉	小児慢性特定疾病児日常生活用 具給付事業	小児慢性特定疾病児童で障がい者施策の対象とならない児童に対し、日常生活用具の 費用の一部を支給することにより、経済的負担の軽減及び日常生活の便宜を図る。	小児慢性特 定疾病児童 への給付	Д							
35	5 障	雪書者福祉	在宅心身障害児福祉手当支給事 業	20歳未満の重度障がい児で在宅生活をしている児童の介護にあたる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的に手当てを支給する。 重度障害児を介護している保護者に対して月額3,000円を支給する。 特別児童扶養手当2級相当(身体障害者手帳3級、療育手帳判定B等)月額1,500円(支払月:9月,3月の年2回)	重度障害児 給付件数	٨	31	中度障害児 給付件数	٨	82			
35	6 障	寶書者福祉		心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を公費により軽減する。 【更生医療・育成医療】 障がいを除去・軽減する手術等の治療に係るものに対し医療費を支給する。 【療養介護】 常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等のうち、医療に係るものに対し医療費を支給する。	育成医療給 付件数	件	8	更生医療給 付件数	件	361	療養介護医 療給付件数	件	227

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
357	障害者福祉	重度障害者住宅リフォーム助成 事業	在宅の重度障害者(児) に対して住宅設備の整備をするために要する費用の一部助成し活動の拡大又は介護者の負担軽減を図る。 工事費50万円を限度として4分の3を助成する。	助成制度利 用者数	Д	2						
358	障害者福祉	福祉有償運送事業	道路運送法に基づく有償運送の適正な運営を確保するための協議の場として、福祉有償運送運営協議会を設置運営する。 ・地域における公共交通をはじめとする移動等の現状及び課題について共有を図る。・地域における有償運送の必要性や安全な運行体制、運送の対価等について協議し地域の合意形成を図る。	協議会開催 回数	0	1						
359	障害者福祉	障害者自立支援給付事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス (補装具支給を含む)の利用に応じて給付する。給付にあたっては民間システムを活用した請求内容のチェックを行うことで適正な給付につなげる。	障害福祉 サービス給 付件数	件	16, 594	障害児入所 等サービス 給付件数	件	4, 406			
360	障害者福祉	重度心身障害者福祉タクシー利 用助成事業	重度障がい者への通院通所のためのタクシー券の交付を行う。 移動制約者等の通院通所のための支援を行うことにより、適正な治療等を行うことができるとともに、経済的な負担の軽減を図る。 資格要件:身体障害者手帳1・2級、療育手帳〇A・A、精神障害者1級・自動車税減免を受けている方は、該当しない。・年間(年度切り替え)1冊(48枚綴り)ただし、人工透析患者は3冊(144回枚)まで交付することができる。・利用1回定額につき600円を補助する。・自動車税(軽自動車税)減免対象外の障がい者が交付対象となる。	助成制度利用者数	Α	36	交付冊数	m	38	助成件数	件	473
361	高齢者福祉	特例地域密着型介護サービス給 付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護サービスを受けたとき等、地域密着型サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
362	高齢者福祉	一般会計繰出金事務(介護サー ビス)	介護サービス事業特別会計の前年度余剰金を一般会計に支出する。									
363	高齢者福祉	一般会計繰出金事務(介護保 険)	 前年度分の介護給付費、人件費及び事務費を精算し一般会計へ繰出す。 									
364	高齢者福祉	介護予防ケアマネジメント事業	総合事業の利用対象となった者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的とし、心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、総合事業による介護予防・生活支援サービスが適切に提供できるようケアプランの作成を行う。	ケアマネジ メント (直 営)	件	2, 766	託)	件	1, 131	ケアマネジ メント (延)	件	3, 897
365	高齢者福祉	介護認定審査事務	介護サービスの利用申請者に対し、審査判定を実施し介護度を決定する。 【DX】審査会をオンラインにより開催する。	年度内介護 認定件数	件	3, 240	要支援·要 介護認定者 数	٨	4, 035			
366	高齢者福祉	災害臨時特例補助事業費	東日本大震災により被災した被保険者のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故 による避難指示区域内に住所を有する被保険者等(一時的な避難の為に笠間市に転入 した者を含む)に対し、利用者負担額の全額を補助する。	保険料の減 免	Д	6	利用料の減 免	Д	1			
367	高齢者福祉	地域密着型介護サービス給付事 業	介護サービス利用者に対し、介護サービス給付費の支給を行う。	適正給付率	%	100	地域密着型 介護サービ ス受給者数	Д	519			
368	高齢者福祉	賦課・徴収事務	65歳以上の市民に対し介護保険料の賦課・徴収を実施する。未納者については督促・ 催告書を発送し滞納整理を実施する。	賦課人数	Д	24, 180	現年度分保 険料収納率	%	99	滞納繰越分 保険料収納 率	%	16
369	高齢者福祉	介護保険運営事業	介護保険特別会計の業務を遂行するための人件費・事務費等 地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の指定及び指導監査を実施する。 県の権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定及び指導監査を実施する。									
370	高齢者福祉	介護予防プラン作成事業	介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、介護予防サービス等が包括的かつ効率的に提供されるよう介護予防プラン作成等を行う。 指定介護予防事業所としての業務である、契約書作成・ケアプラン作成・国保連への請求・相談支援等をシステムにより行う。	ケアプラン 作成件数 (直営)	件		ケアプラン 作成件数(委 託)	件	3, 120	ケアプラン 作成件数 (延)	件	8, 213
371	高齢者福祉	審査支払手数料事務(介護保 険)	国保連合会に対し、介護サービス提供に係る給付費の支給に伴う、審査支払事務の手 数料を支払う事務。	適正給付率	%		国保連審査 件数(年 間)	件	85, 607			

No.]	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
372	高齢	者福祉	特例居宅介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、指定居宅介護サービスを 受けたとき等、居宅介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認め る場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払いで支給する。									
373	高齢	者福祉	第1号被保険者保険料還付加算 金事業	過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する時の加算金を還付。	加算件数	件		加算額	円				
374	高齢	者福祉	認定調査事務	介護サービスの利用申請者に対し、介護認定調査を実施し、認定調査会に掛ける資料 を作成する。国が勧めている介護給付適正化事業(介護認定の適正化)により、介護 認定調査における保険者の直接調査が求められているため、認定調査員を確保する。	介護認定調 査件数	件	3, 403	要支援・要 介護認定者 数	٨	4, 035			
375	高齢		高齢者福祉計画・介護保険事業 計画策定事務	「老人福祉法」(第20条の8)の規定に基づき、高齢者福祉の向上を目的とし、令和6年度から令和8年度までの3年間の第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を 策定。	計画書	部		概要版	部				
376	高齢	者福祉	介護予防サービス計画事業	地域包括支援センターの介護支援専門員は、介護保険認定者のうち要支援1、要支援2の方に対して介護予防サービス計画書を作成する。利用者の利便性や効率的なサービス提供のため、介護予防サービス計画書作成を指定居宅介護支援事業所に委託している。	ケアプラン 作成数 (直 営)	件	2, 138	ケアプラン 作成数(委 託)	件	1, 989	ケアプラン 作成件数 (年間)	Д	4, 127
377	高齢	者福祉	施設介護サービス給付事業	要介護者が、施設サービスである「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護医療院)」より介護サービスを受けたときに介護給付(9割分)をおこなう。	適正給付率	%	100	施設介護 サービス受 給者数	٨	915			
				要支援者及び事業対象者が、介護予防・生活支援サービスである「訪問型サービス」 や「通所型サービス」を利用した場合、支払いを行う。									
378	高齢	者福祉		地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5%	適正給付率	%	100	給付延べ件 数(年間)	件	5, 823			
379	高齢		予備寿管理事務(介護サービ	第1号被保険者介護保険料23% 介護予防サービス計画事業の委託料等、歳出超過に備える。									
380	高齢	者福祉	介護予防福祉用具購入事業	要支援者が、特定介護予防福祉用具(入浴、排せつ等の用に供する福祉用具)を購入 した場合に予防給付をおこなう。一人あたり年10万円を上限に負担割合に応じ費用の7 割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	介護予防福 祉用具購入 費受給件数	件	43			
381	高齢	者福祉	延滞金事務	介護給付費の支払が遅延した場合、延滞金を支払う。									
382	高齢	者福祉	高額介護サービス費貸付金事業	利用者負担額が著しく高額であるため、支払いが困難な者に対し、利用者負担額の一部を貸付けることにより、適切な介護の機会を確保し、もって福祉の向上に寄与する ことを目的とする事業。	貸し付けた金額	円		貸し付けた者	٨				
383	高齢	者福祉	居宅介護サービス給付事業	要介護者が、居宅サービスである「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護」サービスを受けたときに介護給付をおこなう。	適正給付率	%	100	居宅介護 サービス受 給者数	Д	3, 356			
384	高齢	者福祉	権利擁護事業	高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待・困難事例への対応等、専門的な視点から高齢者の権利擁護のため、必要な支援を行う。	講演会回数		5	参加人数	Д	280			
385	高齢	者福祉	第1号被保険者保険料還付金事 務	過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する。	還付件数	Д	129	還付金額	円	1, 301, 430			
386	高齢	者福祉		前年度分の介護給付費、地域支援事業費の国・県・支払基金の負担金及び交付金の精 算による償還。									
387	高齢	者福祉	認知症サポーター等養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域の中で認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。 認知症の方や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成するために、地域関係事業所等のキャラバンメイト(サポーター講師)の協力により養成講座を実施する。	認知症サ ポーター養 成講座	0	24	認知症サ ポーター数 (延)	Д	5, 250			
388	高齢	者福祉		茨城県より老人福祉法に基づく事務の権限移譲を受け、介護保険事業の老人居宅生活 支援事業及び老人デイサービスサンター等に関する届け出の受理、市内にある特別養 護老人ホーム等への立入検査、有料老人ホーム管理運営の指導及び立入検査を実施。	検査	箇所	3	特別養護老人ホーム	箇所	3	サービス付 き有料老人 ホーム	箇所	
389	高齢	者福祉	高額医療合算介護サービス事業	医療費、介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算した 自己負担が高額になる場合に適用される。	適正給付率	%	100	合算介護 サービス受 給件数(年	件	588			
390	高齢	者福祉	高額医療合算介護予防サービス 事業	医療費、介護予防費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算 した自己負担が高額になる場合に適用される。	適正給付率	%	100	合算予防 サービス受 給件数(年	件	9			
				介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険制度を市民に周知する事業。	0. —								
391	高齢	者福祉	趣旨普及事業(介護保険)	・新規の要介護認定者及び資格取得者や民生委員等に対する説明用パンフレットの作 成	パンフレット配布数	部	1, 800	出前講座実 施回数	回	4	要介護認定 率	%	16

No.	施	拖策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
39	高齢者	者福祉	特例施設介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、指定施設サービス等を受けたとき等、施設介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
39	高齢者	者福祉	居宅介護福祉用具購入事業	要介護者が、特定福祉用具(入浴、排せつ等の用に供する福祉用具)を購入した場合 に介護給付を行う。一人あたり年10万円を上限に負担割合に応じ費用の7割から9割を 支給する。	適正給付率	%	100	福祉用具購入費受給件 数	件	186			
394	高齢者	者福祉		要介護者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修をおこなった場合に介 護給付をおこなう。上限20万円で負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	住宅改修費 受給件数	件	110			
39	高齢者	者福祉	居宅介護サービス計画給付事業	要介護者が、居宅介護支援(居宅サービス計画の策定、事業者との利用調整等)を受けたときに介護給付(10割)を行う。	適正給付率	%	100	居宅介護 サービス計 画受給件数	件	1, 591			
39	高齢者	者福祉	認知症地域支援推進事業	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制「認知症初期集中支援チーム」を構築し、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。 また、地域における認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築する。【拡充】	初期集中支 援チームで の訪問	0	6	認知症力 フェ参加者 数(延)	Д	37	介入件数 (実)	Д	3
39	高齢者	者福祉	予備費管理事務(介護保険)	介護保険特別会計における不測の支出に備える。									
398	高齢者	者福祉	成年後見制度等利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介等を行う。 申仕立ての親族がいない、親族が申出の意思がない場合は、市が申立ての申請手続きを行い、また、生活困窮により成年後見人への報酬支払が困難な場合その費用を支援する。	制度周知回数	回	12	成年後見市 長申立	件	2			
39	高齢者		地域が設予的活動又接手来(地域リーダー育成事業)	介護予防に関するボランティアや、自ら地域でリーダーとして活躍できる市民を育成をし、地域活動組織の拡大及び運営を支援する。 また、介護予防効果の期待できる「スクエアステップ」及び「シルバーリハビリ体操」を地域で普及させるためのリーダー養成等を実施し、運動教室の運営のみならず地域のリーダーとして見守り支援等を含めた地域活動を推進する。	シルリハ指 導士及びス クステリー ダー育成数	Д	25	シルバーリ ハビリ参加 者数 (延)	Д	14, 840	スクエアス テップ参加 者数 (延)	Д	17, 286
400	高齢者	者福祉	住宅改修支援事業(理由書作 成)	介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上、その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、改修費支給の申請に係る理由書を作成した場合、市が委託料を支払う事業。	委託料の支 払い件数	件	1	理由書作成 件数	件	1			
40	高齢者		介護サービス事業所指定・指導 事業	広域的な事業を展開する法人などで不正が発覚し、平成18年4月に介護保険法が改正され、市町村への権限強化と、指定に関して欠格事由や取消要件を追加し、新たに更新制を導入した。また、認知・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域密着型サービスが創設され市が指定権者となった。国から県・市町村へ指導監督体制に対する、連携の徹底を図ることの旨の通知が出され、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図っている。平成28年度以降、権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定・指導業務を実施している。	事業所指定 数	所	1	事業所指 導・監査数	所	17	指定を取り 消した事業 所数	所	
403	2 高齢者	者福祉	認知症高齢者見守り事業	〇高齢者等支援が必要な方が住みなれた地域で安心して暮らすために、地域に根ざした見守り体制(在宅ケアチーム)の構築を図る。 〇笠間市地域包括システムネットワーク事業実施要綱に基づき、高齢者等要援護者の異変を発見した際の市への連絡体制を整備(見守り協定の締結)し、認知症等での徘徊による行方不明者や身元不明者の早期発見・早期保護に寄与する「徘徊高齢者等SOSネットワーク事業」を構築した。 〇令和元年度から認知症等により行方不明になる恐れがある高齢者を介護する家族を支援する事業として「認知症高齢者等支援事業(GPS器機貸与事業)」を開始した。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費ー般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%	見守り協定 締結事業所 数	件	73	GPS利用者件 数	件	12			
40:	高齢者		地域リハビリテーション活動支 ^{遅東} 巻	リハビリ専門職を講師として介護予防教室を開催したり、住民主体の地域の運動教室へ行き、相談や指導を行うなど、地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、リハビリ職の関与を促進する。 リハビリ専門職が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、関係機関と連携し介護予防の取り組みを総合的に支援する。	施設支援	П		巡回相談	П	6	地域ケア会 議参加人数 (延)	٨.	85
404	高齢者	者福祉	談事務(岩間支所)	高齢者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・いきいきふれあい通所事業 ・高齢者 クラブ事業 ・敬老事業 ・軽度生活援助事業 ・見守りあんしんシステム事業 ・家族 介護者への支援事業 (各事業の詳細については高齢福祉課券照)	相談・申請 受付件数	件	3, 063	A =# 10 nA .!					
40	高齢者	者福祉	/ 過間士託)	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。 (各事業の詳細については高齢福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	1, 126	介護保険料 滞納整理件 数	件				

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
406	高齢者福祉	日常生活支援サービス基盤整備事業	発、関係者間の情報共有、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングするなどのコーディネート業務を担うための支援をし地域づくりを推進する。	人材育成研 修会	0	1	参加人数	Д	12			
407	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受付事務 (笠間支所)	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。 (各事業の詳細については高齢福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	1, 604	介護保険料 滞納整理件 数	件				
408	高齢者福祉	点长人类似体于原本类 /人类	在宅で要介護3以上の高齢者を介護している家族等に対して、介護用品(排泄ケア用品、口腔ケア用品、清拭用品、消臭剤・防臭剤、介護用食器等)購入券(4,000円/月)を交付し、 高齢者の身体の衛生・清潔の保持及び家族の経済的負担の軽減を図る。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費 一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%		千円	18, 102	受給者数	Д	635			
409	高齢者福祉	秋争伤 (立间又加)	高齢者福祉に係る総合的な相談及び各種受付事務 ・介護予防生活支援事業 ・高齢者 クラブ事業 ・敬老事業 ・高齢者見守りあんしんシステム事業 ・家族介護者への支援 事業 (各事業の詳細については高齢福祉課参照) ・救急医療キット設置事業	相談・申請 受付件数	件	4, 900						
410	高齢者福祉	財政安定化基金拠出金事務	通常の努力を行ってもなお生じる保険料収納状況の悪化により、介護保険財政に不足が生じる場合や給付の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が 生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう県より財政安定化基金の資金の借り 受けに対して拠出する。	積立額	円		借入れ額	円				
411	高齢者福祉	在宅医療・介護連携推進事業	関係機関等との安全な情報共有及び、業務効率化を図ることができるシステムを構築 し、地域包括ケアシステム体制推進のための情報基盤として運用する。	参加事業者	件	80	クラウド I D発行数	Д	264			
412	高齢者福祉	介護費用適正化推進事業	不正請求の抑止及び適正な介護保険サービスの提供を図るために以下の事業を実施する。	給付費通知 発送件数	件	13, 668	給付点検数	件	6, 072	過誤申立件 数	件	384
413	高齢者福祉	介護予防把握事業	 閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、サービス利用の勧奨や見守り体制 の整備、介護予防活動へつなげる。	介護予防の ための健康 講話	回	56	参加人数	٨	629			
414	高齢者福祉	包括支援センター運営事業	地域包括支援センター業務の遂行のため、必要な主任介護支援専門員・介護支援専門員を確保し、質の向上を図る研修を受け、円滑な事業運営を実施する。 H27年度から包括支援センターの職員配置基準条例が施行されたことにより、適正な人員配置のため専門職を配置する。 利用者や介護予防対象者にパンフレット等を配布し、適正なプラン作成や事業の推進を図る。 また、健全な運営のため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域にあった政策運営や評価を実施する。	ひとり暮ら し高齢者へ 訪問件数	回	188	在宅ケアチーム構築数(延)	件	533			
415	高齢者福祉	特定入所者介護予防サービス事 業	要支援者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの予防サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方(利用者負担第1段階から第3段階までの者)にとって過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため予防給付を行う。	適正給付率	%	100	負担限度額 認定者数	Д	891			
416	高齢者福祉	総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度 の利用につなげる等の支援を行う。	相談日数	日	245	相談者数	٨	2, 516			
417	高齢者福祉	介護予防普及啓発事業(運動教 室費)	運動教室や認知症予防教室を実施することにより、運動及び認知機能の維持・向上を 図り、閉じこもりや要介護状態となることを予防する。	スクエアス テップ教室 参加者数 (延)	٨	21	男性向け介 護予防教室 参加者数 (延)	٨	250			
418	高齢者福祉	審査支払手数料事務(総合事 業)	国保連合会に対し、介護予防・生活支援サービス費に係る支給に伴う審査支払事務手数料を支払う。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%	適正給付率	%	100	国保連合会 審査件数 (年間)	件	5, 836			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
419	高齢者福祉	高額介護予防サービス費相当事業	介護予防・生活支援サービス利用者のひと月の自己負担合計額が本人、世帯の課税状況に応じた一定の上限額を超えた場合に超えた分を支給する。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5%	適正給付率	%	100	高額介護予 防サービス 受給件数 (年間)	件	86			
420	高齢者福	特例地域密着型介護予防サービス給付事業	第1号被保険者介護保険料23% 要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護予防サービスを受けたとき等、地域密着型介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
421	高齢者福	障害者控除等対象者認定事務	所得税法施行令・地方税法施行令の規定により、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が、障害者控除の対象とすることができる。当該認定にあたっては、介護認定に用いた主事医意見書の情報により認定することになる。	障害者控除 等申請者数	Д	51	障害者控除 等認定者数	Д	51			
422	高齢者福	介護予防住宅改修事業	要支援者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修をおこなった場合に予 防給付をおこなう。上限20万円で負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	介護予防住 宅改修費受 給件数	件	48			
423	高齢者福	介護予防サービス計画給付事業	要支援者が居宅介護予防支援(介護予防サービス計画の策定、事業者との利用調整等)を受けたときに予防給付(10割)をおこなう。	適正給付率	%	100	居宅介護予 防支援受給 件数	件	338			
424	高齢者福	高齢者保健福祉基金事業	高齢者保健福祉基金への積立									
425	高齢者福	特例介護予防サービス計画給付事業	指定介護予防支援事業者以外の基準該当事業所による介護予防支援を受けたとき等、 介護予防サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合 に、費用(基準額)の全額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
426	高齢者福	高額介護サービス事業	介護サービス利用者は、保険給付の1~3割を負担しているが、その1~3割負担の合計額が本人・世帯の課税状況に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分を申請により支給する事業。	適正給付率	%	100	高額介護 サービス受 給件数(年	件	13, 029			
427	高齢者福	地域ケア会議推進事業	笠間市地域包括ケアシステムネットワークの構築に必要な会議の経費を支出する。 代表者会議・各種ワーキング・毎月実施の地域包括ケア会議を実施することにより、 地域の多職種間のネットワークによる地域ケア体制を推進する。	地域包括ケア会議		6	参加者数(延)	Д	168			
428	高齢者福	サービス事業者振興事業	介護サービスを提供する事業者と保険者である笠間市がお互いに情報交換を行い、連携を密にすることによって、利用者によりよいサービスが提供できるようにし、ひいては介護保険の円滑な推進に資する。	会議開催回 数	0							
429	高齢者福	地域密着型介護予防サービス給付事業	要支援者が、地域密着型介護予防サービスである「介護予防認知症対応型通所介護、 介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループ ホーム)」などの介護予防サービスを受けたときに予防給付をおこなう。	適正給付率	%	100	地域密着型 介護予防 サービス受	Д	8			
430	高齢者福祉	高額医療合算介護予防サービス 費相当事業	医療費、介護予防・生活支援サービス費のそれぞれの自己負担限度額適用後、同じ世帯で両方を合算した負担額が高額になった場合に適用される。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5%	適正給付率	%	100	高額医療合 算介護予防 サービス受 給件数	件	10			
431	高齢者福	高額介護予防サービス事業	第1号被保険者介護保険料23% 介護予防サービス利用者に対し、介護予防サービス給付費の支給を行う。	適正給付率	%	100	高額予防 サービス受	件	91			
	高齢者福祉	トマッナペン・1 1 か 年動	地域のケアマネジャーの資質向上を図る観点から、地域包括支援センターの職員の他に居宅介護支援事業者や関係機関とも連携の上、事例検討会・制度や施策等に関する情報提供や研修を実施する事業。	ケアマネ研修会	<u> </u>		給件数(年 ケアマネ研修会参加者 (延)	A	79	ケアマネ交 流会 (ケア カフェ) 参 加者 (延)	Д	11
433	高齢者福	特定入所者介護サービス事業	要介護者が、介護福祉施設、介護保健施設、介護療養施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの介護サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方(利用者負担第1段階から第3段階までの者)にとって過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため介護給付をおこなう。	適正給付率	%	100	負担限度額 認定者数	Д	891			
434	高齢者福	特例特定入所者介護予防サービス事業	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護予防サービスを受けたとき等、特定入所者介護予防サービス費の支給要件を満たさないときで も、市が必要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
435	高齢者福祉	高齢者見守りあんしんシステム事業	高齢者等の方々が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるように、緊急時の備えとして通報装置を貸与し、自宅での急病やケガによる緊急通報のほか、相談や安否確認コールのサービスによりサポートする。 緊急時を含む家庭内事故に対応した事業とすることで、地域支援事業の対象となっている。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対し対応する事業として平成27年9月から実施している。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費	緊急通報回数	П	288	救急搬送	П	22	利用者数	٨.	277
436	高齢者福祉	介護保険事業計画策定事業	一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23% 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (R6~8年) を策定する。	計画策定委員会開催数		1						
437	高齢者福祉	特例居宅介護サービス計画給付事業	指定居宅介護支援事業者以外の基準該当事業所による居宅介護支援を受けたとき等、 居宅介護サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合 に、費用(基準額)の全額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
438	高齢者福祉	特例特定入所者介護サービス事業	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護サービスを 受けたとき等、特定入所者介護サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必 要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。									
439	高齢者福祉	高齢者痰吸引器給付事業	痰吸引器を必要とする在宅高齢者に対し購入費用を助成し、日常生活の便宜を図り、 福祉増進と療養車の経済的負担を軽減を図る。	申請件数	件	1						
440	高齢者福祉	介護予防サービス給付事業	要支援者が、居宅介護予防サービスである「介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入所者生活介護」のサービスを受けたときに予防給付をおこなう。	適正給付率	%		介護予防 サービス受 給者数	Д	422			
441	高齢者福祉	特例介護予防サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、介護予防サービスを受けたとき等、介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
442	高齢者福祉	介護保険特別会計繰出金事務	介護保険事業の費用負担割合に基づき、市の負担金を、一般会計から繰り出し、介護保険特別会計の財源とする。 市の負担割合 介護給付費:12.5% 介護予防事業費:12.5% 包括的支援事業・任意事業費:19.75% その他の人件費・事務費:100%									
443	高齢者福祉	介護サービス事業特別会計繰出	低所得者保険料軽減:25%(国負担50%・件負担:25%を合わせて繰出す) 包括支援センター職員の人件費を一般会計から繰出し介護サービス事業特別会計の財									
		高齢者クラブ事業	高齢者クラブ及び高齢者スポーツ団体の運営に支援を図るものである。 茨城県老人クラブ連合会は、県内市長村老人クラブの連携や活動振興のための指導 者の研修会、スポーツ大会を開催するなど提言や支援を行っており、高齢者の福祉の 増進と地域社会の健全な発展に寄与している。	単位クラブ 数	クラブ	91	会員数	Д	3, 601	クラブ加入 率	%	12
445	高齢者福祉	老人保護施設措置事業	65歳以上の者であって、日常生活において環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な者を養護老人ホームに措置入所させる。 入所者:15名(7施設) 入所予定者:1名 R4.10月末現在	措置費支弁額	千円		養護老人 ホーム入所 者	٨	19			
446	高齢者福祉	敬老事業	75歳以上の高齢者を対象に長寿を祝う事業である。各地区ごとに区長・民生委員・ボランティア等の協力により実行委員会を組織し、自主的に敬老祝賀会を開催する地区に対し、敬老祝賀会運営を支援するため、交付金を交付する。 節目年齢対象者及び100歳に記念品、市内最高齢者に祝状・記念品を贈呈する。 ※節目年齢:75歳・喜寿(77歳)・傘寿(80歳)・米寿(88歳)・卒寿(90歳)・白寿(99歳)	開催箇所	箇所	34	参加率	%	9			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
447	高齢者福祉	シルパー人材センター事業	定年退職後の高齢者の多様なニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的とし、笠間市シルバー人材センターが実施する高年齢者労働能力活動事業に要する経費の一部について補助金を交付する。	受注件数	件	2, 791	登録会員数	٨	284	契約金額	千円	150, 946
448	高齢者福祉	在宅福祉サービス事業	高齢者や障がい者がいる家庭に対し、適切な家事及び介助等の援助を行い、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。	利用回数	0	2, 079	利用時間	時間	2, 560	利用会員数	٨	265
449	高齢者福祉	介護サービス事業人件費	介護保険事業所としての包括支援センターの運営人件費。介護支援専門員(会計年度 任用職員)3人分の人件費を支出する。									
450	高齢者福祉	生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如している高齢者に対して、短期間の施設宿泊による一時的な日常生活の指導及び支援を行い、基本的生活習慣の確立が図られるよう援助することにより、高齢者の福祉の向上を図るとともに、要介護状態への進行を予防することを目的とした事業。	利用者数	٨	1	契約施設数	ヶ所	5			
451	高齢者福祉	地域クラウド運営事業	本システムを利用し行政が保有する情報を民間事業所等関係機関へ提供することにより、情報が安全かつ有効活用されることによる住民サービスの更なる向上を目的とした事業。 また、登録されている独居・老々世帯の見守り情報も共有することにより地域の見守り支援を行っている。	事業所説 明・運営協 議	П	3	参加事業所	箇所	80			
452	高齢者福祉	いこいの家はなさか運営事業	市民の健康増進や地域の交流などによる地域福祉の向上に寄与する。	営業日数	B	312	利用者数 (延)	人	52, 856			
453	企業誘致	企業立地促進事業	・事業概要:企業誘致にかかる支援制度を創設し、企業立地を促進する。 ・事業内容:①企業立地促進事業補助金(設備投資にかかる経費への補助金)と②水 道料金支援補助金並びに③下水道使用料支援補助金の交付事業。②③については、令 和元年度末までに土地の譲渡契約をした者が対象。 ・特定財源:無 ・過去の経緯:令和4年10月より、補助限度額の引き下げ(最大2億円→1億 円)、また安居工業地域造成費補助の創設(最大1千万円)	支援制度活 用件数	件	4						
454	企業誘致	企業誘致推進事業	・事業概要:企業立地を促し地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図る。 ・事業内容:「重点」茨城中央工業団地(笠間地区)などの産業用地を中心に企業立 地を促すため、優れた交通ネットワークの充実や首都圏に近い地理的条件等の優位性 をPRし、新たな産業拠点の形成を推進する。 ・特定財源:無	市外企業等へのPR数	社	460	市外企業訪問数	0	10	企業引き合 い数	社	10
455	企業誘致	企業立地促進基金事業	・事業概要:企業誘致にかかる支援制度(補助金)の財源として,基金を創設し適切な管理・運用に努める。	基金の運用 回数	回	1	基金の積立 回数	回	2			
456	企業誘致	既存企業支援事業	「重点」 ・事業内容:市内で活動する既存企業からの事業所拡張や市内移転等の相談を関係各 部局と調整しワンストップサービスでの対応を図る。 また、既存企業との交流を深めるため「がんぱる企業応援連絡会」を組織し、行政と 企業及び企業間の連携を図る。	市内企業訪問数		80	市内企業 P R支援件数	件	8	市内企業情報提供件数	件	10
457	企業誘致	(一財) 笠間市開発公社運営事 業	「重点」 ・事業内容:市内の土地資源の総合的開発利用を促進し、諸産業の振興発展に努め て、市民生活の向上に寄与するため、工業・住宅・公共用地等の造成・分譲を実施す る。	東工業団地 引き合い数	社		成約件数	件				
458	企業誘致	安居工業地域整備推進事業	「重点・拡充」本地区は市の南東部に位置し、市の都市計画マスタープランにおいて、恵まれた交通利便性を背景に多様な産業の立地集積を目指す地区として位置付けており、適正かつ合理的な土地利用と周辺環境と調和した街並みを形成するため「安居・押辺地区地区計画」を定めている。平成25年度に策定した「安居工業地域整備基本構想」に基づき、道路等の基盤施設の計画的な整備を行い、良好な市街地環境を創出する。	新規進出事業者	社		地域内企業 の地元雇用 者数	٨				
459	<mark>雇用・労働</mark> 環境	雇用対策事業	市内民間事業所での就業促進をはかるため、事業者と学生のマッチングを促進するためのマッチング専用サイトの運営を実施する。 また、高校生とのマッチング機会を図るため、市内高校での企業説明会を開催する。 建設業界で活躍できる人材育成を支援するため、笠間地区建設高等職業訓練校協会に 対して助成する。	事業調整会議の開催	回	7	職業訓練校協会補助件数	0	1	就職企画開催数	回	2
	雇用・労働 環境	創業支援事業	笠間市商工会や茨城県中小企業振興公社等の創業支援関係機関と連携し、創業希望者の一元管理による手厚い支援とするため、平成27年10月に国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、窓口相談や創業塾の開催等による支援を実施するとともに、創業希望者、第二創業希望者等を支援する。 市内で新たに創業する事業者に向けて、補助金を交付する。	相談受付人 数	Д	9	笠間市創業 塾実参加者 数	٨	10			
	雇用・労働環境	自衛隊事務	法定受託事務として処理することとされている自衛官の募集事務を行い, 自衛隊と一般市民との相互理解を深めるとともに, 自衛隊の健全な育成発展に寄与する。	広報回数	回	5	入隊者数	人	11			
462	雇用・労働 環境	自衛官募集事務(笠間支所)	自衛官の募集が、自衛隊の人的基盤を支え組織の精強性を維持する上で極めて重要で あることから、募集に関する広報宣伝事務の推進を図る。									

No.		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
463	雇用環境	用・労働	自衛官募集事務(岩間支所)	自衛官の募集が自衛隊の人的基盤を支え、組織の精強性を維時する上で極めて重要で あるため、募集に関する広報宣伝事務を推進している。	視察研修								
464	観光	光	筑波山地域ジオパーク推進事業	本市を含む筑波山周辺地域について、本地域の地質、自然環境、歴史文化等に関する教育及び学習の振興、並びに観光産業等における付加価値化を図り、経済を含めた地域の活性化を図るため、本市の外5市(つくば市、土浦市、石岡市、桜川市、かすみがうら市)等で連携するジオパークを推進する。 また、令和2年度に再認定されたため、さらなる連携強化を図り、ジオパークの継続を推進する。	ジオパーク啓発活動	件	20	ジオ関連施 設訪問者 (石の百年 館来訪者 数)	Д	4, 283			
465	観光	7C	吕 争未	ヴァーチャル観光案内システムの運営及び利用促進を図る。	デジタルサ イネージ利 用者数	人	276						
466	観光	光	連携中枢都市圏構想推進事業 (観光課)	連携中枢都市形成に向けて事業を展開する。									
467	観光	光	市内誘客促進事業	市内誘客を図るための事業を展開する。									
468	観光	光	菊栽培所管理事業	市営菊栽培所の運営及び管理に関する業務を行い、菊まつりに展示する各種の菊を計 画的に栽培する。	菊栽培数	鉢	2, 000	菊栽培講習 会	回		市民菊花展 参加者数	人	
469	観う	光	観光PR戦略事業	笠間の知名度アップと新規観光客の拡大を目的に、観光協会及び観光関連団体と連携のもと、観光事業を展開する。また、通年型チラシや観光パンフレットを作成し、県内外にPR活動をし、誘客に努める。 〇通年行われるイベント、特に春のつつじまつり、秋の菊まつりにおいて旅行会社、新聞社、放送局等を訪問し、PRすることにより観光客の誘客を図っていく。 〇笠間観光協会に一部の業務を委託 〇非常に好評であった情報誌「笠間ジマン」の最新号を発行し、周辺自治体から誘客を図る。	入込観光客 数	Д	3, 333, 700						
470	観が	光	菊まつり事業	平成19年に100回を迎えた菊まつりを市民参加型の永続的な催しに発展させることを目的に関係団体や協賛企業の事業と連携して、菊花を取り上げたイベント等を充実させながら、より一層市民全体を上げての菊まつりとして開催する。産官学連携による菊装飾を行うことにより活性化を図り、また、台湾との菊による交流も深め誘客を推進する。協議会によるテレビ・新聞社・旅行会社等へのキャンペーンを行い、観光客の誘致に努める。 〇笠間の菊まつり連絡協議会での企画及び観光客の誘致協議 〇市内の菊装飾及び管理(10月中旬~11月下旬)	開催期間	B	33	入込客数	Α.	745, 000			
471	観光	光	外国人旅行者受入事業	外国人旅行者の受入態勢を整え快適に滞在できる観光地を目指し、観光客の増加を図るため、多言語によるパンフレット等を作成し、市内観光施設の受け入れを図る。 また、開設された台湾事務所と連携をとり、誘客の推進を行う。	会議数		2	観光案内所 外国人利用 者数	Д	33			
472	観光	光	笠間工芸の丘管理事業	備された施設の魅力を更に高める。	植栽管理面 積	m²	58, 306	工芸の丘売 上額	円	232, 037, 254		人	113, 300
473	観光	光	駐車場管理事業	自家用車等で訪問する市民及び観光客のために駐車場の維持管理を行う。 ・稲荷駐車場 150台(大型可)	維持管理費 用	円	2, 842, 964	年末年始荒 町駐車場駐 車台数	台		年末年始荒 町駐車場駐 車料金	円	
474	観光	光	かさまコンシェルジュ事業	市内外での観光キャンペーンへの参加や、観光案内業務、観光啓発活動を行うことで、PRの推進・観光客受け入れ環境の整備・市民主役の観光まちづくりを図る。 〇業務委託の締結・委託料の支出・運営(観光PR・観光案内所・観光啓発活動) 〇観光マイスター等の取得や各種研修参加によるコンシェルジュの参加による研修	派遣人数 (観光案内 所運営を除 く)	٨	94	ン日数	日	81	利用客数 (観光案内 所)	Д	14, 285
475	観光	光	笠間の家活用事業	指定管理者制度により、地域活性化を図るための拠点として、都市住民と市民及び市内作家の交流が行える施設として活用する。	開館日数	日	308	企画展開催 数	回	43	入場者数	人	3, 816
476	観り 観り	光	観光周遊パス運行協議会事業	協議会加盟団体と連携し、市内観光の周遊促進を図る。 〇1回乗車につき 100円 〇1日フリー乗車券 300円 笠間市内観光周遊バス運行協議会 構成団体:笠間市・日動美術館・笠間稲荷神社・茨城県陶芸美術館・笠間工芸の丘・ 笠間観光協会・笠間ショッピングセンター・道の駅かさま	運行日	日	320	運行数	便	7	利用者数	Д	22, 205
477	観光	光	観光施設管理事業	各観光施設の維持管理を行う。	維持管理費 用	円	7, 608, 745						
478	観光	光	観光協会強化促進事業	観光事業の振興と健全な発展を図り、笠間市に観光客を誘致し地域経済の発展に資す るため、観光協会の育成強化を推進する。	事業収益	円	221, 563, 154	協会員数	人	327			
479	観ジ	光	広域観光推進事業	周辺自治体や関係機関・団体と連携し、広域的なPR活動や広域観光ルートづくりを推進し、周辺観光資源と笠間市内の優れた観光資源を紹介、宣伝し、観光客の誘致拡大を図る。 【参加団体】 笠間・吾国愛宕県立自然公園協議会、かさましこ観光協議会、水戸・笠間・大洗・ひたちなか観光協議会、漫遊いばらき観光キャンペーン協議会、いばらき県央地域観光協議会、茨城空港周辺地域資源活用推進連絡会、茨城県公園間交流連携促進協議会	入込観光客 数	٨	3, 333, 700						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
480	観光	観光戦略推進事業	戦略的な観光政策を推進するため、観光振興基本計画の進行管理を中心に、観光関係 事業者の連携強化を図る。 第2次計画の指標となる各種調査、関係会議を開催するもの。 〇関係事業者連携会議や講演会の開催 〇教育旅行及び民泊の推進	観光情報W EBアクセ ス数	件	117, 669						
481	観光	フィルムコミッション事業	笠間市の豊かな自然、歴史的建造物、公共施設等を市ホームページや茨城県フィルムコミッション推進室との連携を図りながら紹介し、魅力を発信することにより、テレビ・映画等での使用を推進し、笠間市のPRを図っていく。 ○テレビ・映画等のロケハン同行 ホームページでのロケ地の紹介 ○茨城県フィルムコミッション推進室との連携 ○ロケ地を生かした誘客促進	ロケ同行日 数	В	61	F C関係経 済効果	Ħ	3, 841, 100			
482	観光	台湾交流事業	〇平成30年8月に開設した笠間台湾交流事務所の運営経費。 〇台湾やドイツなど国際交流に伴う費用	台湾からの 笠間市への 旅行者数	٨	146						
483	観光	石の百年館管理事業	笠間の重要な地場産業である稲田石の振興、観光交流の促進及び地域活性化を図るため」R稲田駅隣接地に「観光交流センター 石の百年館」として、H26年3月に開館した。 館の運営管理費や企画展などを開催し地場産業PRの場として活用する。	催事参加者 数	Д	130						
484	観光	観光動態調査事業	茨城県からの委託により、笠間市内の観光拠点において、観光客入込数や観光客の動向を分析するための資料として、年齢・人数・出発地などを調査する。 〇調査地点 ・笠間稲荷神社 ・あたご天狗の森 ・笠間工芸の丘 ・笠間日動美術館 ・茨城県陶芸美術館 〇調査員の手配及び調査資料による分析	入込観光客 数	٨	3, 333, 700						
485	地場産品	地場産材活用促進事業	空間市で産出された資源を建築資材として使うことにより、地産地消を促し地場産業の活性化を推進する。 「重点」地場産材を使用した住宅等の工事費や材料費の一部を補助 〇対象地場産品:稲田石、笠間焼 〇対象建築物:市内の住宅及び店舗等 〇対象事業:新築、増改築、リフォームにおいて、地場産材に係る工事費が5万円以上の工事〇補助率:対象となる工事費の2分の1 〇補助限度額:30万円 ※立地適正化計画で定める居住誘導区域内及び準居住誘導区域内とし、それ以外の地域は、20万円を補助限度とする。	申請件数	件	5	交付件数	件	5			
486	地場産品	地場産業支援事業(稲田みかげ 石振興)	稲田石材商工業協同組合の機能強化支援と、地場産業である稲田みかげ石の振興を図るため、PR活動を実施するとともに、石材業に携わる技術者の育成を支援する。 ・石材業技術者育成支援事業補助金 石材業に携わる技術者の育成を支援し、地場産業である石材業の振興を図ることを目的として、技術者の育成にかかる技能講習・技術検定の費用を対象に補助金を交付する。	調整会議開催数	回		補助金活用 件数(技術 者の育成支援)	件				
487	地場産品	地場産業支援事業(笠間焼振 興)	国の伝統的工芸品の指定を受けている笠間焼の振興を目的に関係機関と連携し、販路開拓の促進と観光資源としての活用も視野に入れた支援を実施する。 また、市内で創業する陶芸家をはじめとした担い手育成を推進するために、笠間陶芸大学校の学生やその卒業生を対象とした補助金を交付することで、人材育成を含めた活性化を図る。 「重点」 笠間焼が2022年に誕生250年を迎えることから、改めてこれまでの歴史に感謝しながら、将来のさらなる産地の発展につなげるため、柔軟な発想をもった「笠間焼誕生250年祭」記念事業を実施する。	PR事業数	□	6	補助金活用 件数(後継 者育成に限 る)	件	20			
488	地場産品	地場産業支援事業(笠間陶芸修 行工房)	茨城県立笠間陶芸大学校の卒業生を対象に、陶芸家として創業するまでの準備期間に利用できる作業場及び作陶設備を貸し出すことで、技術習熟の機会を与え、市内への定住・創業を促すことを目的とした事業。 ・若手育成プラン 月額25,000円で作業場を貸し出す。年間12回分の窯使用料が無料。	広報	回	3	工房利用登録者数	<u></u>	5			
489	農林業	生き活き菜園はなさか事業	○ 中	交流会(共同 作業)		2						
490	農林業	クラインガルテン整備事業	笠間クラインガルテンの快適な施設環境を維持するため、必要な整備を行う。 	ラウベの修 繕	棟							

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
491	農林業	主 東島 在 物 松 仝 支 遅 東 孝	小菊、栗、梅など県内有数の産地であるものの、品質に対する評価、面積あたりの収穫量、産出額は低い状態にある。こうした現状を打開するため、労働生産性を高めるための農業生産基盤の整備、儲かる農業を展開する。 県補助(儲かる産地支援事業)補助率:事業費の1/3以内市補助(主要農産物総合支援事業)補助率:事業費の1/6以内	事業内容確認	0	4						
492	農林業	森林整備事業	※県補助の対象とならなかったものについては、市補助についても対象外。 森林環境譲与税を「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることで、手入れが 十分に行われてこなかった森林の間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や 普及啓発等を行う。	森林整備面 積	ha	4	森林経営管 理制度	ha	748	意欲と能力 のある林業 経営体	団体	2
493	農林業	笠間市人・農地プラン策定事業	力強い農業構造を実現していくためには、集落・地域での徹底的な話し合いにより、 地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地 の将来的な利用の姿を明確化していく地域計画が必要となる。 地域の中心となる経営体の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積・集約化に	検討会開催 数	O O	1						
			<u>必要な取組、集落営農組織の法人化を支援する。</u> 霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の用排水施設や農道等の整備に併せて農業生産									
494	農林業	経営体育成基盤整備事業(友部 中央地区)	の担い手の育成確保と担い手への農地集積を行う。 概算総事業費:8億2千万円 事業期間:平成30年度から令和7年度まで 負担割合:国50% 県27.5% 市10% 地元12.5% 受益面積:35.3ha	役員会	0	2	関係機関と の調整	回	2	整備進捗率	%	85
495	農林業	士兴士毕 李中事業	全地区の土地改良区において、台帳に記載されている市で対応すべき、ため池や水路	地元調整	回	5	整備完了地区	箇所	10			
496	農林業	水利施設等保全高度化事業	の維持管理に係る事業費。 経営体育成基盤整備事業より水利施設等保全高度化事業へ事業名変更。 県営事業により、老朽化した用排水施設の再整備事業(押辺・安居地区) 令和3年度事業採択 総事業費:10億5千7百万円 事業期間:令和3年度から令和9年度まで(予定) 負担割合:国50% 県27.5% 市10% 地元12.5% 受益面積:108.2ha				<u>e</u>					
497	農林業	農業公社運営事業	農業の振興と地域の活性化を図るため設立された笠間市農業公社の運営を支援する。 また、農政課業務の一部を委託することにより、総合的な農業者支援の推進を図る。 笠間市の耕作放棄地は、2015年農林業センサスによると 910haとなっている。原因としては採算性の低さや耕作者の高齢化が考えられるが、これらの課題の解消に向けて農作業の支援や地域特産物の販売や農地中間管理機構から 季託される業務を実施する。	事業件数	件	1						
498	農林業	経営体育成基盤整備事業(石井・来栖・稲田地区)	【重点・拡充】 未整備である農地、用排水施設及び道路などの施設を総合的に整備する区画整理事業。 概算総事業費:22億円 事業期間:令和4年度から令和12年度まで(予定) 負担割合:国50% 県27.5% 市10% 地元12.5%	地元役員会	回	6	地元調査	回	2			
499	農林業	農地中間管理機構関連整備事業	【新規】 農地中間管理機構を活用して集積した農地について、県営事業で農地整備を行う。 事業年度: 令和2年度から令和7年度まで 総事業費: 3億5千9百万円 受益面積: 南友部地区 14.2ha	関係機関との調整	回	5						
500	農林業	経営体育成基盤整備事業(大渕 地区)	未整備である農地、用排水施設及び道路などの施設を総合的に整備する区画整理事業。 概算総事業費:9億6百万円 事業期間:令和2年度から令和7年度まで(予定) 負担割合:国50% 県27.5% 市10% 地元12.5%	地元役員会	回	8	地元調査	回	2			
501	農林業	工网 公林田北東拳	昭和27年用水事業計画が制定され、その後38年に 「石岡台地土地改良事業推進協議会」、43年には「石岡台地土地改良区」が設立、45年から国営石岡台地農業水利事業に着手、平成元年に国営事業が完了した。 現在は、関係7市町村は、これまでの国営かんがい排水事業の負担金及び基幹農業用水施設の維持管理費を分担して支出している。 受益面積6市1町 6873.7ha 市内受益地 549.3	推進協議会	0	4						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
502	農林業		・県営土地改良事業事業において整備した農地を担い手への集積、集約化を促進するため、中心経営体への農地集積率に応じて整備事業費の一定割合を「補助金」として交付し、受益者の負担軽減を図る。 負担割合: 国1/2 県1/3 市1/6 (友部小原地区・随分附地区) 令和4年度~令和5年度									
503	農林業		優良農地の確保と農業への関心を深めるため、市内園児等の農業体験及び交流を実施 する。	農業体験		1	参加園児 数・保護者 等	٨	417			
504	農林業	農業委員会運営・事務局事業	農地の権利移動や農地転用の申請受付、定例総会での許認可などの専属的権限による 法令業務、農地の利用調整による農地利用最適化に関する業務である。	総会開催	0	13	申請・届出 件数	件	413			
505	農林業		農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営開始時の資金や経営発展のための機械・施設等の導入を支援する。 【経営開始資金】 【経営発展支援事業】 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金(3年以内)を支援する。 就農後の経営発展のために県が機械・施設等の導入を支援する場合、県の支援分の2倍を国が支援する。 補助率:国10/10 補助率:国 1/2、県 1/4	補助件数	件	2						
506	農林業	農業者年金事業	農業者年金は、旧制度、新制度の両制度が運営され、旧制度については年金受給申請、経営移譲年金受給に対しての事前説明、受給者死亡に対する手続き通知の発送を 行う。	年金各届	٨	28	年金受給者現況届	Д	199	年金加入者	٨	
507	農林業	会長関連事務・視察研修等事業	農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修を行い、基本的な知識の習得や変化する 農業行政に対応し、地域農業の発展に寄与する。	農業委員・ 推進委員の 研修会	回	5	農業委員・ 推進委員の 研修参加者	Д	65			
508	農林業	農業委員報酬等	農業委員19名及び農地利用最適化推進委員13名の報酬である。									
509	農林業	新規需要米流通助成事業	新規需要米(飼料用米・飼料用稲)は、人的資源(水稲生産技術)、物的資源(既存の施設機械、JAからレンタル)を活用でき、湿田等の土地条件でも作付けできることから、重点作物に位置づけている。 畜産農家の利用促進をすることで、集落営農組織の経営安定につながる。新規需要米への流通助成を実施することは、地域農業全般の振興に貢献する。 補助対象者:飼料用米生産者、笠間市飼料稲利用組合(畜産農家) 補助率:2,000円/10a(飼料用米)、4,000円/10a(飼料用稲) 積算根拠:飼料用米集荷業者取扱手数料相当額(2,000円/10a)、飼料用稲運搬経費相 当額(生産量9ロール/10a 運搬代900円/ロール×9ロール/10a=8,100円/10a)	取引条件の 情報提供	0	5						
510	農林業		農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会の 共通資本である。しかし、これらの資源は、農業従事者の高齢化や混住化などにより 集落の機能が低下し、適切な保全管理が困難になっている。このような状況に対応す るため、農業者だけでなく農業を営んでいない住民も含めた組織を立ち上げ、これら の資源の適切な保全管理を行うための活動支援を行う。 対象農地:農振農用地 事業実施主体:農家及び非農家から構成される組織(市が認 定するもの) 対象組織:42組織(令和4年度)	地元・関係 機関調整	0	42	事業説明 会・研修会	0	1	活動報告会	0	1
	農林業		鳥獣による被害が深刻化している中、被害防止対策の抜本強化を図るため個体数調整、被害防除を総合的かつ計画的に実施する。農作物等への被害軽減を図るため、「笠間市鳥獣被害対策実施隊」による捕獲活動を実施し、効果的な防除対策を図る。鳥獣被害防止総合支援事業補助金事業内容:笠間市鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動、農作物の被害状況及び防除状況実態調査 補助率:県10/10 (整備事業・鳥獣被害対策実施隊経費・被害防除費・被害状況調査 一定割合以上の農地を農地中間管理機構に貸し付け、地域内農地の集積・集約化に協	捕獲頭数 (イノシシ)	頭		捕獲羽数(カラス)	33	216	捕獲頭数 (ハクビシ ン等)	頭	58
JIZ	農林業	農地集積協力事業	力する地域及び農業者に対し補助を行う。	関する説明	回	20						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
513	農林業	農業次世代人材投資事業	の採択者はいなかったため、令和2年度の採択者に対する5年間の補助金の交付が終了する令和7年度までの事業) 国補:補助率10/10	事業調整	0	7						
514	農林業	笠間市飼料稲利用組合運営事務	た准める	情報提供数								
515	農林業	林道維持管理事業		補修工事件 数	件	5						
516	農林業	農業水利施設長寿命化対策事業	概要:農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などのリスク管理に資する取組を実施する。 実施要件:交付対象事業1地域当たりの事業費の合計が2,000,000円以上となること。 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が2者以上であること。 交付対象事業1地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること。 負担割合:国50.0%・県14.0%・市13.0%・地元23.0%									
517	農林業	農業経営基盤強化資金利子助成 事業	事業期間: 令和3年度から令和5年度まで 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確立を図るため、茨城県信用農業協同組合連合 会や日本政策金融公庫から資金を借り入れた認定農業者に対し、利子助成金の交付を 行うものである。 利子補給率: 1.0%を超える部分	利子助成件 数	件	1						
518	農林業	遊休農地等を活用した笠間の栗 生産拡大事業	市の代表的な地場産品である「栗」の生産拡大を図り、併せて、品質・商品の体制などを確立することにより、名実ともに「日本一の栗産地」を目指す。 地方創生応援税制を活用して行う事業で、市から事業を委託する笠間市農業公社が、 生産者等から管理が行き届かない栗畑や遊休農地を借り上げ、植栽、改植、剪定等を 実施し、生産拡大と品質・サイズ別出荷を推進する。	寄付者数	件	5	借入面積	ha	18	収穫量	kg	25, 000
519	農林業	鳥獣被害防止地域支援事業	イノシシの被害対策として、地域団体を支援し地域の住民による捕獲活動を推進する。 ・わな猟免許取得のため、必要な経費、農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入助成。 ・農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入の県補助による上乗せ助成。	イノシシ捕 獲数	頭	550	電気柵設置 件数	件	17	被害面積	a	2, 340
520		水田航空防除事業	<u> ・捕獲処分したイノシシに対して、1頭10.000円の補助。</u> 水稲の病害虫防除を航空防除事業によって広域的かつ効率的に推進し、農業生産の安									
			定、向上に資する。 「笠間の栗」を国内外へ発信し、新たな流通の構築を図り、和洋菓子店等で笠間の栗	栗ペースト	lea	٥٢	新規販路開	性	1			
	農林業農林業	連携中枢都市圏構想推進事業 (農政課)	を使用した商品化を推進していく。 【新規】連携中枢都市圏構想に基づき、いばらき県央地域連携中枢都市圏(水戸市、 ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)の長期的な将 来像の実現に向けて相互の役割分担のもと、連携して取組を推進していく。農業の分 野では、先進的技術の導入、地域ブランドの育成・販路拡大など、地域資源を活用し た産業振興に取り組む。	輸出量	kg	95	拓	1++	'			
523	農林業	栗ブランド推進事業	「笠間の栗」のさらなるブランドカ向上と生産振興に取り組み、付加価値による栗に関わる生産者、加工事業、販売者等の所得向上につなげることで、生産拡大や販路拡大、市内誘客を図る。	かさま新栗 まつり来場 者	A	45, 000	講座・講習 会等の回数	0	8			
524	農林業	環境保全型農業直接支援対策事 業	地球温暖化防止や生物多様性保全のため環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対して支援を行う。 補助単価 14,000円/10a(有機農業)・12,000円/10a(有機農業)・6,000円/10a(カバークロップ)・4,400円/10a(堆肥)※有機農業は取組内容により単価が異なる。 負担区分 国:1/2 県:1/4 市:1/4	周知活動	0	3	事業確認	0	21	環境保全型 農業の実施 面積	m	2, 412
525	農林業	森林クラウドシステム事業	県、市町村、林業事業体等が県内の森林、林業にかかる地図台帳情報を効率的に保管等できるよう、一元的に管理することを背景に、森林整備に必要な様々な情報をひとつのデータベースとして構築し、関係者が常に同一の情報を共有することが可能となる情報システム。	会議	回数	1						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
526	農林業	畜産業推進事業	家畜防疫及び衛生面に関する飼養管理の徹底を呼掛け、茨城県と連携し組織的な対応が必要な疾病の流行防止対策を推進することで、家畜衛生対策の充実と安全な畜産物の生産に資する。	情報提供数	D	5	農家巡回数	件	150	家畜伝染病 発生予防対 策実施数	件	60
527	農林業	農道維持管理事業	農道の調査や整備に係る事務、既存農道の維持管理及び補修工事を行う。 路線数 515路線 延 長 93,368m	資材支給件 数	件	2	要望に対する実施率	%	100			
528	農林業	農村地域防災減災事業(不動谷 津池)	令和2年度に施行された「防災農業用重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、「防災重点農業用ため池」に指定したため池の劣化状況評価を実施する。	関係機関と の調整	回							
529	農林業	中山間地域等直接支払事業	耕作に不利な中山間地域の耕作放棄地発生防止など、農業生産活動が持続できるよう 集落において共同活動に継続支援する。 対象組織:2組織(令和5年度)	協定参加人 数	Д	43	協定参加面 積	m [*]	196, 966			
530	農林業	使用済農業用プラスチック適正 処理対策事業	111 使用済農業用プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理することが義務付けられており、処理にかかる農家負担の軽減を図り使用済農業用プラスチックの円滑な回収を推進し、施設園芸の経営安定と農村環境の保全を図る。 農業用の使用済ビニール、ポリエチレンの処理業務を農家から委任され、処理業者が回収し処理料・運搬料を負担金として支払う。	回数	B	1	処理量	t	11	利用農家数	٨	56
531	農林業	農業振興地域整備促進事業	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画の 定期的な変更(随時見直し)等を行い、農業振興地域の中で将来にわたって保全すべ き優良な農用地の確保と農業施策の計画的実施を推進する。 農業上の土地利用の展開を図るべき農用地区域の設定及び農業生産基盤の整備計画や 農用地等の保全計画などの方針を策定し、農地の利用集積などによる農用地の効率的 な利用を促進させ、農業経営基盤の強化を図り、より安定的な生産活動 を推進する。	農業振興地 域整備促進 協議会の実 施		2						
532	農林業	土地改良推進事業	土地改良事業の推進を図るため、関係機関との連絡調整など総括的な事務を行う。 地区として公共性のある農業用施設の整備改修に関する補助を行う。	施設改修助成	件	30						
533	農林業	農地災害復旧事業	震災や自然災害により被災した公共性のある施設について、災害復旧を行う。	復旧工事地区	地区							
534	農林業	担い手対策強化促進事業	新規参入者及び農業後継者の確保を目指し、農業後継者の研修、機械等整備、生活に対する支援を行い、農業後継者の育成を図り地域農業の担い手の育成及び定着を推進する。	補助事業の 情報提供数	0	3						
535	農林業	土地改良区事業	旧友部町から継続で負担しているもので、公共用地とするための農業用ため池の埋め立てや都市下水路整備に伴い、水源補償のため設置した深井戸電気料金。 また、土地改良事業運営協議会への人件費補助及び土地改良施設改修のための補助を行っている。	人件費補助	団体	1	電気料負担	地区	2	組織基盤強化	式	1
536	農林業	霞ヶ浦用水事業(臨時)	霞ヶ浦、利根川及び鬼怒川などから用水を取得し、農業用水、水道用水及び工業用水を合わせて供給する総合用水事業である。当市は、農業用水を安定的に供給する体制を確立し、産業基盤の充実のため、事業の推進を図っている。 事業は、水資源機構、農林水産省、茨城県、霞ヶ浦用水土地改良区が連携を図り総合的に事業を展開している。 平成20年度: 国営事業前線完了 平成21年度: 国営管の基幹水利施設管理を13市町(代表下妻市)が行っている。	地元役員調 整	0	3						
537	農林業	森林管理システム事業	県営管(霞Ⅲ期)事業が開始。 経営管理されずに放置されていた森林を活用し、地域経済の活性化や間伐手遅れの森 林の解消、伐採後の再造林を促進し、地域住民の安全、安心に寄与することなどを背 景に、市が仲介役となり、森林所有者と森林経営者をつなぐシステムを構築する。									
538	農林業	森林環境整備基金事業	森林環境譲与税を後年度における事業に要する費用に充てるために基金に積み立て る。									
539	農林業	霞ヶ浦用水事業(経常)	霞ヶ浦用水事業は、霞ヶ浦の揚水機場から筑波山を通過して、各受益地(13市町)へ配水する施設を造る事業で、地域の要請に即した多面的な土地利用・機械力の導入などを可能にし、農業生産性の向上と農業経営の安定化に資するものである。 なお、当市では、本戸地区と友部地区を受益地とし安定的な用水確保を進めている。現在は不動谷津池(小原)に着水し、北川根地区まで管敷設工事が完了している。	地元役員打 合せ		5						
540	農林業	地場農産物振興拡大事業	<u>維持管理に係る市町村負担金</u> 市内で生産される優れた農産物や加工品のブランド化や地産地消に取り組むことにより付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、笠間市農産物の知名度向上につなげ、地域農業の競争力強化及び発展を図る。	料理教室開 催回数	<u> </u>		栽培講習会 の回数	回		栽培講習会 受講生数	Д	

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
541	農林業	クラインガルテン事業	農業・農村の有する多面的機能を充分に発揮し、地域農業の活性化を図るため、滞在型市民農園(クラインガルテン)施設を核に都市と農村の交流を通した豊かな農村づくりを目指す。	定例会の開 催		4						
542	農林業	県単土地改良事業	県営土地改良事業で実施する外周隣接地における、調査設計業務。	地元調整	回	4						
543	農林業	林業振興事業	森林整備や治山事業の推進、林業関係団体との連絡調整を行い、森林基盤の拡充に努め地域林業の振興に資する。	届出件数	件	5	補助金	千円	665			
544	農林業	水田農業推進事業	米政策を農業者や集荷業者等に周知徹底を図るとともに、担い手への土地利用集積、集落営農の実践等を推進し、水稲等の生産振興及び産地化を促進する。 (1) 米政策の周知徹底及び推進 (2) 水田農業の担い手育成(集落営農組織等)	転作奨励金	千円	29, 589						
545	農林業	農地利用最適化推進事業	遊休農地について、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入促進を推進していくため、地図、航空写真、農家台帳、農業振興地域、土地改良区、用途地域等の情報を一元化し、タブレットの活用により農業委員、農地利用最適化推進委員が農地パトロールや農地利用の最適化を進めていくための効率的な運用を図る。また、農地転用に関する各種申請に対し、適切な審査、許可業務を行うためには、必要なシステムである。	農地面積	ha	4, 710	利用意向調査対象地	筆	4, 690	利用意向調查通知者数	Д	2, 321
546	農林業	農業振興事業	・事業推進に係る消耗品費、各種研修旅費・関係団体への負担金									
547	商業		茨城たばこ販売協同組合笠間支部は、市の税収(たばこ税)に貢献するため販売に努力する(販売促進活動)とともに、未成年者喫煙防止事業・喫煙マナー向上事業・喫煙環境整備事業等を行っている。市は、この組合活動が円滑に行われるよう補助を行う。 なお、かつては「笠間たばこ販売協同組合」であったが、組合員減少(組合費減収)を理由に平成27年1月1日に(上部組織である)茨城たばこ販売協同組合と合併。日立たばこ販売協同組合、大子たばこ販売協同組合も同日に合併し、以降「茨城たばこ販売協同組合笠間支部」として活動している。	清掃活動に 対する労務 支援回数	0	3						
548	商業	商工会補助事業	地域経済団体である商工会への補助を通じて、健全な商工業者の育成·支援を図り、ひいては地域の活性化に資する。	商工会関連 補助事業数	事業	2	商工会関連 補助事業金	千円	29, 850			
549	商業	連携中枢都市圏構想推進事業 (商工課)	県央地域9市町村(笠間市、水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大 洗町、城里町、東海村)において「いばらき県央地域連携中枢都市圏の形成に関する 協約」が締結されたことに伴い、茨城県内唯一の連携中枢都市圏として、令和4年度 から様々な分野での連携事業を進め、さらなる圏域の活力創出を目指し活動する。	コーディ ネーター企 業訪問件数	社	54	合同企業説明会開催回数	0	1			
550	商業	中小企業金融支援事業	笠間市内中小企業者に対する事業融資と、これに関する保証を強力にあっせんすることで、笠間市内中小企業の金融の円滑化を図り、もって健全なる企業活動の発展を支援する。	自治·振興金 融審査会開 催回数	回	12						
551	商業	ふるさとまつり事業	(ならる) (ようる) (ようる) (また) (また) (また) (また) (また) (また) (また) (また	実行委員会数	回	4	運営委員会 数		12			
552	商業	友部駅前魅力向上事業		相談受付件数	件	6	創業支援補 助件数	件	1			
553	商業		市街地内の活性化に向けた事業として、市街地内において商業を中心とした活性化事業に取り組んでいる。笠間地区については、旧笠間市で策定した中心市街地活性化基本計画に基づき笠間市商工会を中心に商店会と連携した事業を実施している。	市街地活性 化推進事業 対象事業数	事業	3	商店会活動 支援事業数	事業	5			
554	工業	産業関連業務委譲事務	的にまちづくりに取り組むことができるというメリットがある。活力ある産業づくり の5分野をはじめ産業関連法律に基づく許認可や立入検査等の事務事業を実施する。	決算関係書 類の届出受 理件数	件		立入検査件数	件	10	火薬類の譲 渡・譲受・消 費の許認可 件数	件	14
555	工業	建設業振興事業	住宅や店舗のリフォーム関連工事費の一部を補助することにより需要を喚起し、市内 小規模建設施工業者の受注機会の促進を図るとともに、併せて市民の快適な住環境の 整備及び小規模事業者が営む店舗の魅力度や機能性を向上させ、市内事業者の事業継 続を支援する。	工事受注額 (税抜)	千円	100, 064						
556	就学前教育	私立幼稚園等特別支援教育費補 助事業	私立幼稚園・認定こども園における障害を持った園児に対しての特別支援教育の振興を図るため、私立学校振興助成法に基づき、障害のある園児及び特別な教育的配慮を要する園児の教育を行う市内の幼稚園等に対する補助として、障害児教育のために必要な教職員給与や教育研究管理費等の経費として障害児が1人の場合は196千円/人、2人の場合は392千円/人を補助する。	市内私立幼 稚園等	宽	4	障害のある 園児数	Д	13	補助園数	臣	4

No.		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
				子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新制度に移行した施設(民間幼稚園)は、「施設型給付費」として、毎月運営費相当分の請求を市に申請。									
				市は内容の点検・確認を行った後、各施設に毎月給付。また、市は各施設の年間費用実績により国・県に交付金申請。									
557	就学	的教育	民間幼稚園運営事業	・負担割合	市内民間幼 稚園	園	1	市外民間幼 稚園	園				
				国:1号 公定価格×73.8%×50%									
				県: 1号 公定価格×73.8%×25% 1号 公定価格×26.2×50% (地単分)									
				<u>※公定価格=国で定めている運営費</u> 子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新たに創設された事業。 新制度に 移行した幼稚園で、保護者の希望により平日もしくは休日の教育標準時間以外(時間									
558	就学	的教育	(予算無)幼稚園一時預かり事 業	外)に在園児(1号認定)									
				もしくは、在園児以外(ごく少数の場合のみ)を一時的に預かる事業。実施した実績に応じ補助金を交付する。									
559	学校	校教育	学校給食費負担軽減事業	昨今の物価上昇に伴い、学校給食食材の価格も高騰しており、給食費を値上げすることなく保護者の負担を軽減するため要求	負担軽減額	千円	20, 037						
560	学校	教育	北川根小学校校舎整備事業	学校施設の長寿命化を図るための予防的な改修を行う。 築20年以上40年未満(北川根小 建設年度 H1 築年33年)	整備校	校							
561	学校	数音	GIGAスクール運営事業【中学	国の施策であるGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人ひとりに主体的・対話的で深い学びができるように必要な環境を整える必要がある。									
	712	TA H	校】 ————————————————————————————————————	児童生徒1人1台端末、大型提示装置、学習系システムの運用を維持する。									
562	学校	校教育	中学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区2中学校の設備の改修や購入等により、より安心・安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	施設・設備 の整備箇所	箇所		給食提供日 数	日	198			
563	学校	教育	学校プール民営化事業	現在の学校教育に占める利用状況は非常に頻度が低く、スイミングスクール等の民間 事業者によるサービス提供による方が設備維持経費の大幅な縮減が可能であり、併せ て専門的指導者による泳力の向上を図るため	学校数	校	4						
564	学校	教育	コミュニティ・スクール事業	令和3年度より全小・中・義務教育学校において、学校と地域とが学校を核としながら双方向で活性化するコミュニティ・スクール制度を実施する。	学校数	校							
				教育長が公務を円滑かつ迅速に遂行する環境を整備する。									
565	学校	教育	教育委員会事務局運営事務	教育委員会が所管する一般職非常勤職員の社会保険・労働保険料一括事務。 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行う									
				教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及の計画を行う 外部評価委員会の開催。 									
566	学校	校教育	学校施設管理事業	学校施設管理の全般的な経費	学校数	校	16						
567	学校	教育	学校運営事務	学校運営を図るために必要な事業の展開。									
568	学校	教育	義務教育施設整備基金事業	基金を適正に管理するとともに、基金を活用し教育施設整備に資する事業。									
560	学校	数容	教育支援室事業	 教育委員会が、長期欠席をしている不登校 (30日以上)の小中学生を対象に、学籍 のある学校とは別に、市の公的な施設等に教室を開設し、そこで学習の援助をしなが	指導教室設	箇所	1	指導教室入		60	復帰した児		17
303	子仅	(教育	秋月又饭王 辛未	ら在籍校に復帰することを目標に運営を行う。	置数	迫刀	1	室者数		00	童・生徒数	^	17
570	学校	教育	小学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、小学校10校、義務教育学校1校の各種保守 点検業務等を実施する。 電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植 栽管理、清掃委託等	整備校数	校	10						
571	学校	教育	特別支援教育支援員配置事業	小学校において障害のある児童に対し、食事・排泄・教室移動補助など学校における 日常生活動作の介護を行ったり、発達障害の児童に対し、学習活動上のサポートする 「特別支援教育支援員」を配置する。	支援員配置 校	校	11	支援員配置 時間	時間	45, 306			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
572	学校教育	原子力・エネルギー教育支援事	原子力・エネルギーに関する教育の推進や平成11年度のJCO臨界事故を契機として 県が交付金を創設し、市町村が行う、原子力その他のエネルギーに関する教育に係る 教材、教具等について必要なの教育支援を行う。主に発電実験器具及びエンジンキッ トなどを購入しエネルギーに関する教育を行う。	エネルギー 関連実験器 具数	個	74	小中義務教 育学校数	校	11			
573	学校教育	小学校教育振興事務	①【小学校教育振興事務】小学校の教育振興を図るための教材等の整備や各種補助金 交付事務。 学校運営を図るための予算の配当。②【関東・全国大会出場補助金事務】 学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関 東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツ や芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。									
574	学校教育	中学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、中学校5校、義務教育学校1校の各種保守 点検業務等を実施する。 電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植 栽管理、清掃委託等	整備校数	校	6						
575	学校教育	中学校運営事務	5 中学校、1 義務教育学校(みなみ学園後期課程)の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。									
576	学校教育	中学校特別支援教育就学奨励事 業		援助費	援助費	2, 128, 095						
577	学校教育	要保護・準要保護児童援助事業		学用品費等	Ħ	10, 914, 531	給食費	円	14, 722, 370	医療費	Ħ	8, 970
578	学校教育	小学校特別支援教育就学奨励事 業	特定財源 国庫補助(要保護児童分(支出額の1/2)) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を推進し、義務 教育の円滑な実施に資するため、小学校の特別支援学級へ就学する児童の保護者に対 し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付する。 特定財源 国庫補助 1 / 2 以内	援助費	PI PI	3, 343, 919						
579	学校教育	中学校教育振興事務	①【中学校教育振興事務】授業で使用する教材、消耗品等の整備を行い、学力向上や教育環境の充実を図る。②【関東・全国大会出場補助金事務】学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。 事業計画 適正な教育環境の充実整備									
580	学校教育	社会副読本事業	①教材用備品、消耗品の整備②要綱により各種大会の参加者に学校を通じ補助する 事業概要 小中・義務教育学校、全学年で活用する笠間志学を作成する事業。 ひとり1台の端末導入に当たり、デジタル教材として活用したい。 笠間志学のPDF作成 笠間志学の内容をより定着・深化させる学習教材として活用。 茨城大学の生徒と協力し地域教材を作成予定(カルタの作成)									
581	学校教育	教育情報ネットワークシステム 運用管理事業	教育環境の充実・教職員の校務事務軽量化のため、各学校や教育委員会とを結ぶイントラネットを使用して、笠間市教育情報ネットワークを整備してきた。 また、校務系・校務外部接続系・学習系にネットワークを分離することで、セキュリティを確保した運用が可能な整備をしている。									
582	学校教育	クラブ活動支援事業	5中学校、1義務教育学校(みなみ学園後期課程)におけるクラブ活動にあたり、1クラブあたり19千円の活動費を支援し、クラブ活動の活性化及び保護者負担の軽減を図る。 H19年度までは補助金として支給。	クラブ数	クラブ	73						
583	学校教育	要保護・準要保護生徒援助事業	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により義務教育を受ける ことが困難な生徒の保護者(要保護及び準要保護)に対して学用品、給食、修学旅行 等の費用を支給する。	学用品費等	Ħ	19, 416, 722	給食費	円	10, 131, 440	医療費	Ħ	9, 370
584	学校教育	中学校理科設備整備事業	特定財源 国庫補助(要保護生徒分(支出額の1/2)) 理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る 特定財源 国庫補助金	中学校	校	5	義務教育学 校	校	1			
<u> </u>			行た別は	<u> </u>	I	<u> </u>	l	I		<u> </u>		

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
585	学校教育	オーガニック給食推進事業	全国的にオーガニック給食に対する関心が高まっており、来年度から試験的に有機 米・有機野菜を給食に提供し、今後のオーガニック給食導入を検討する。 また、子どもたちもより一層安心安全な農産物ということで、給食を残さなくなる一 助とする。 提供校 北川根小学校 「新規」	有機野菜品 目数	件							
586	学校教育	特殊建築物定期報告業務(3カ 年毎)	3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する(10小学校、5中学校、1義務 教育学校)の校舎、屋内運動場、武道場について、法令に基づき点検を実施し、点検 結果を県に報告する業務。									
587	学校教育	特別支援教育指導専門員配置事業	特別支援教育指導専門員を平成29年度から新たに設置し、特別支援教諭等への細かな 訪問指導・支援を行うことで、教員の質の向上を目指す。	指導専門員 訪問校数	校	16	指導専門員 訪問時間 (1校あた り1回)	時間	4			
588	学校教育	中学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、中学校5校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品 購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	6						
589	学校教育	中学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある生徒にバランスの取れた食事を提供し、生徒の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、 食育および健康教育である。 そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安心・安全な給食を提供する経費。	給食提供日 数	Ħ	198	友部地区2校 生徒数	Д	874			
590	学校教育	公営住宅入居者学習支援事業	R元年度より、県営福原アパート及び市営福原住宅入居世帯の稲田小・中学校に通学している小学5年生から中学3年生までを対象に、県営福原アパート集会所にて学習支援教室を開設し、 児童生徒の学力向上や学習意欲の向上を図る。	教室開設日 数	П	99	参加者数	Α	8			
591	学校教育	GIGAスクール運営事業【小学 校】	国の施策であるGIGAスクール構想の実現に向け、児童生徒1人ひとりに主体的・対話的で深い学びができるように必要な環境を整える必要がある。 児童生徒1人1台端末、大型提示装置、学習系システムの運用を維持する。									
592	学校教育	通学支援事業	児童生徒の通学に必要な経費の支援を図ることにより、保護者の負担軽減を図る。 ①路線バス、スクールバスの運行委託料 ②【通学支援事業】市内小中学校は通学区域が広く、小学校における自転車通学児童は県内最多であり、また中学校においては、ほぼ全生徒が自転車通学となり、登下校の安全を確保するため、ヘルメットの着用を義務付けしている。通学時の安全の確保と保護者負担の軽減を図るため、ヘルメット購入に対し1,300円補助する。また、バス通学等をする小学生に対して、保護者負担の軽減を図るために経費の一部を補助する。 ③【遠距離通学補助金事務】3キロメートル以上の遠距離から通学する小学校児童の通学に要する交通費であるバス定期代や自転車購入費用の一部または全部を補助することにより、通学児童の通学手段の確保と保護者の負担軽減を図る。	補助児童生 徒数	Α.	622	遠距離通学 費補助児童 数	A	45			
593	学校教育	教育情報ネットワークシステム 更新事業	教職員が校務に使用する笠間市教育情報ネットワークシステムの安定した運用のため、耐用年数を過ぎた機器やソフトウェア等の更新を実施する。									
594	学校教育	地域部活動推進事業	スポーツ庁では令和5年から7年度までを休日の部活動の地域移行の改革集中期間としている。 部活動総括コーディネーターを配置し、受け皿となる地域団体と学校の連携を図り部活動の地域移行を推進する。 補助金 ①コーディネーター配置支援等体制整備(補助率:国1/3、県1/3)上限864千円 ②運営団体・実施主体の整備充実(補助率:国1/3、県1/3)上限690千円 ③指導者配置支援等体制整備(補助率:国1/3、県1/3)上限164千円/人 ④参加者費用負担への支援(補助率:国1/2)上限11千円/人									
595	学校教育	第三子給食費無償化事業	日本の 日本									

No.	. F	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
596	6 学校教	教育	グローカル人材育成事業(旧A ET事業)	学習指導要領の改正等に伴ない、小学校では、低学年10時間程度の国際理解活動、中学年では年間35単位時間の外国語活動、高学年では年間70単位時間の外国語科において、コミュニケーション能力の素地を養う。また、中学校では、年間140単位時間の英語授業を中心に英語でのコミュニケーション能力育成を図る授業を行う中で、AET(英語指導助手)をJTE(日本人英語教師)の助手として小・中学校に派遣し、授業支援を行う。	1名のAETを 市内小・ 中・義務教 育学校 1	名	14						
597	7 学校都	教育	小学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある児童にバランスの取れた食事を提供し、児童の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、食育および健康教育である。 そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安全な給食を提供する。	給食提供日 数	В	198	友部地区5校 児童数	Д	1, 850			
598	3 学校都	教育		自校方式給食を実施している友部地区5小学校の設備改修や購入等により、より安全 でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	施設・設備 の整備箇所	箇所	2	給食提供回 数	回	198			
599	学校教	教育	特殊建築物定期報告業務(3力 年毎)	3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する(10小学校、5中学校、1義務教育学校)の校舎、屋内運動場、武道場について、法令に基づき点検を実施し、点検結果を県に報告する業務。									
600) 学校都	 教育	小学校口腔衛生推進事業	令和3年度、令和6年度、令和9年度、令和12年度実施予定 フッ化物洗口液によるうがいを週1回実施することにより、虫歯予防を促進させ健康 の保持・増進を図る。 対象:市内小義務教育学校の5年生	4~6年生児	٨	46						
601	1 学校教	教育	制服等購入費支援事業	物価高騰等により子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的として令和6年度新中学1年生を対象に制服購入費用の一部を助成する。 助成金額 30,000円/人 令和6年度新中学1年 607人(R4.11.28現在)									
602	2 学校都	教育		新型コロナウィルスの影響や物価高騰などにより苦境を強いられている市内事業者・ 生産者の支援をする。	生産者支援 事業数	事業	4						
603	3 学校教	教育	学校プール民営化事業	学校プールの学校教育に占める利用状況は非常に頻度が低く、スイミングスクール等の民間事業者によるサービス提供の方が設備維持経費の大幅な縮減が可能であり、併せて専門的指導者による泳力の向上を図る	実施校数	校	4						
604	4 学校都	教育	英語教育強化推進事業	国では、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、平成30年度から段階 的に英語教育全体の抜本的充実を図る「英語教育の改革実行計画」を発表した。笠間	講師の配置	Д		児童・生徒 夏季英語研 修	Д	138	異文化体験 生徒数	Д	15
605	5 学校 教	教育		子育て支援施策及びカーボンニュートラル事業として笠間市で廃棄されたペットボトルを再生利用した繊維を使用しているリュックを令和6年度新入学児童に給付する。									
606	6 <mark>学校</mark>	教育	スクールソーシャルワーカー配	令和6年度新入学対象児童 501人 (R4.11.28現在) 市内小・中・義務教育学校において、いじめ、不登校、暴力行為、その他学校生活上 の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、専門的知識を有したス クールソーシャルワーカーを任用し、巡回指導を行う。	スクール ソーシャル ワーカー配 置人数	Д	3	相談件数	件	4, 782			
607	7 学校4	教育	民間連携等学力向上事業	笠間の将来を担う子供たちが社会の変化に主体的に向き合い、自ら未来を切り拓いていく力を身につけることを目標に外部人材等と連携して新たな学びを展開する。 ①算数学力向上モデル事業 岩間地区の小学5年生を対象に放課後、算数の塾を開設して学力向上を図る。(年80回) ②教師カアップ研修事業 学習塾講師による教師向けの研修を実施して指導力の向上を図る。(年3回) ③市独自雇用教員配置による学校力向上事業 笠間市独自雇用の教員を小・中・義務教育学校へ配置して学校教育の充実を図る。 会計年度任用職員3名	放課後塾の実施	П		教師研修会の実施					
608	3 学校4	教育	岩間給食センター管理運営事業	る。 (安全で安心な学校給食を提供) また、地産地消に取り組み、地域資源を活用した食育に努める。	保守点検数	件	5	修繕・改修 件数	件	21	年間給食回 数	0	198
609	学校都	教育	調理事業(岩間給食センター)	児童生徒に栄養バランスの摂れた食事を提供し、心身の健全な発達に資する。また、 望ましい食事の習慣を身につけさせる。 給食業務従事者は、衛生管理を徹底し衛生講習会等各種研修等へ参加し、各々の意識 を高める。	年間給食回 数	0	198	給食従事者 の研修会等 参加回数	0	2	食中毒発生 件数	件	

No.		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
610	学校	交教育	岩間給食センター施設整備事業	平成14年度から給食提供を開始した施設であり、安全で安心な学校給食を提供するため、経年劣化等による施設・設備の改修及び更新に努める。	施設・設備 の整備箇所	箇所	1	年間給食提 供率	%	100			
611	学校	交教育		児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、食中毒の予防対策等の衛生管理を徹底するとともに学校給食に対する知識理解を深めるため調理事業者に対し講習会等を実施する。 施設・設備等の定期的な保守点検を行い、安全に調理ができるよう維持管理に努める。 (安全で安心な学校給食を提供) また、地産地消に取り組み、地域資源を活用した食育に努める。	保守点検件数	件	5	修繕・改修 件数	件	24	年間給食回 数	回	198
612	学校	交教育	小学校整備事業	 学校施設等の環境を整備するため、小学校10校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品 購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	10						
613	学校	交教育		統計法に基づき、文部科学省が主管となり学校に関する基本的事項を調査するものである。 学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等について、 各種報告様式により各学校から報告された調書を集計し、県に報告する。	義務教育学校	校	1	小学校数	校	10	中学校数	校	5
614	学校	交教育	教育委員会運営事業	教育委員会は、教育長と教育委員による合議制の執行機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育、社会教育、スポーツ及び文化財等教育に関する事務を管理執行することを職務権限とする。地方公共団体の長から独立した機関。 合議制となっているのは、教育関係の事務が、政治的中立や安定性が強く求められることにあります。また、合議制により、地域住民の多様な意見を教育行政に反映させ、より地域に根ざした教育行政を推進していく。									
615	学校	交教育	小学校運営事務	10小学校、1義務教育学校(みなみ学園前期課程)の管理運営に必要な事業経費を 計上。本事業の中で学校運営を行っている。									
616	学校	交教育	小学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る 特定財源: 国庫補助金	小学校数	校	10	義務教育学 校数	校	1			
617	学校	交教育	調理事業(笠間給食センター)	児童生徒に栄養バランスの摂れた食事を提供し、心身の健全な育成・発達に資する。 また、望ましい食事の習慣を身につけさせる。 給食業務従事者は、衛生管理を徹底し衛生講習会等各種研修会へ参加し、意識の向上 を図る。	年間給食回 数	回	198	給食従事者 の研修・講 習会参加回 数	0	2	食中毒発生 件数	件	
618	生涯	王学習	っぱーツ小ケ田城中や六十年巻	を含めたちの健全育成を目的に活動しているスポーツ少年団に補助金交付で支援し、 経織の強化、活動の活性化を図る。 少子化の進行と、子どもを持つ親の価値観や生活スタイルの変化により、団員を確保 することが難しい状況になっており、団員の減少傾向及び少年団の解散が続いてい る。	補助団体数	団体	31	登録者数 (団員・指 導者)	Д	649	小学生加入率	%	14
619	生涯	王学習	笠間公民館運営事業	○公民館運営審議会においては、社会教育法第29条に規定する審議会であり、館長の 諮問に応じ公民館における各種事業等の企画実施につき調査審議する。 ○窓口または電話による適正な貸館受付、貸出業務と料金徴収。 ○定期利用団体との利用調整。	有料の使用 件数	件	90	有料の使用 料	円	1, 184, 491	無料の使用 件数	件	4, 278
620	生涯	手学習	- 出眼団書館サービフ車要	・図書館法等に則った各種イベント事業の運営, 図書館資料の収集(選定, 発注, 受入等), 図書館資料の提供(貸出、返却、予約、相互貸借等), 図書館資料の管理(資料整理, 配架, 修理, 延滞督促等), 図書館システムの管理運営, 電子図書館の管理運営, 子ども読書活動推進, 学校・団体の支援連携等。	開館日数	B	283	入館者数	Д	75, 578	資料貸出点 数	点	176, 335
621	生涯	王学習		社会教育委員や社会教育指導員の報酬、社会教育関係事業を行うための旅費・消耗 品・負担金・団体補助金等	事業数	件	171	助成事業及 びP連事業数	件	23			
622	生涯	王学習		ICTの活用により電子書籍を提供することで図書館利用の利便性向上や感染症の拡大防止を図り,市民の読書活動を推進するとともに,その機能を活用して視覚障害者等の読書を可能とする。	電子書籍貸 出数	m ·	16, 036						
623	生涯	圭学習		一般市民に開放できる、多目的室を備える、学校施設(大原小)を開放し、地域住 民の社会教育活動の場とし提供している。利用者が学校と直接鍵のやり取りをしてい る。	施設利用者数	Д	1, 546	施設利用件数	件	82			
624	生涯	王学習	笠間図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適な空間を創出するための保守管理と、必要に応じた修繕を 実施する。	開館日数	B	283	入館者数	人	138, 182			
625	生涯	重学習	七如网毒给佐奶等理事类	シェス・ウンウム はなりずのようしょうりょうにつかがり ソエレナドしんがん	開館日数	B	283	入館者数	人	128, 161			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
626	生涯学習	友部図書館サービス事業	図書館法等に則った各種サービス事業の運営 図書館資料の収集(選定、発注、受入等)、図書館資料の提供(貸出、返却、予約、相互貸借等)、図書館資料管理(資料整理、配架、修理、延滞督促等)、図書館システムの管理運営子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	B	283	入館者数	Д	128, 161	資料貸出点 数	点	381, 301
627	生涯学習	笠間図書館サービス事業	・図書館法等に則った各種サービス事業の運営 図書館資料の収集(選定、発注、受入等)、図書館資料の提供(貸出、返却、予約、相互貸借等)、図書館資料管理(資料整理、配架、修理、延滞督促等)、図書館システムの管理運営・子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	日	283	入館者数	Д	138, 182	資料貸出点 数	点	432, 989
628	生涯学習	各種団体支援事業	〇市民文化の振興と各文化団体の育成と連携及び広く地域の文化向上を目的とした事業活動を行う。【文化連盟】	開催回数	0	3	参加延べ人 数	Д	75			
629	生涯学習	岩間体験学習館(分校)管理運 営事業	現在は、青少年の豊かな人間形成や地域社会の活動の場として、岩間地区のみならず、笠間地区や友部地区からも利活用されている。 施設管理業務として、利用者への鍵の貸出、低木剪定、花壇管理・トイレ清掃等の	施設利用者数	Α	3, 536	施設の維持 管理	月	12			
630	生涯学習	子ども会事業	軽微なものは、地元組織に委託している。 地域の子ども達を、心身ともに健全に育成することを目的に、旧市町村単位で活動 していた子ども会育成連合会を、平成18年に統合し、笠間市子ども会育成連合会と して活動している。 主な事業として、姉妹都市である矢板市との交流会、球技大会、夏休み作品展など があり、合併前の各地区ごとの連合会事業をそのまま引継いで現在に至る。 事業の参加状況は元々実施していた旧連合会での参加者は多いが、全市に広まらな	参加者の満 足度	%	100	連合会主催事業数	件	2			
631	生涯学習	岩間図書館施設管理事業	いという現状にある。 ・利用者の安心安全・快適性を保ち、図書館サービス事業が円滑にするために、保守管	開館日数	B	283	入館者数	<u> </u>	75, 578			
	生涯学習	青少年相談員事業	理と必要に応じた修繕を実施する。 青少年の健全育成を図るため、笠間市青少年センター相談員規則に基づき、笠間市 青少年相談員として44名を委嘱している。	活動に参加した延べ人数			活動日数	В	7			
633	生涯学習	笠間公民館施設管理事業	ひ元級小貨等の官理を行う。 また、職員退庁後の夜間貸出に係る夜間日直等の会計年度任用職員の雇用を行う。	保守点検回 数		44						
634	生涯学習	寺子屋事業	H21年度より、学校休業日(土曜日)に学習意欲の啓発と学力向上を目的に、小学5・6年生を対象に笠間・友部・岩間公民館で開校。科目は国語・算数・英語・自主学習。学力診断テストや夏季特別講座を実施。 講師(学習アドバイザー)は小中学校の非常勤講師や退職教員等に依頼。	開設日数	日	42						
635	生涯学習	友部公民館施設管理事業		保守点検回数	回	12						
636	生涯学習	公民館講座運営事業(友部)	市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し生活文化の振興に寄与することを目的とする。	講座数	講座	18	開催数(延 べ)	0	24	参加延べ人 (組)数	人(組)	497
637	生涯学習	公民館講座運営事業(岩間)	市民の教育の向上、健康増進を図れるような講座の企画立案、講師依頼、運営実施。 「子ども大学」「かさま志民大学」「サマースクール」等。	講座数	講座	15	開催数(延 べ)	回	30	参加延べ人 (組)数	人(組)	794
638	生涯学習	岩間公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。									
639	生涯学習	友部公民館運営事業	6060窓口又は電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。 定期利用団体との利用調整。	111数	件	129	有料の使用 料	円	624, 980			
640	生涯学習	岩間公民館運営事業	窓口または電話による適正な貸館の受付,貸出業務と料金徴収。 定期利用団体との利用調整。	有料の使用 件数	件	29	有料の使用 料	円	129, 830	無料の使用 件数	件	1, 438
641	生涯学習	岩間公民館施設管理事業	岩間公民館を、安全かつ便利に利用するための管理を行う。	利用回数 (夜間)	0	156	利用人数	人	1, 347			
642	生涯学習	家庭教育事業	子ども達の健やかな成長と、家庭における教育力の向上を目指し、市内幼稚園、保育園・保育所、こども園、小・中・義務教育学校において家庭教育学級を開設(34学級)。 各学級では、学級長を選出し計画を立て年3回程度学級を実施(講演会・視察研修・子育て講座など)している。保健センターが実施する3~4ヶ月児相談時、就学時健康診断の際に子育てアドバイスブックのダイジェスト版を配布。	家庭教育学 級開催回数	0	101	家庭教育学 級数	学級	34			

No.		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
643	生涯	厓学習	青少年育成事業	・リーダースクラブ事業の実施 ・(青少年育成市民会議事業)笠間地区の青少年育成笠間地区市民会議と岩間地区の 青少年育成岩間地区市民の会がそれぞれに活動を行っていたが、平成28年5月を もって、笠間地区の市民会議が解散となった。	事業に満足した割合	%	100	事業参加者 数	٨	36			
644	4 生涯	E学習	公民館講座運営事業(笠間)	〇市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。 〇令和元年度より児童向け講座を「サタデーまなBe」より「子ども大学」とし、大学との連携を含めた講座として実施。 〇令和3年度より一般向け講座を「かさま志民大学」とし人材育成を含めた講座の実施。 〇夏休み児童向け「サマースクール」、高齢者向け「スマホ講座」の実施。	講座数	講座	20	開催数(延べ)	0	28	参加延べ人 (組)数	人(組)	632
645	5 生源	Ĕ学習	二十歳の集い事業	民法改正に伴い、令和4年度から式典名称を「成人式」がら「二十歳(はたち)の 集い」に改めて開催。 合併当初は旧市町毎にそれぞれの公民館で開催していたが、平成20年度より、民間施設を借用し一箇所で開催していた。しかし、平成27年度に同施設の営業形態が無くなったことで、 笠間市民体育館へ会場を移し実施している。 内容は、式典・アトラクション・記念撮影で構成されており、記念品として記念写真を送っている。 また、当日の式典やアトラクションの進行は、該当者で組織する「実行委員会」が中心となって行っている。	実行委員数	Д	13	実行委員会開催回数	□	5			
646	生涯	匡学習	生活困窮者学習支援事業	厚生労働省が所管する生活困窮者就労準備支援等事業の中の生活困窮世帯の子ども に対する学習支援事業として、平成28年度より実施を開始した。 本来は社会福祉課が実施すべき事業であるが、市内部調整の結果、生涯学習課で実	学習支援事 業参加者数	٨	20	学習支援事業開催日数	B	30			
647	芸術	析・文化	公民館まつり事業(笠間)	○公民館まつりは公民館を利用する個人や各団体が日頃学習している成果や、美術など各種の創作を試みる市民の作品を公募し、発表や鑑賞のできる機会を設け、市民相互の交流を通じて芸術文化の振興を目的として実施する。 ○各館の公民館まつりは活動の発表、幼児、個人、団体の作品展示とワークショップを行う。 ○3館合同事業として、笠間公民館大ホールを会場に「笠間市合唱祭」と「笠間市民芸能発表会」を行う。	公民館まつり出展数	点	1, 307	芸能発表会参加者数	Д	79	公民館まつり来場者数	Д	2, 515
648	芸術	析・文化	全国こども陶芸展推進事業	子どもたちに、陶芸を通して創意工夫を奨励するとともに、豊かな感性を養うことにより、初等中等教育の振興を図り、自由な創造力を発揮する場を提供をする。全国こども陶芸展への出展を促進するため、市内の児童生徒を対象に作品づくりのための陶芸教室開催を支援している。また、全国こども陶芸展の開催を通じて、「陶芸の里かさま」を全国に向けて広く発信する。	陶芸教室の 開催校数	校	15	作品応募数	点	1, 325	展覧会来館者数	Д	2, 893
649	芸術	析・文化	筑波海軍航空隊展示運営事業	日本最大規模で現存する戦争遺構、特攻という悲劇の地などの特徴のある貴重な文化遺産、旧筑波海軍航空隊史跡の一般公開を通じて、未来を担う子どもたちを含む幅広い年代に戦争の記憶を継承することを目的とする。筑波海軍航空隊記念館の管理運営は、平成30年度から指定管理者制度によって実施している。	業務委託件 数	件数	1	入館者数	٨	19, 933			
650	芸術	析・文化	資料館運営事業	歴史資料・民俗資料等の収集、保存、活用により市民の歴史研究の一助とするととも に、貴重な資料を後世に継承する。	開館日数	日	193	入館者数	人	760			
651	芸術	析・文化	市民展覧会事業(笠間)	○市民展覧会は、多くの芸術創作を試みる市民から作品を公募し、広く市民が芸術を鑑賞できる機会を設けるものである。 ○市民美術展覧会実行委員会への補助金支出、運営指導。 ○7部門:日本画、洋画、彫刻立体造形、工芸、デザイン、書道、写真。 ○会場:笠間市立公民館	作品点数(市 民展覧会)	点	144						
652	芸術	析・文化	市史研究事業	笠間市の歴史に関連する史料を収集、整理し、収集した史料の保存、活用を進めるとともに、市史の研究を通じて市民の郷土意識の高揚、笠間市の歴史の後世への継承に寄与する。	市史研究員 数	٨.	8	市史研究員 作業日数	B	40	歴史資料展 示日数	B	193
653	芸術	析・文化	歴史展示コーナー運営事業	かさま歴史交流館井筒屋2階にある歴史展示コーナーにおいて、笠間城関連の紹介や 笠間の歴史、偉人を紹介することで、市民の郷土愛醸成に寄与する。	展示回数	0	2	来館者数 (井筒屋全 館)	Д	93, 229			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
654	芸術・文化	埋蔵文化財保護事業	埋蔵文化財は、地域の歴史と文化に根ざした歴史遺産である。その埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地を把握し、開発事業に対して現地確認や試掘調査・発掘調査を実施する。	照会件数	件	125	試掘調査数	件	35	発掘調査数	件	4
655	芸術・文化	大日堂保存活用事業	「重要」大日堂は、日本画家である木村武山が昭和10年に廃寺となっていた箱田吉祥院にある生家の邸内に建てた総欅造り、三州瓦葺きの仏堂で、大日如来坐像の安置所として建立されたものである。大日堂内部には「仏画の武山」晩年の傑作である虚空蔵菩薩のほか、天井画などが遺されている。後世に伝えていくべき貴重な文化遺産であることから、一般公開を通じて貴重な文化遺産であることの価値認識を普及することで市民の郷土愛醸成に寄与する。	公開日数	日		参観者数	Д				
656	芸術・文化	芸術鑑賞事業	芸術文化の鑑賞機会を提供するため、経常的に65歳以上の高齢者を対象に笠間日動 美術館の入館料を無料とするほか、毎月7日(休館日の場合、翌開館日)には対象を 全市民に拡大し実施することで、芸術文化に対する意識高揚を図り、地域文化資源の 活用を推進する。 元気かさま応援基金対象事業	広報活動	回	6	入館者数	٨	1, 188			
657	芸術・文化	連携中枢都市圏構想推進事業 (生涯学習課)	定期演奏会に合わせ「子どものための音楽会」を開催する。	子どものた めの音楽会 参加校	校		子どものた めの音楽会 参加児童	٨.				
658	芸術・文化	日本遺産推進事業	「重要」文化財を含む地域資源の魅力を伝えるために案内板等の環境整備を順次着手し、日本遺産認定を契機に立ち上げた公式サイトやSNS等で広く情報を発信することで、地元における価値認識の深化、国内外に向けての「かさましこ」の認知向上、外国人誘客のための基盤整備を進める。住民や民間事業者、関連団体等が連携して事業実施することで、文化財に対する興味や関心を喚起し、郷土愛の醸成に資する。	講習会・講 演会参加者 数	Д	197	ツアー参加 者数	Д	53	年間入込観 光客数	Д	3, 333, 700
659	芸術・文化	富田家住宅保存活用事業	「重要・新規」令和4年11月に、国の登録有形文化財に登録された富田家住宅の駐車場舗装工事や案内看板設置工事のほか、建築物の補修、維持管理など一般公開に向けた環境整備をすみやかに実施する。このことで、笠間藩主・牧野家ゆかりの建築物であることを広く発信し、後世に継承することに寄与する。また、普段目にする機会がない文化財を管理者の協力を得て、公開日を定め特別公開することにより学習機会を提供し、文化財への関心を高める。 ※隔年開催事業	公開箇所数	所数		入場者数	入場者数				
660	芸術・文化	公民館まつり事業(友部)	3館 前期間で実施し、団体、個人が取得した技術と成果の鑑賞の機会を設け芸術文化と市民相互の交流を図る。 市民芸能発表会は笠間公民館大ホールで3館合同で開催している。	公民館まつり出展数	点	1, 307	参加団体数	件	52	公民館まつ り来場者数	Д	2, 011
661	芸術・文化	公民館まつり事業(岩間)	公民館まつりは、公民館を利用する各団体が習得した技術成果の発表の場を設け、市 民相互の交流を通して文化交流を図ることを目的としている。	参加団体数	件	13	実施日数	日	3			
662	芸術・文化	文化振興事業	市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促すとともに、次代を担う子どもたちの文化芸術活動を推進し、各種文化団体の活動を支援する。笠間市文化協会及び全国こども絵画コンクールinかさまに対して、文化全般の振興と、各種文化団体の交流事業の推進を図るための補助及び負担を行う。	団体数	団体	20	you遊文化ス クール参加 団体数	団体	8			
663	芸術・文化	指定文化財保護事業	文化財の保存、活用を図り後世に継承するため、文化財に関する重要事項について文化財保護審議会で調査、審議する。また、指定文化財の保存修復、維持管理に係る経費に対して補助金を交付するとともに、維持管理については消防署と連携し、文化財防火デーに合わせた立入検査を実施する。	笠間市文化 財保護審議 会開催件数	日	4	補助金交付 件数	件	6	修復等件数	件	4
664	芸術・文化	笠間城跡保存整備調査事業		指導委員会 開催数	回	2	調査件数	件	1	講演会参加 人数	Д	240
665	スポーツ	スナッグゴルフ大会事業	子どもたちの健全育成とクオリティーの高い価値観・道徳観の涵養を図る。現在、市内の全小学校11校が参加しスポーツ振興の一翼を担う。 ・笠間市長杯スナッグゴルフ大会の開催。 ・JGTOカップ全国大会茨城A地区予選大会の支援。 ・宍戸ヒルズスナッグゴルフ親子大会の支援。	大会数	回	3	参加校数	校	12	参加者数 (上限あ り)	Д	70
666	スポーツ	子どもスポーツ能力測定事業	子どもたちがスポーツへの興味・関心を持ち、自分に合ったスポーツの発見、始めるキッカケとなるよう、スポーツ能力測定を実施する。各スポーツ種目での優秀な人材を発掘し、スポーツ振興を図る。対象 市内小学生(約200人)	参加者	Д	133						
667	スポーツ	体育施設整備事業	体育施設を安全に安心して利用できるよう施設の整備・改修等を計画的に行う。(指定管理施設含む体育施設18施設)									
668	スポーツ	東京2020ホストタウン推進 事業	「重点」 東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンとして相手国・地域の関係者と交流を実施するとともに、地域の活性化等を推進する。	交流回数		8						
669	スポーツ	学校体育施設開放事業	市民が身近にスポーツを実践することができる場、活発な交流が行われるコミュニケーションの場として学校体育施設を市民に開放する。 平成27年度から廃校となった学校についても、市民に開放している。 小中学校の学校体育施設 体育館18施設 グラウンド18施設 (廃校体育館、グラウンド含む) 令和元年度12月から学校体育施設の鍵の保管方法を3地区とも統一し、利用者の利便性を高めた。	利用団体数	団体	130	利用者数	Д	2, 175			_

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
670	スポーツ	パラスポーツ啓発事業	「重点」 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、パラスポーツの啓発を 図る。	実施回数	0	2						
671	スポーツ	スポーツ協会支援・強化事業	笠間市スポーツ協会加盟団体が開催する各種スポーツ大会やスポーツ教室を側面から 支援し、スポーツの振興を図る。 (加盟団体数23団体)	支援団体数	団体	23	登録人数	人	2, 741			
672	スポーツ	かさまスポーツコミッション事 業	笠間スポーツコミッションは、市のスポーツ資源や特徴ある観光資源を生かし、スポーツ大会やイベントの誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民一体で行うことにより、スポーツ振興及び地域活性化を図ることを目的とし設立された組織である。 構成機関:笠間市スポーツ協会・笠間観光協会・笠間市商工会・東日本旅客鉄道(株)・(株)ムラサキスポーツ・(株)茨城新聞社・笠間自転車de街づくり協会・明治安出生命保険相互会社・(株)茨城県民球団・笠間市									
673	スポーツ	体育施設管理運営事業	体育施設を安全に安心して利用できるよう施設の健全な維持管理を行う。 体育施設18施設(指定管理施設含む) 地方自治法第244条の2により、指定管理者制度を導入している。(総合公園、市民体育館、笠間武道館、石井街区公園、岩間総合運動公園、岩間海洋センター、岩間工業団地テニスコート) 施設の老朽化が著しいため計画的に更新していく必要がある。	体育施設数	箇所	18	延利用者数	人	273, 967			
674	スポーツ	かさま陶芸の里ハーフマラソン 大会事業	・小学生・親子(2km)、中学生(3km)、一般(5km、ハーフマラソン)の4種目で23部門の競技を実施している。 ・運営費用は、参加者からの参加料、企業からの協賛金、市補助金で運営し、実施後、スポーツ振興くじ助成金を収入している。 ・ハーフマラソンコースは、日本陸上競技連盟の公認コースとなっており、茨城県陸上競技協会、市スポーツ協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団などの関係団体と連携して運営している。 ・本大会を通して「笠間市」の知名度アップと参加者の健康増進、体力強化に務めている。 ・健康ブームにより、全国各地でマラソン大会が行われ参加者の奪い合いが進み、各地の大会で参加者の減少傾向が進んでいるのが現状であり、本大会も同様である。・令和2年度参加者数753人(前年度4338人)	ボランティ ア係員数	Д	166	市民参加者数	,	153	市外参加者数	Д	1, 232
675	スポーツ	県下中学校交歓笠間市駅伝大会 事業	ソンのみ。 東京オリンピック(1964年)の開催を記念して始まった中学生対象の駅伝大会である。県内でも歴史あるスポーツ大会で中学生の健全育成と競技力向上を図ることを目的としている。 男子5区間(14.4km) 女子5区間(10.4km) ・令和2年度より参加数の増加を狙い、区間数(7区間)を男女各5区間とし、併せて参加料を1チーム5、000円から3、000円に引き下げた。	参加校数	校	27	参加チーム 数	チーム	69			
676	スポーツ	地域活性化起業人事業	地域活性化の課題に対応して地域を起こす企業人材の派遣に係る制度:三大都市圏に所在する企業等の社員が、そのノウハウや知見を活かし、一定期間、地方自治体において、地域独自の魅力や価値の向上、地域経済の活性化、安心・安全につながる業務に従事することで、地方自治体と企業が協力して、地方圏へのひとの流れを創出できるよう、このような取組に対し、総務省として必要な支援を行う。 ・一般社団法人笠間スポーツコミッションの自立に向けた事業の構築のほか、生涯学習課スポーツ振興室が所管する業務の支援、それらに付随してその都度笠間市と									
677	スポーツ	連携中枢都市圏構想推進事業 (生涯学習課スポーツ振興室)	(株) ルネサンスが協議して定める業務 「重点」 いばらき県央地域連携中枢都市圏域に拠点を置くプロスポーツチーム等の選手と触れ合い、交流できるイベントを開催することで、地元プロスポーツチーム等を応援する機運を高め、スポーツを通じた圏域内の活性化を図る。 いばらき県央地域連携中枢都市圏 9 市町村(水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)									
678	スポーツ	スポーツ奨励金事業	笠間市独自のスポーツ奨励金制度により、笠間市を代表して全国大会等に出場した場合に、スポーツ奨励金を交付しスポーツの振興を図る。	スポーツ奨 励金交付者	人・団体	55						
679	スポーツ	スポーツ振興事業	市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ推進審議会を開催	審議会開催		3	B&G関係出席 数		7			

No.	•	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
680	0 ス;	ポーツ		茨城県内の水戸市及び周辺市町村並びに産業経済団体等と連携を図りながら、水戸ホーリーホックを組織的・広域的に支援し、次代を担う子どもたちの夢を育て地域に根ざしたスポーツ文化を創造するため、水戸ホーリーホックホームタウン推進協議会に加盟している。ホームゲームの中の一日を、笠間市の日として、笠間市に在住在勤の方の観戦を優待とし、また、市内のサッカー少年団による前座試合を催し子どもたちに本格的な天然芝のグラウンドでプレイできる魅力的な環境を提供している。	観客数	Α	3, 126	うち笠間市 民数	٨.	222			
68	1 27	ポーツ	スポーツ推進委員活動支援事業	スポーツ推進委員は、市民の身近な立場からスポーツ振興施策の推進を図る役割があ	延活動人数	Д	101						
682	2 地址	民協働・ 域コミュ ティ	市民活動支援備品貸出事務(公 用車貸出含む。)	・子ども会の資源物回収や地域の防犯パトロール、地域の活動等の公益的活動を支援 するため、市が所有する公用車及び備品を公務に支障のない範囲で貸出す。	備品貸出数		245						
683	3 地址	民協働・ 域コミュ ティ		・自治活動に必要な地域集会所を新築する場合や既設の集会所を修繕する場合、地元 の負担を軽減するため、その経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動の拠点整備 を図る。	補助金交付 団体	団体	6	補助金額	千円	1, 623			
684	4 <mark>地</mark> 地	ティ	NPO団体設立促進・認証事務	・市民のニーズが多様化する中、公共サービスを提供する上で、NPOと協働して事業を行う必要性が高まっている。行政は、公平・平等・一律を原則とするため、行政だけではすべてに対応することに限界がある。先駆的・機動力にすぐれたNPOを公共サービスの担い手として、「新しい公共」を実現していく。	年度事業報 告	団体	34						
68	5 地址	民協働・ 域コミュ ティ	行政区運営事務(笠間支所)	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。 会員数は102名、理事10名 ②区長文書の配布	加入率	%	82						
680	市」 6 地	足协働。	地域交流センター運営事業(友 部地区)	市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点として地域の活性化を図る。 施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、 民間の知識等を最大限に活用するため、H28.12月から指定管理者へ委託している。 (特定非営利活動法人いばらきの魅力を伝える会)	地域交流センター利用 団体数	団体	2, 906	地域交流センター利用 者数	Д	148, 941			
68	7 <mark>地均</mark>	民協働・ 域コミュ ティ	地域交流センター運営事業(笠 間地区)	市民の交流を促進し、地域活性化及び地域活動並びに健康増進の推進するための交流拠点として地域の活性化を図る。 R3.10月から稲田公民館を除く地区公民館(11館)が地域交流センターへ用途変更し、施設運営は地域の代表者で組織する運営委員会に委託する。 稲田公民館はR5.4月に用途変更を予定している。	地域交流センター利用 団体数	団体	2, 127	地域交流センター利用 者数	٨	22, 697			
688	8 地址	民協働・ 域コミュ ティ	地域交流センター運営事業(岩 間地区)	市民の交流を促進し、地域活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点として地域の活性化を図る。 施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、 民間の知識等を最大限に活用するため、H29.12月から指定管理者へ委託する。(株式会社セイウン)	地域交流セ ンター利用 団体数	団体	1, 997	地域交流センター利用者数	Д	46, 673			
689	9 地址	民協働・ 域コミュ ティ	行政区加入促進事業	行政区への加入率が年々減少していることで、行政区の活動が衰退する恐れがあるため、行政区への加入促進を図る。 行政区からの相談や課題解決に向け、専任のサポート体制を構築するため、アドバイザーを配置する。	行政区加入 率	%	70						
690	0 <mark>地均</mark>	民協働・ 域コミュ ティ	地林凹 体配引手伤	・行政区、自治会等が不動産の資産を団体名義で不動産登記ができないという財産上の問題があったが、地方自治法の改正により、市町村長が地縁団体を認可することで法人格を持ち、不動産等を団体名義で保有したり、権利を登記したりできるようになった。認可を希望する団体の相談に応じ、地縁団体としての認証を行う。	市内認可地 縁団体数	団体	37						
69°	1 <mark>地</mark> 地	民協働・ 域コミュ ティ	まちづくり出前講座推進事業	・市民による市民の知識を活かした講座や行政の取り組みを紹介する講座を開催することで、市民の学習機会を増やすことにより、市民生活の充実を図り、市民参加の機会を拡充する。	講座開催	回	81	講座受講者	Д	2, 507			
692	2 地址	民協働・ 域コミュ ティ	行政区運営事務(岩間支所)	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密に し、効率的な運営を図る。会員数は69名、理事6名 ②区長文書の配布	加入促進説 明会	0	1	加入率の向 上(世帯 数)	%	57			
693	市」3 地址	たい 民協働・ 域コミュ ティ		宝くじの収入を財源として(一財)自治総合センターが、行政区や自治会のコミュニティ活動に必要な備品の整備と集会所(コミュニティセンター)の整備に対し助成を行っている。 一般コミュニティ助成事業(備品整備) 補助率10/10 限度額1,000千円~2,500千円	助成団体	件		助成金	千円				
694	4 <mark>地</mark> 地	民協働・ 域コミュ ティ	行政区事務	地域住民の自主的な誠意に基づくコミュニティづくりの中心であり、行政と地域住民 との連携を図ることにより、地域振興の発展を推進する。	説明会開催 回数		3	行政区加入 率	%	68			
69!	市」 5 地	民協働・	カー活動推進事業	チャレンジいばらき県民運動の趣旨を踏まえ、活動に積極的に参加するとともに、地域コミュニティの推進と会員相互の連携を図りながら笠間市民と協力し、市民活動を 推進する。	ボランティ ア活動回数	0	44	ボランティ ア活動参加 者	Д	429			
690	6 地址	民協働・ 域コミュ ティ	市民活動助成事業	地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対し助成する。対象事業は、団体の設立、NPO法人化を支援する自立促進事業と地域の課題等を解決する事業を支援する 地域活性化事業がある。	助成団体	団体	8	助成金交付 額	千円	1, 427			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
697	多様な人材の活躍	多様な生き方支援事業	年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向などにかかわらず、その多様性を認め合い、誰もが平等に活躍できるダイバーシティ社会の構築を目指して、セミナー等を開催する。 【重点・拡充】 ・ユニバーサルデザイン研修事業 429千円	市の審議会等における女性委員の占める割合	%	32. 8						
698	多様な人材 の活躍	国際交流事業	・市内国際交流協会や日中友好協会等の支援や、市在住外国人が来庁の際の申請や相談等をサポートすることで、外国人が住みやすいまちづくりを推進する。	国際交流事 業	回		国際交流事 業への参加 者	٨		外国人相談 窓口件数	件	
699	人権尊重	人権教育事業	市民の人権教育の高揚を図ると共に、人権問題に対する理解と認識を高めるために 年1回、人権教育講演会を開催している。 講演会の聴講者として、週報、HP、ポスターやチラシを通じて広く募集を行って いる。また、社会教育委員、幼稚園、保育所、保育園、こども園、小・中・義務教育 学校、子ども会役員、青少年相談員、市民の会役員、民生委員等にも呼びかけをして いる。	人権講演会 開催回数	0	1						
700	人権尊重	人権同和対策事業	多種多様な人権問題に関わる理解と認識を深めるとともに、一人ひとりが尊重しあう 心を育みながら、平等で平和に暮らせる社会づくりを目指す。	講演会開催 数	0	1	職員研修会 開催数	0	1			
701	人権尊重	人権擁護委員協議会事業	市民の抱えるさまざまな人権に関する問題を解決に導いていくため、啓発活動を実施 するとともに人権相談体制の充実や人権教室による児童への教育、啓発を実施する。	人権相談の 開設	0	12	人権啓発活 動	0	4	人権教室の 開催	校	11
702	移住・交流	地域おこし協力隊事業	平成21年度から総務省が取り組んでいる地域おこし協力隊事業を活用し、都市部に在住する意欲ある人材を受け入れ、最長3年の活動期間の中で、地域活性化を目的とした、地域力の維持・強化につながるような地域おこし活動を実施する。また、活動期間終了後に、地域おこし協力隊自身の定住及び起業等を目指す。今年度については、重点課題(住みたくなる「笠間暮らし」の構築)の観点から、移住(CCRC)、文化に関する活動分野において地域おこしの推進を図る。(特別交付税:1人あたり4,800千円)	地域おこし 協力隊主催 事業開催数	П	80	地域おこし 協力隊情報 発信回数 (ブログ)	0	66	移住者数 (協力隊)	Α	8
703	移住・交流	定住化促進事業	住みたくなる「笠間暮らし」の構築を重点課題と設定し、少子化・高齢化による人口減少の解消を目指し、本市への定住化を促進するため、お試し居住の運営や、移住相談への対応を行う。 また、SNSも活用しつつ、イベントを企画し移住定住をPRする。	移住定住促 進PR	回	10	移住体験施 設利用者数	٨	65			
704	移住・交流	笠間版CCRC推進事業	生涯活躍のまち(笠間版CCRC)の実現に向け、事業計画の作成、計画に基づく施設整備、生活を支える主体の設立及び運営、移住者確保等に向けたPRや移住促進事業等を実施する。	連携企業等 協議数	件		移住・二地 域居住・短 期滞在者 (活動者)	件		笠間暮らし 体験空間利 用者数	Д	
705	ライフイベント	連携中枢都市圏構想推進事業 (総務課)	・9市町村それぞれの観光スポット等において、イベント参加・体験型の婚活支援事業 を実施することで、県央地域における魅力を発信し、県央地域での結婚、出産により 定住化及び少子化対策を図る。	カップル成 立数(イベ ント開催 時)	組	14						
706	ライフイベント	結婚支援事業	・「マリッジサポーター」や「いばらき出会いサポートセンター」と連携し、結婚支援の充実を図る。 ・「重点·充実」経済的理由で結婚に踏み出せない方を経済的に支援することで、結婚への後押しにつなげ、少子化対策の強化を図る。	補助金交付 世帯数	世帯	16	補助金額	千円	4, 182			
707	ライフイベント	笠間地方広域事務組合事業	笠間市・水戸市(旧 内原町)・城里町(旧七会村)で構成する「笠間地方広域事務組合」は、火葬場、セレモニーホールをあわせ持つ総合的施設である。負担金については各市町の均等割合、人口割合及び利用実績割合により決定され、運営費として負担金を支出をしている。	笠間市民利 用「火葬・ 通夜・告 別」	延べ件	1, 386	水戸市民 (旧内原) 利用「火 葬・通夜・ 告別	延べ件	152	城里町民 (旧七会) 利用「火 葬・通夜・ 告別	延べ件	46
708	ライフイベント	墓地管理事務	利用希望者に埋火葬許可証及び斎場使用許可証の発行をする。 市内の墓地は、寺院墓地や霊園墓地、各地区に点在する共同墓地等が利用されており、 これらの変更又は新設の相談や申請を受け、許可や指導を行う。	相談件数	件	8	広報回数	0	1	届出等件数	件	5
709	ライフイベント	特定不妊治療費補助事業	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)及び男性不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした治療費補助事業。 補助金額:特定不妊治療1回につき10万円。男性不妊治療1回につき5万円。(治療経費が補助金額に満たない場合は、当該経費額)	不妊治療費助成	件	37						
710	ライフイベント	生殖補助医療費等助成事業	補助回数:治療機関の初日における妻の年齢が39歳以下であるときは、通算6回。40歳 から42歳であるときは、通算3回。 生殖補助医療(体外受精、顕微授精)をはじめとする不妊治療を受けている夫婦の経 済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした治療費補助事業。 補助金額:生殖補助医療1回につき20万円。一般不妊治療1人につき5万円。男性不妊治療1回につき5万円。 補助回数:生殖医療は治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは6回、 40歳以上43歳未満であるときは3回。一般不妊治療は一年度につき補助限度額に達する まで。 【重点・新規】	生殖補助医 療費等助成	件							

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
711	ライフイへント	笠間版デジタル田園都市形成事 業	【重点】人口減少、少子化・高齢化社会の進展と市民の価値観が多様化していることを背景に、日常的な地域での暮らしと地域の経済に多くの問題が顕在化している。この状況を受け、デジタル技術の活用により、買物や交通など市民生活に密着したサービス向上を図るための実験、実装を展開する。									
712	広報・広頭	広報かさま発行事業	行政情報や生活情報などのさまざまな情報を市民にわかりやすく提供し、市民と行政が情報を共有することで、協働のまちづくりを推進する。 「広報かさま」は毎月発行し、年間12回発行する。 「広報かさま お知らせ版」は、月2回発行し、年間24回発行する。	広報かさま 発行回数		12	広報かさま お知らせ版 発行回数	回	24	広報かさま 発行部数	枚	27, 000
713	広報・広駆	パブリック・コメント事業	市の施策等の形成過程における市民への情報提供を充実し、説明責任を果たすとともに、市民からの提案、意見等を考慮した施策等の効果的、効率的な立案を図り、市民の市政への積極的な参画を促し、市民との協働による開かれた市政の推進に寄与する。	パブリック コメント件 数	件	7						
714	広報・広頭	モニター広告事業	市民ニーズの高度化・多様化に伴い、従来の広報(紙ベースの市の情報、ホームページの運用)以外の新たな情報媒体の活用が必要とされている。そのため、市の情報発信と併せて、有料広告を掲載する情報発信型広告となるモニター広告を市役所及び各支所に設置し、市役所に来た人にモニター及び音声で行政情報を提供する。長田広告(株)と協定を締結し、広告の募集、デザインの作成は事業者が行うため、財政的負担がなく、少額ではあるが事業収入がある。	行政情報	件	92	設置個所	箇所	3	収入額	Ħ	475, 200
715	広報・広駆	新年賀詞交歓会事業	年の初めに、まちづくりの第一線で活躍する人たちが一堂に会し、賀詞交歓会及び講 演会を開催する。	参加者数	人	162						
716	広報・広聴	広聴事務	電子メールや意見箱を活用し、市民の意見・提案の収集を行う。市民の意見・提案を的確に把握することによって、市民の声を市政に反映できる。	電子メール 意見数	件	467	意見箱意見 数	件	64			
717	広報・広聴	情報公開制度管理事務	笠間市情報公開条例の規定に基づき,市の保有する情報の公開を図り,市の諸活動を 市民に説明する責務を全うする。	文書開示請 求件数	件	24	審議会等会 議の公開件	件	49	不服申し立 ての件数	件	1
718	広報・広駆	ホームページ管理運営事業	市民及び市外からの閲覧者に対して、見やすくわかりやすい行政情報や観光情報を提供するため、ホームページを管理運営する。 他の広報媒体(広報紙など)と比較して、公開するまでに時間がかからない、文章量の制約がないというメリットがある。	ページアク セス件数	件	2, 134, 147	フェイス ブックフォ ロワー	٨	5, 090	facebook投 稿回数	回	1, 034
719	広報・広頭	笠間PR事業	笠間市の施策や事業、催事など情報を各部署と協力しながらより多くのメディアへ情報提供を行う。また、ホームページやメール、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ライン、動画配信など、多様な手法の活用し情報の発信力を高め笠間市のイメージアップを図る。また、友部駅自由通路に市の素敵なシーン(写真)を掲示していくことで訪れた方や利用者に対しPRを行い、笠間への愛着心の醸成を図る。									
720	行政運営	いじめ再調査委員会事務	学校において発生した、いじめの重大事態に対し教育委員会の附属機関である、いじめ調査委員会で調査した報告等により、市長が再調査の必要があると認められるときは、市の附属機関であるいじめ再調査委員会で再調査するものとする。	審査回数	0							
721	行政運営	企画調整事業	人口減少、少子化・高齢化にある中で、持続可能な都市の形成に向けた課題対応策の情報収集、調査及び対応策の検討並びに施策の提案を実施する。また、総合戦略の進行管理のための地方創生有識者会議の運営、地域資源を活用した活性化事業の検討を産学官連携により実施する。	調査・研究 を行った件 数	件	5	大学連携事 業件数	件	3			
722	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業 (環境政策課)	温室効果ガス排出量削減に向け、電気使用量の削減を競うエコライフチャレンジを実施する。また、環境啓発イベント、環境保全活動、環境学習会等をまとめたガイドブックの配布やホームページへの記事掲載により、圏域における環境啓発イベント等の情報を広く発信し、各種イベントの相互参加を促進する。	エコライフ チャレンジ 参加者数	Д	523						
723	行政運営	国派遣事業	国の実務を経験させることにより、職員の視野の拡大等を図り、人材育成に寄与する ことを目的とするもの。	派遣職員数	人	3						
724	行政運営	行政改革推進事業	進行管理を行う。	実施計画達 成率(ほぼ 計画通り以 上の割合)	%	79	負担金の廃 止件数	件				
725	行政運営	会議録作成システム運用事務	会議録作成システムを活用することで、議事録作成時間の短縮を図り、迅速な会議録の公開を実現する。 〇移動可能な音響設備(スピーカ、マイク 1 1 本等)の管理 〇音声認識の文字データ化は外部委託(WEB上のASP)、編集作業は職員が行う。 〇保有ライセンス数: 2 令和3年度に、長期継続契約を締結した(契約期間:令和3年4月1日~令和6年9月30日)。 使用実績を踏まえて、契約の更新を検討する。 ・特定財源なし	利用会議数	0	103	利用会議時間	時間	99			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
726	行政運営	基幹系システム管理事業	【DX】 【拡充】市役所内で必要不可欠である電算システムについて、年間を通して安定的に稼動できるよう点検、機器の保守作業を行う。 【住民情報システム28業務】・住民記録関連システム ・税収納関連システム ・保									
/20	11 以建古	密打ボノハノム自任予末	健関連システム ・福祉関連システム ・ 特定財源なし									
			【DX】新型コロナウイルスの拡大を受けて、テレワーク環境の整備と充実を図る。 ・令和2年度3月補正 1. ロゴチャット使用料(年間先払い) 2. 電子契約(クラウドサイン)使用料(年間先払い)→1、2のランニングコストは別事業へ 3. 会議タブレット(財政Gほか10台) 4. テレワーク用ノートPC70台									
727	行政運営	テレワーク環境整備事業	・令和2年度11月補正 1.WEB会議システム購入(アバー,7台)									
			・令和2年度9月補正									
728	行政運営	行政不服審査制度事務	行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されました。今回の改正は、不服申し立てに対する審理手続きの公平性・透明性を向上させ、より客観的かつ公正な審理手続きを定めるなど不服申立人の手続保障が強化されました。笠間市においても審理員制度や第三者機関の設置など制度に則した適正な手続きを行うための体制を構築します。	審査回数	0							
			機関(行政不服審査会)の設置が義務付けられているもの。 ・行政不服審査会とは、市民からの不服申立てについての採決について客観性・公平 性を高めるために市の判断の妥当性について、第三者の立場からチェックをするも の。									
729	行政運営	文書管理システム構築事業		収受・起案 の件数	件	70, 032						
			【DX】【拡充】職員が人手で行っているパソコン入力作業や転記作業をコンピュータによる自動化技術RPA(Robotics Process Automation)等により行うもの。 ・R1年度 9業務 (子ども福祉課)保育所入所事務,保育所運営事務 (会計課)不動産使用料支払調書作成業務 (学務課)非常勤職員給与支払事務 (水道課)料金システム取込業務 (税務課)軽自動車税申告書イメージ登録業務,市・県民税申告書イメージ登録業務									
730	行政運営	RPA・AI一OCR推進事業	・R2年度 1業務 消防システムへの入力業務 ・R3年度 5業務 (保険年金課)医療福祉費自己負担金支給申請事業 (健康増進課)予防接種事業 (消防本部総務課)消防団出動報告事務(職員作成) (環境保全課)一般廃棄物処理手数料徴収業務等 (学務課)就学援助業務 ・R4年度 1業務 資源物回収奨励金事務									
731	行政運営	情報系システム機器更新事業	【DX】【拡充】情報系システム及びネットワークの安定・安全運用のため、定期的にサーバ・ネットワーク・端末機器の更新を行う。 ・ 特定財源なし ・ シンクライアントシステム 令和元年6月のRFI,10月に公募プロポーザル (RFP)により日立システムズを選定,令和元年度末よりシンクライアントシステムを導入し集中管理としたことで個別の機器の対応件数を減少したものの、専門技術職員が少ないことが継続的な課題である。(機器,ソフト保守期間_令和7年3月31日)	新規導入端 末・装置数	台	20	新規導入シ ステム数	システム	1			
	行政運営	(予算無)組織・職員定数管理 事務	少子高齢化・人口減少社会に移行し財政状況が一層の厳しさを増す中で、地方分権の推進や多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えていくためには、経常経費の抑制に努める必要がある。簡素で効率的な行政運営を推進するため、行政組織機構の適正化を推進するとともに、定員管理の取組により義務的経費の抑制を図ると									
133	行政運営	市議会議員選挙費	令和4年12月23日任期満了の市議会議員選挙の執行経費を計上する。	l	I			I				

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
734	行政運営	タブレット管理事業(行政)	・【DX】議会対応の効率化及び紙媒体による会議資料の軽減を図るため導入したタブレットの通信費やデータ共有ソフト料支出等の管理を行うもの・R4.12月よりNTTドコモから格安SIMに切替・R4:予算科目付替 変更前:2-1-2文書管理費-20ICT化推進事業(行政)・目的 (1)議会対応の効率化 (2)紙資料の軽減・平成29年度から実施開始(9月より試行,3月定例会実施)・特定財源なし									
735	行政運営	参議院議員通常選挙費	令和4年7月25日任期満了に伴う参議院議員通常選挙の執行経費を計上する。									
736	行政運営	自治体クラウド・共同アウト ソーシング事業	【DX】茨城県及び市町村で電子申請届出システム、県域統合型GIS、グループウェア、大容量ファイル交換、森林クラウド、いばらきセキュリティクラウドを共同運用(システムにより構成団体は異なる)。 ① 電子申請届出システム ・インターネットを利用し受け付けるシステム ② 茨城県域統合型GIS ・地図をベースに行政サービスなど多くの分野で効率的な活用ができる基盤システム ③ いばらきグループウェア共同システム ・グループウェアをクラウド環境で共同利用するシステム ④ 航空写真(3か年毎) ・ 特定財源なし ・ 令和2年度から茨城県が抜けた影響でグループウェア分の負担金額が増加した。	協議会参加日数	日	10						
737	行政運営	印鑑証明事務(笠間支所)	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に在住者記録 のある印鑑登録及び証明の交付をする。笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与して いる。	年間開庁日 数	B	245	印鑑証明書 交付件数	件	4, 387	印鑑登録件 数	件	494
738	行政運営	税務諸証明交付及び市税相談事 務(岩間支所)	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を 交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数 料条例により手数料を徴する。	証明書発行 件数	件	2, 736						
739	行政運営	戸籍事務(笠間支所)	戸籍は、日本国民の親族的な関係を登録し、公証する公簿である。 地方自治法第 2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日 数	B	245	戸籍謄・抄 本、除籍、 原戸籍謄抄 本交付件数	件		戸籍届出件 数(出生、 死亡、婚 姻、離婚 等)	件	427
740	行政運営	税務諸証明交付事務	・地方税法第20条の10の規定等により、地方団体の徴収金に関する事項について 証明書を交付する。 ・市民の利便性向上のため、コンビニ交付により証明書を発行する。 ・諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明発行件数	件	17, 586	手数料徴収 額	千円	4, 684	7/		
741	行政運営	戸籍事務(岩間支所)	戸籍は、日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証する公簿である。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、戸籍事務を支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	年間開庁日 数	日	245	戸籍謄抄本 等交付件数	件	2, 866	戸籍届出件 数	件	423
742	行政運営	指定管理者制度推進事業	指定管理者制度の導入が有効な市の施設については、指定管理者制度を導入することで、民間の能力を活用し、市民サービスの向上と効率的・効果的な施設の管理運営を行う。 施設の魅力を最大限に発揮できる指定管理者を選定できるよう、検討を深める。	制度導入施設数(4.1現在)	箇所	32	指定管理者 制度導入率	%	32			
743	行政運営	税務諸証明の交付及び市税相談 (笠間支所)	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を 交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり地方自治法及び笠間市手数料 条例により手数料を徴する。	証明書発行 件数	件	3, 724						
744	行政運営	笠間市情報化基本計画進捗管理 事務	【DX】第2次笠間市情報化基本計画として、笠間市デジタルトランスフィーメーション計画を令和2年9月に策定した。 計画のメニューについては、可能な限り令和3年3月までに実施することとしており、 庁議、行政評価を活用した進行管理を実施し 計画遂行の中核としての機能を果たしていく。 ・ 第2次笠間市情報化基本計画は、官民データ活用推進計画を兼ねている。									
745	行政運営	地方分権改革・権限委譲推進事 業		権限委譲率 (法令ベー ス 4.1現	%	87	権限委譲率 (事務ベー ス 4.1現	%	87			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
	行政運営	人事評価制度管理事務	本市は平成19年度から制度を導入し、職員の評価を給与等の処遇に反映させるほか、評価結果を評価者にフィードバックし所属職員の能力向上につなげるなど、人材育成型の人事評価制度を実施する。	評価者研修 会の参加者 数	Д							
747	行政運営	(予算無)行政評価事業										
748	行政運営	住民基本台帳等事務(笠間支 所)	市町村において、住民基本台帳法等が定める住民記録関連事務の簡素化と適正な管理を図ることで、笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日 数	日	245	住民票・諸 証明・住 基・電子証 明交付件数	件	5, 237	転入・転出 等届出受付 及び処理件 数	件	1, 210
749	行政運営	市長選挙費	- 令和4年4月22日任期満了に伴う笠間市長選挙の執行経費を計上する。									
750	行政運営	住民基本台帳等事務(岩間支 所)	市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎とすると共に、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、合わせて住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。 市長の責務である住民基本台帳に関する事務を、支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	開庁日数	B	245	住民票・諸 証明・住 基・電子証 明交付件数	件	3, 746	転入・転出 等届出受付 及び処理件 数	件	1, 228
751	行政運営	印鑑証明事務(岩間支所)	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録及び証明の交付をする。 支所で受付ることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	開庁日数	日	245	印鑑証明書 交付件数	件	2, 956	印鑑登録件 数	件	307
752	行政運営	(予算無) 議会等調整事務										
753	行政運営	印紙•証紙取扱事業	パスポート発行事務及び法務局出張所の市役所内開設に伴い、パスポート受領時及び 登記事項証明書等申請時に必要な収入印紙及び茨城県収入証紙を売りさばく。	収入印紙購 入額	円	4, 012, 300	収入証紙購 入額	円	2, 820, 000			
754	行政運営	広域行政事務	近隣市町村との相互支援や連携の充実・検討を進める事で、地域の活性化・認知度向上・イメージアップ及び業務の効率化につながる広域的な課題解決や要望事項の調整、及び広域計画の策定など促進する。 【広域行政協議会等】 ・県央地域首長懇話会及びいばらき県央地域連携中枢都市圏(県央地域9市町村)・茨城空港利用促進協議会(茨城県、県内44市町村(議会含)、その他団体・企業)・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会(茨城県、県内37市町村)・自転車を活用したまちづくりを推進する全国市長村長の会(全国405市区町村長)	協議会連携数	件	4	/ UK					
755	行政運営	デジタル推進事業	【DX】【新規】【拡充】第2次デジタルトランスフォーメーション(DX)計画を策定(計画期間_令和5年度~7年度)し、デジタル技術により既存の行政サービスや働き方を抜本的に改革し、利用者の多様なライフスタイルに寄り添える地域社会の実現を早急に目指す。 ・【拡充】ビジネスチャットソフト使用料(トラストバンク社ロゴチャット)・オンライン学習サービス ベネッセUdemy(ユーデミー)、Schoo(スクー)(令和4年度開始)・統合型GISデータ搭載業務(都市建設部,上下水道部地図デジタル化、Web閲覧化)(令和4年度整備)・公共施設Wifiルータ通信料(令和3年9月補正予算整備)・電子申請キャッシュレス(別途、市民課ほか手数料等キャッシュレス)・公共施設予約システム使用料(スマホ対応済、令和4年2月より運用開始)・電子契約システム使用料(クラウドサイン) 【DX】職員間での情報の共有化及び職員が効率よく業務を行うことができるよう端末									
756	行政運営	情報系システム管理事業	を原則一人1台配置し、庁内イントラネットでシステムを構成している。 ・従来まで個別に整備されてきた各課業務システムを全体最適化を図るため、令和元年に内部情報系システムを再構築した。(共通基盤、財務会計、備品管理、契約管理、人事・給与、電子決裁、文書管理等) ・特定財源なし ・内部情報系システム使用料 契約期間 令和元年11月1日~令和6年11月30日(令和元年6月プロポーザルにより内田洋行選定) ・人事給与・庶務事務システム使用料 契約期間 令和2年12月1日~令和7年11月30日(令和元年6月プロポーザルにより内田洋行選定)	プリンター 保守回数			管理対象シ ステム数	システム	29			
757	行政運営	電子入札システム共同利用事業	[DX]	選考委員会	回	13	入札実施件	回	295	落札比率	%	89
	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業(高齢福祉課)	市発注工事等の入札をインターネットを利用し実施する。 成年後見制度の利用促進に係る取組を効率的・効果的に実施する観点から、各市町村 において中核機関を設置するほか、連携中枢都市圏構成市町村を業務対象範囲とする 広域中核機関を設置、運営する。	対象審議			数		200	A TOPOT		33

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
759	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業 (健康医療政策課)	県央地域9市町村でいばらき県央地域連携中枢都市圏を構成している。 【医療部会】初期救急医療の充実、医師並びに看護師等確保に向けた取組の推進を目 的に事業を実施する。 【ICTを活用した健康づくり事業】圏域住民の健康寿命延伸を図るため、民間企業や学 術機関と連携した社会実験等を行う事業を実施する。	参加部門	部門	2						
760	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業 (企画政策課)	茨城県央地域の9市町村(水戸市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村)で連携中都市圏を形成し30の広域連携事業を実施。	参加分野数	分野	29						
761	行政運営	連携中枢都市圏構想推進事業 (秘書課)	人口減少,少子化・高齢化を背景とした様々な課題解決に向けて,県央地域9市町村においては、相互の役割分担の下、圏域の魅力を高めていくために、近隣の市町村が協力し合い、連携を深めていくことが必要であり、県央地域の発展に資するため「連携中枢都市圏」の形成を進めていく。 ・職員の能力向上に向けた研修会の合同開催及び相互参加各市町村が実施する研修への相互参加県央地域合同研修会の開催									
762	行政運営	個人情報保護制度管理事務	笠間市個人情報保護条例の規定に基づき、市の保有する個人情報を適正に管理する。	個人情報開 示請求件数	件	35	不服申し立 ての件数	件	1			
763	行政運営	(付替) I C T 化推進事業(行 政)	令和4年度より2-1-10-21タブレット管理事業(行政)に付替え 議会対応の効率化及び紙媒体による会議資料の軽減を図るため、タブレットを活用するもの。 併せて庁内会議やWEB会議にも活用する。 ・ 目的 (1)議会対応の効率化 (2)紙資料の軽減 ・ 平成29年度から実施開始 ・ 特定財源なし									
764	行政運営	法令集等管理事務	全庁の加除式法令集等の加除及びインターネット経由の行政情報に関する管理を行う。	加除費用	千円	2, 122	情報料	千円	1, 083	必要とされ る加除式法 令集の数	件	56
765	行政運営	顧問弁護士契約事務	弁護士と法律顧問契約を締結し、市の行政事務全般に係る法的トラブル回避のための 相談・法的解釈・法的アドバイス等を得て迅速かつ適切な問題解決することができ、 市民に信頼される行政運営に当たっている。	相談件数	件	62	訴訟件数	件		12767		
766	行政運営	例規管理事務	例規については市の業務の根拠となるべきものであるため、その制定及び改廃については、法制執務のルールに沿って適正に行われる必要がある。 また、市の例規については、市民及び職員が常に最新の内容を確認できるよう適正な管理が必要になる。	例規改廃件 数	件	176	例規審査委 員会の実施 回数	0	1	例規集の更 新回数	回	4
767	行政運営	職員研修事業	「笠間市職員人材育成基本方針」に基づき、これまでの行政運営を見直しスピード感や創意工夫、分かりやすさの追求といった行政改革の視点に立った行政運営に資するため、毎年度研修計画を作成し、職員の意識 改革と資質向上を目的とした人材育成に努めている。	研修数		15	受講者(延 べ人数)	٨	1, 137			
768	行政運営	选字区 /	令和5年1月7日任期満了の茨城県議会議員選挙の執行経費を計上する。									
769	行政運営	市議会議員補欠選挙費	笠間市議会議員が1名欠員となり、公職選挙法の規定により市長選挙に合わせて実施 しなければならないため計上する。									
770	行政運営	住民基本台帳証明交付事務	住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。窓口・郵送申請により、各種証明書を交付する。窓口総合案内。転入・転出等各種住民票異動届出の受理・更新をし情報を正確に最新の状態に保つ。 【DX】キャッシュレス決済手数料の導入	年間開庁日 数	日	245						
771	行政運営	印鑑登録・証明事務	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録、登録管理及び印鑑登録証明書の交付をする。 証明手数料 300円 新規登録手数料 300円	開庁日数	B	245						
772	行政運営	証明書コンビニ交付事業	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書交付をすることにより市民の利便性を図る。	住民票等交 付件数	件	4, 367	印鑑証明書 交付件数	件	3, 698			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
773	行政運営	伝送路管理事業	本所、支所及び出先機関を結ぶ光ケーブルネットワークの維持管理。 笠間地区、岩間地区は笠間市所有の光ファイバ網、友部地区はNTT-ATCの光サービス、本所と支所間はいばらきブロードバンドネットワークで運用。 令和2年度にプロポーザルによりNTT-ATCを選定し、令和3年度途中より従来のNTT東日本の光サービスより安価となった。 令和3年度に全体の機器更新により、高速化対応を実施することに伴ってIBBN負担金額が増。	ケーブルの 張替	件	3						
774	行政運営	戸籍謄本・抄本交付事務	戸籍は日本国民の親族的身分関係を記録登録し、国籍を公証する唯一の制度である。 戸籍事務は国からの法定受託事務であるため、戸籍法等関係法令に基づき、戸籍関係 証明書の交付を行う。 【DX】戸籍謄抄本等の証明書の電子申請による請求対応全部・個人事項証明書手数料 450円 除・原戸籍謄抄本手数料 750円 届出受理証明書手数料 350円 死亡証明書手数料 350円 身分証明書手数料 300円 その他の証明書手数料 300円	戸籍証明発 行件数(有 料)	件	19, 658	戸籍証明発 行件数(無 料)	件	6, 014	内戸籍証明 郵送申請発 行件数	件	7, 756
775	行政運営	戸籍システム管理事業	適正な戸籍事務及び戸籍管理のために、電算システムを構築し、戸籍を安全に運営・管理・保管している。【DX】戸籍法改正(マイナンバー関連)に伴う戸籍・副本システム業務委託 【DX】自治体の行政手続のオンライン化のための戸籍法改正(マイナンバー関連)に伴う戸籍・副本システム業務委託(改修及び運用等) 【脱炭素】戸籍事務の書籍をベンダー提供の範囲で電子書籍化(書籍購入6割減)	本籍受理件数	件	2, 125	非本籍人受理件数	件	335	他市町村か らの送付件 数	件	1, 164
776	行政運営	市民総合賠償保険事務	市が所有、使用、管理する施設及び市の業務上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う場合の損害に対して、総合的に保険金を支払う賠償責任保険と、市主催行事や市管理下のボランティア活動中の事故により被災した住民に対する見舞金などに充てる保険金を支払う補償保険により構成されている保険に加入することにより、市に国家賠償法、民法上の損害賠償責任が生じたことによって被る損害に対して、保険金で負担することで財政的負担の軽減を図る。 一般旅券の申請を審査し、県へ送付し作成されたパスポートを交付する。	対象事故発 生時の対応 説明	件		賠償責任保険	件		補償保険	件	
777	行政運営	旅券事務	 一般旅券の申請を審査し、県へ送付し作成されたパスポートを交付する。 10年用パスポート 16,000円 5年用パスポート 11,000円 子供用パスポート 6,000円 	交付件数	件	435						
778	行政運営	光ファイバ網運営事業	笠間市が所有する光ファイバ網をNTT東日本に貸し出し(IRU契約)、民間事業者による光サービス未提供地区に、光ファイバによる高速ブロードバンドサービスをNTT東日本が提供する。 ・ 特定財源としてNTTから光ファイバの利用世帯に応じた金額が支払われている。 ・ 国の補助金を受けて整備をしたが、10年を経過し補助金の返還の必要もなく、国から民間譲渡に向けたガイドラインも出ているため民間譲渡に向けて協議を進めている。(令和7年4月完了見込)	巡回点検	0	4	ケーブル張 替	件	43	加入率(加入件数/対象世帯数)	%	58
779	行政運営	社会保障・税番号制度運用事業	【DX】社会保障・税番号制度の担当窓口として、国や県等と各担当部署及びシステム会社との調整。中間サーバとは、自治体が保存・管理している個人情報に対して、情報の照会依頼があった場合に情報提供を行う。このとき提供する情報を保管し、情報提供ネットワークシステムと業務システムの中継を行う機能を有するサーバ。 ・ 運用・保守経費は地方財政措置 ・ 令和3年7月より更改後システムに移行済(R3年度まで更改システム移行分として国庫補助金あり) ・ マイナポイント事業は令和3年4月で終了									

No.		施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
780	行证	政運営	基幹系システム機器更新事業	【DX】住民情報システムで使用している基幹系システムのクライアントPC、プリンタについて各課の住民サービスの提供に支障が発生しないよう定期的に更新を行う。 国のシステムの標準化の動きを注視するとともに、市としてもベンダに意見を伝え、効率的なシステムとなるよう事務を実施する。標準化・共通化の予定令和6年度(国の期限は令和7年度末) ・ 特定財源なし	基幹系シス テムクライ アントPC更 新台数	台	5	基幹系シス テムプリン タ更新台数	台				
781	行正	 政運営	郵便等発送事務	どのメリットがあった。 各課への郵便の仕分け、各課から集約された郵便物の発送業務を行う。	郵便料(総	千円	29, 067	郵送料(総	枚	439, 275			
		政運営	入札参加資格共同受付事業	茨城県及び他の自治体と共同で電子・紙での入札参加資格申請を共同で行う。	務課払い) 入札参加資 格者数	者	2, 916	務議払い)	%	63			
783	行政	政運営	選挙管理委員会事務	公平公正な選挙の管理を適正かつ効率的に執行するとともに, 投票しやすい環境づく りときれいな選挙・投票意識の高揚を積極的に推進する。	啓発事業件 数	件	2	選挙管理委 員会の開催 数	0	5	若者の立会 人	٨.	
784	財政	政運営	公会計財務書類作成事業	地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務書類4表を作成し、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営に活用する。平成28年度決算から「統一モデル」により作成し、詳しい分析をすることで、わかりやすい情報開示が出来るとともに他団体との比較も可能に、また行政内部の管理経営のための情報活用を図る。	固定資産台帳整備件数	件	10, 990	公表数	件	1			
785	財政	政運営	公共下水道事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	820, 402						
786	財工	政運営	出納事務	支出命令票の適正かつ迅速な審査事務及び支払事務、市税等及び国・県等の補助金等の収納金の適正な収入処理を行う。公共料金(電気・電話・水道)については、各事業者と協議のうえ、 一括請求及び一括支払を実施。出納閉鎖後、決算書を調製し、市長へ報告を行う。歳計現金や基金について資金計画に基づき安全かつ有利な運用管理をする。 また、指定金融機関等の検査を実施する。 令和3年3月31日で岩間支所内の常陽銀行派出所が廃止となったため、公金保管場所・運搬の安全対策として岩間支所公金保管運搬業務を委託。 「働き方改革に伴う要求」 報酬、費用弁償については、働き方改革推進及び会計業務の効率化を目的とし、パートタイム会計年度任用職員を任用するための予算要求。	歳入金額	Ħ	52, 145, 044, 216	歳出金額	PI	50, 364, 203, 322			
787	財政	政運営	まちづくり振興基金事業	合併特例債(一部一財)を原資として設置した基金。合併後の地域の一体感の醸成及	活用事業数	事業	11						
788	財政	政運営	固定資産標準地評価事務	び地域振興を図る事業に活用する。 ・地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在の市町村において課税する。 ・土地価格の時点修正	標準地(鑑 定地)の価 格の時点修 正	筆	62						
789	財政	政運営	市税還付事務(収税課)	・固定資産税支援システムの更新及び保守 地方税法第17条の規定により、出納閉鎖後の賦課の修正や重複納付等により超過納付となった納税者に対して、還付手続を行い過誤納金を還付する。また、同法第17条の2の規定により市税未納分に充当する。 地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在	還付または 充当手続き 固定資産評	件	3	過誤納金の 解消	件	3			
790	財政	政運営	固定資産評価替準備事務	の市町村において課税する。 不動産鑑定委託、評価替準備業務(継続事業)委託その他の必要な業務を行う。	価基準にお ける標準宅 地数	地点	488						
791	財政	政運営	固定資産審査委員会事務	固定資産評価審査委員会の職務は、市とは独立した中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査及び決定その他の事務を行う機関である。	事前説明者数	Д		不服申立て 件数	件				
792	財正	政運営	市民税賦課事務	地方税法第294条及び笠間市税条例第23条の規定により、市内に住所を有する個人、事務所・事業所を有する法人に対して市民税を課する。 ※東日本大震災復興財源として平成26年度から10年間個人市民税均等割500円増額。 ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化対応 *稼働時期:R6.4 *改修時期:R5.10~3予定 ・森林環境税課税開始に係る基幹税務システム改修 *稼働時期:R6.4 *改修時期:R5.10~3予定	申告受付件 数	件	9, 500	個人市民税 調定額(現 年課税分)	千円	3, 516, 665	法人市民税 調定額(現 年課税分)	千円	673, 246

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
			地方税法第443条及び笠間市税条例第80条の規定により、三輪以上の軽自動車 の取得者に環境性能割、	軽自動車税			軽自動車税					
793	財政運営		の取得有に環境性能制。 軽自動車等の所有者に種別割を課する。	申告書処理 件数	件	12, 500	観(現年課	千円	251, 788			
701	 財政運営	病院事業支出金			千円	109, 023	税分)					
	<u>网政建当——</u> 財政運営	过度甘入亩类	将来の臨時財政対策債や合併特例債による地方債残高の増に対する負担の軽減のため	減債基金積	千円	438	減債基金現	千円	1, 622, 695			
790	別以廷古		の減債基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。 笠間市が有する自然環境及び歴史的資産の継承並びに笠間市の将来の発展を願う人々	立額-取崩額	1113	400	在高	1113	1, 022, 033			
			から寄附金を募り、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資するこ	元気かさま			元気かさま					
796	財政運営	元気かさま応援基金事業	とを目的としたふるさとづくり寄附金を元気かさま応援基金に	応援基金積	千円	19, 978	応援基金現	千円	135, 589			
			積み立て、まちづくり支援事業、子ども支援事業、芸術・文化支援事業に充当すると	立額−取崩額			在高					
			ともに、基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。 収入の確保を図るとともに、前例踏襲ではなく必要性が高く、より費用対効果の高									
		a	い事務事業に重点を置いた予算編成を実施する。 決算においては、決算統計及び財政				経常収支比 率			実質単年度		4 400 000
/9/	財政運営	財政事務	健全化判断比率や財務諸表を作成し、財務状況を分析・検証 することで財政の弾力性や健全性の確保・向上を図るとともに、市民への公表を行っ	(要求・査定)	凹	13	率	%	85	収支	千円	1, 193, 808
			ていく。									
798	財政運営		市発注工事等における、入札事務及び検査の適切正な執行により、財政運営の推進を 図る。	入札執行件 数	件	389	検査件数	件	290	落札率	%	91
799	財政運営	一時借入金利子	歳計現金が不足した場合の一時借入金に対する利子を支出する。 公共施設等の整備については、単年度収入では賄いきれず、また住民負担の世代間公									
			一次では、中央では、中央では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本				実質公債費			仮立合わい		
800	財政運営	市債管理事務	いくことが必要である。 そのために真に必要である事業を厳選するとともに、交付税 算入率の高いものを優先的に借り入れすることとした。 また、将来的な負担増に備	繰上償還額	千円		夫貝公頂貨 比率	%	7	将来負担比 率	%	
			え、利率の高い市債について繰上償還を実施。									
901	財政運営	地方交付税算定事務	地方交付税は、市の歳入の3割を占め重要な財源となっていることから、その算定の ための基礎数値の報告や申請に際して、正確な数値等の把握をすることで、適正な交	普通交付税	千円	7, 117	特別交付税	 千円	606, 589	震災復興特	千円	688
001	別以建名	心刀又们优异足争伤	付税確保に繋げる。	額	713	7, 117	額	717	000, 369	別交付税額	ТП	000
802	財政運営	収納事務	市税収納の適切な集計処理。口座振替の推進。	収納件数	件	3, 913						
			市税等の収入の適正な集計処理									
803	財政運営	収納事務	常陽銀行岩間支店派出の廃止により、収納件数増加 口座振替、コンビニ納付等の推進	収納件数	件	11, 304						
						,						
				新型コロナ			新型コロナ					
804	財政運営	新型コロナウイルス感染症対策 基金事業	新型コロナウイルス感染症対策に資するため、令和2年度に笠間市新型コロナウイルス 感染症対策基金を設置。感染症対策の支援を目的に寄せられた寄附金等を基金に積み	ウイルス対 策基金積立	千円	21, 223	ウイルス対 策基金現在	千円	67, 223			
			立て、対象事業に充当することで健全な財政運営を図る。	金一取崩額			宋 本 立 坑 在 高					
805	財政運営	計)	公共施設等の整備や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の利子を支出す る。	利子支出額	千円	97, 670						
806	財政運営		公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	1, 313						
807	財政運営	予備費管理事務(一般会計)	地方自治法により、一般会計予算には、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、予備費を設けなければならないことになっており、必要に応じて予備費から充当									
007	<i>**</i> 124.50		する。									
808	財政運営	固定資産税賦課事務	地方税法第342条及び笠間市税条例第54条の規定により、笠間市に所在する土	納税通知発	件	35, 460	固定資産税	千円	4, 834, 297			
300	州以廷古	四人只任儿枫怀予切	地、家屋及び事業の用に供する償却資産の所有者に固定資産税を課する。	送件数	IT.	33, 400	(現年課税	111	4, 004, 297			
000	时中国帝	地方債元金償還事務(一般会	公共施設等の整備に係る市債や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の元金	二个片字句	ızm	2 672 650	地方債現在	千円	20 261 002			
809	財政運営	計)	を償還する。 また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を実 施。	元金償還額	千円	3, 673, 658	高	+	30, 361, 293			
810	 財政運営			笠間市税例	件	2						
		No. 20 40 40 42 400	地方税法第17条及び第17条の2の規定により過誤納金の還付又は充当をするう	規改正案件		-						
			ち、過年度の賦課の修正や出納閉鎖後の重複納付等による過誤納金に対して、還付金									
811	財政運営	市税還付事務	を支出又は充当する。 個人住民税については、株式譲渡割・配当割の還付がある。(所得割額から控除で	還付または	件	460						
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		きなかった金額を還付する。)	充当手続き	''							
			│ 法人市民税については、確定申告税額が予定申告納付額に満たないための還付があ │る。									
			【新規】令和4年度税制改正において、地方税務手続のデジタル化として、eLTAXを通									
	財政運営	税務業務電子化対応事務	じた電子申告・申請の対象手続や電子納付の 対象税目・納付手段を拡大することが明記され、今後、システム改修の対応行ってい	システム改 修		ŧ	システム改修委託料	^改 円				
812			⟨ ∘		件							
			地方税共同機構では、電子化により特に納税者の利便性向上と地方団体の収納事務の 効率化につながることが見込まれる、地方たばこ税(県、市たばこ税)、入湯税、									
			初学にこうなかることが見込まれる、地方にはこれ、宗、市にはこれが、大場代、 宿泊税の電子申告と電子納税の令和5年10月稼働で進めている。									
212	————— 財政運営	財政調整基金事業	経済事情の変動等による財源不足や、災害・大規模事業に対応できる財源を確保する	財政調整基 金積立額-取	壬四	16, 885	財政調整基 金現在高	千円	7, 449, 507			
013	州以廷 古	川以明正坐业于木	ため、財政調整基金を適正に管理し、健全で円滑な財政運営を図る。	並慎立領 ⁻ 収 崩額	1111	10, 000	金現在高	' ' '	7, 445, 507			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
814	財政運営	ふるさと創生基金事業	旧3市町の交付税を原資として設置した基金。 恵まれた自然を生かし、誇りと愛着の持てる「ふるさと笠間市」を自主的・主体的に築き上げる事業に活用する。令和2年度3月補正では小薬氏の寄附金(100,000千円)を積立。	活用事業数	事業	3						
815	財政運営	ふるさとづくり寄附金制度推進 事業	笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々のまちづくりの参加手法 として寄附を募り、連携と協働によるまちづくりを推進する。	寄附金受入	件	13, 595	寄附金	千円	159, 591			
816	財政運営	収納管理事務	納付済者に対する適正な収納管理、未納者に対する速やかな納付の催促、また、多様な納付手段の提供により納期限内納付を図る。	口座振替件 数	件	63, 369	納付の督促 及び催告数	回	23	口座振替収 納割合	%	31
817	財政運営	地方債元金繰上償還事務(一般 会計)	C)								
818	財政運営	土地開発基金事業	正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	基金積立額	千円	1, 273	基金現在高	千円	1, 485, 774			
819	財政運営	収納対策事務	滞納整理については、大多数の納税者が納期内に納税していることを念頭に適切な対応により自主納付を促進し、納税に誠意がない者に対しては、税負担の公平性を確保するため、法に基づき財産調査のうえ差押等厳正な滞納処分を実施している。また、徴収嘱託員を任用し、事案整理を実施する。併せて、交通弱者等納付困難者の納税機会を損なわないよう訪問徴収も実施する。 大池田財産区に関する事務	催告書及び 差押予告書 発送	通	20, 412	差押件数	件	235	徴収率	%	96
820	公共施設等 管理	議会費	へ									
821	公共施設等 管理	みどりの基金事業		基金利子積立	件	1	基金利子	円	24, 111			
822	公共施設等 管理	笠間支所庁舎管理事業	①庁舎管理の各種委託事業 ②機械警備の入退室カードの管理 ③庁舎敷地内の除草作業や樹木の害虫駆除等 ④敷地内の安全確保	庁舎の清掃	<u> </u>	242	敷地内の植 栽管理	0	7			
823	公共施設等 管理	事務機器管理事業	本庁舎で使用する事務機器の維持管理と消耗品の調達を行う。(複合機・印刷機・大 判プリンター・紙折り機の管理)	機器保守回 数 (年間)	回	12						
824	公共施設等 管理	公共建築物長寿命化等対応基金 事業	公共施設等総合的維持管理の推進のため、公共建築物の長寿命化を目的とする大規模改修や取壊しに係る費用に対する財源確保のために設立した基金の積立を行う。	基金積立	件	2		千円	100, 520			
825	公共施設等 管理	岩間支所庁舎管理事業	市民センターいわま庁舎、敷地及び付属設備を適切に管理する。	庁舎の清掃	B	359	敷地内の草 木等管理委 託	0	6			
826	公共施設等管理	遊休市有地売却促進事業	「既存ストックの保全及び活用」の一環として、低・未利用地の貸付等による利活用の ほか、民間事業者の情報等を活用するなど、売却手法の効率化を図り、遊休市有地の売却 を積極的に促進する。 公有財産台帳の整理を進めながら遊休市有地の貸付や処分を行ってきたが、更なる有 効活用を図るため、サウンディング方式などの市場調査、積極的な処分方法の検討が 必要である。 遊休市有地に限らず、公共施設の空きスペースなどについても、行政目的を損なわず 有効に活用するため、貸付や使用許可も含め検討を要する。	市有地売 却・払下件 数	件	4	遊休市有地 売却・払下 件数	件	6	遊休市有地 売却・払下 金額	千1円	31, 646
827	公共施設等管理	財産管理事業	公有財産を適切に管理するため、県内市町村担当者等と情報交換、行政財産を目的とす	市有財産維 持管理対応 件数	件	30	市有財産維 持管理実施 件数	件	30	借地件数	件	
828	公共施設等 管理	公共施設ごみ処理事業	公共施設から排出される一般廃棄物の収集業務を行う。(本所・笠間支所・岩間支所の他学校等の施設が対象) 【債務負担行為】	資源物リサ イクル量	kg	27, 830	へ [°] ットホ・トル処 理	kg	1, 160	紙類処理	kg	26, 670
829	公共施設等管理	営繕工事等事務	営繕工事等依頼を工事内容の専門性、工期や発注時期で整理し、最大限受入れて、工事監理と工事監督を行う。 直営での受け入れが必要でない業務については、助言と指導により、業務の質向上を 図る。	営繕工事等 受理件数	件	3						
830	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務(本所)	供用消耗品等の経費 コピー用紙、フラットファイル、乾電池の単価契約を行うことにより、支出額の削減 に努めている。 また、ボールペン、蛍光ペン等については、詰め替え用インクの使用を推進してい る。	統一した考 え方の周知	0	2	理解度	%	100			
831	公共施設等 管理	車輌管理事業(岩間支所)	<u> </u>	運転日誌の 管理	月	12	無事故率の 向上	%	95	公用車の管 理	台	19
832	公共施設等 管理	本所庁舎管理事業	本所庁舎に係る維持管理業務を行う。(警備委託・保守点検委託・施設管理委託・植 栽管理委託等)	消防設備保 守点検(年	回	2	ELV保守点検 (年間)	回	4	電気工作物 保安管理(年	回	12
833	公共施設等 管理	公有財産管理台帳システム運営 事業	笠間市公共施設等総合管理計画に基づく、公有財産管理台帳の統合型データベース化を 進めるため、システムの維持・保守を行う。 基幹系システムとの連携による情報整理の効率化を図る。	/ 中	件	1	加除修正	0				
Ь			坐打ホノハノムとの圧防による 利定性の効率化で囚る。	1	1	I	1	I	I	I .	1	

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R4	指標2	単位	R4	指標3	単位	R4
834	公共施設等 管理	車輌管理事業(本所)	公用車の車検整備や燃料代等の維持管理及び老朽化した車輌の更新を行う。	公用車更新	台	5		台	5	集中管理公 用車稼働日	В	255
835	公共施設等 管理		外線電話を関係各課に取り次ぐために、電話交換業務を行う。	電話接遇研 修	回		電話取次ぎ 件数(1日 当り)	件	950			
836	公共施設等 管理		職員が節約の意識を持ち事務費の削減を図る。	事務用品払 出表の記入	件	235	前年比より 削減	%	0			
837	公共施設等 管理		岩間支所の一般管理事務用品等の経費 職員が節約の意識を持ち事務費削減を図る。									
838	公共施設等 管理	車輌管理事業(笠間支所)	①安全運転管理者を置かなければならない事業所に該当。②管理車輌21台の修繕、 車検等を行う。	運転日誌の 管理	月	12	無駄の無い 公用車の管 理	台	21			
839	デジタルト ランス フォーメー ションの推 進		住基ネットワークシステム等に関する保守及び管理及びマイナンバーカードの交付事務や記載事項の追記事務を行っている。さらに、公的個人認証の委任事務を行い、マイナンバーカードの普及に伴い社会的な利便性の向上に努める。 【DX】デジタル手続き法改正に伴う戸籍附票とマイナンバーの連携	交付枚数	枚	49, 968						
840	デジタルト ランス フォーメー ションの推 進	マイナンバー制度事業	住其ネットワークシステム等に関する保守管理及び、マイナンバー法施行に伴う 個	カードの交付累計	枚	49, 968						
841	デジタルト ランス フォーメー ションの推 進	サービス事業	【DX】・オンライン学習サービス ベネッセUdemy (ユーデミー)、Schoo (スクー) (令和4年度開始) デジタルトランスフォーメーション (DX)の取り組みを市役所のから市内企業などにも 波及させるため、地域におけるデジタル人材を育成します。 DX・ICT等の推進にあたっては、「何をどうやるべきか」、「どのように学ぶか」が 課題となっていることから、DX・ICTを含む幅広い講座を時間や場所にとらわれずに 自分のペースで学習できるオンライン学習									
842	デジタルト ランス フォーメー ションの推 進	標準準拠システム移行事業(基 幹系)	・これまで基幹系システムは自治体が独自に発展させてきたことから、維持管理や制度改正時の改修など個別対応が必要となり、自治体の負担が大きい、システムの差異調整が負担、クラウド利用が進まないなど課題があったことから、住民基本台帳や住民税など地方公共団体の20業務について、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務付ける法律が制定され、原則すべての自治体が、目標時期である令和7年度までに、国が提供するガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムに移行できるよう、国はその環境を整備するとされた。 ・住民基本台帳など標準化の対象とされたこ0業務を所管する担当課や基幹系ベンダと協力して、ガバメントクラウド上に構築されたベンダの提供する標準準拠システムへ国が示す期間までに円滑にシステムを移行する。									